

【災害】

1 風水害（風水害2-2-3）

（1）台風

本町に大きな風水害を与えるものは台風であり、そのほとんどが9月に集中している。台風による災害は、その暴風の風圧による風害と大雨による水害がある。

風速25m/秒をこえると、建物等にかかりの被害があらわれ、さらに30m/秒をこえるようになると広範囲に大被害が生ずるようになる。本町にとって最も強い風速を示す台風コースは次のとおりである。

ア 本町の西側を進むときは概して風が強くなり、東側を通過する場合は大雨のおそれが多い。

イ 紀伊半島の南部から北東～北北東へ進み、三重県、滋賀県の県境付近と滋賀県西部との間を通るコースのとき、南東の風が最も強くなる。台風が南方洋上にあらわれると、日本付近にある前線が活発になり、その北側に大雨を降らせる。さらに台風が接近すると台風自体のうず巻きによるしゅう雨性の雨が強く降るようになる。

前述のように台風が西方を通るときは、台風の右半円に入り強い風とともに特に強いしゅう雨性の雨が降る。又、台風が南方から東方へぬける場合には大雨となる。

（2）大雨

水害を起こす大雨は、台風と梅雨期のものが最も多い。台風による大雨については、前述のとおりであるが、勢力の弱い台風でも前線の雨と重なると量は極めて多くなることがあるので注意を要する。梅雨期の大雨による水害は、台風による水害とほぼ同様の頻度で発生している。梅雨期の大雨は、梅雨明けに近い末期に起こることが多く梅雨末期の豪雨と呼ばれる。梅雨期は、ただでさえ河川の水位が上昇しているので、流域に大雨が降るとたちまち洪水、堤防の決壊が起こる。梅雨期後の夏季や9月～10月の秋りん期にも、前線によって豪雨を降らせることがあり、この雨は俗に集中豪雨とよばれるように局地的に降るので普通河川の氾濫や低地の浸水を起こすことがある。夏から秋にかけての前線は、南方海上の台風の影響を受けて大雨を降らせることがあるので注意しなければならない。

（3）山くずれ、崖くずれ

山くずれ、崖くずれには、台風や地震及び大雨等による大規模な山津波から局部的な崖くずれまである。これらは、いずれも雨水が主因であり、この原因は傾斜面の土砂が「粘着力」「摩擦力」「滑り力」の関係に、降雨並びに地下水等が加わって均衡がくずれたときに起こるものである。

[台風の大きさと強さ]

気象庁は、台風のおおよその勢力を示す目安として、上表のように台風の「大きさ」と「強さ」を表現します。「大きさ」は「強風域（平均風速15m/s以上の強い風が吹いている範囲）」の半径で、台風の「強さ」は「最大風速」で区分しています。

さらに、強風域の内側で平均風速25m/s以上の風が吹いている範囲を暴風域と呼びます。

<大きさの階級>

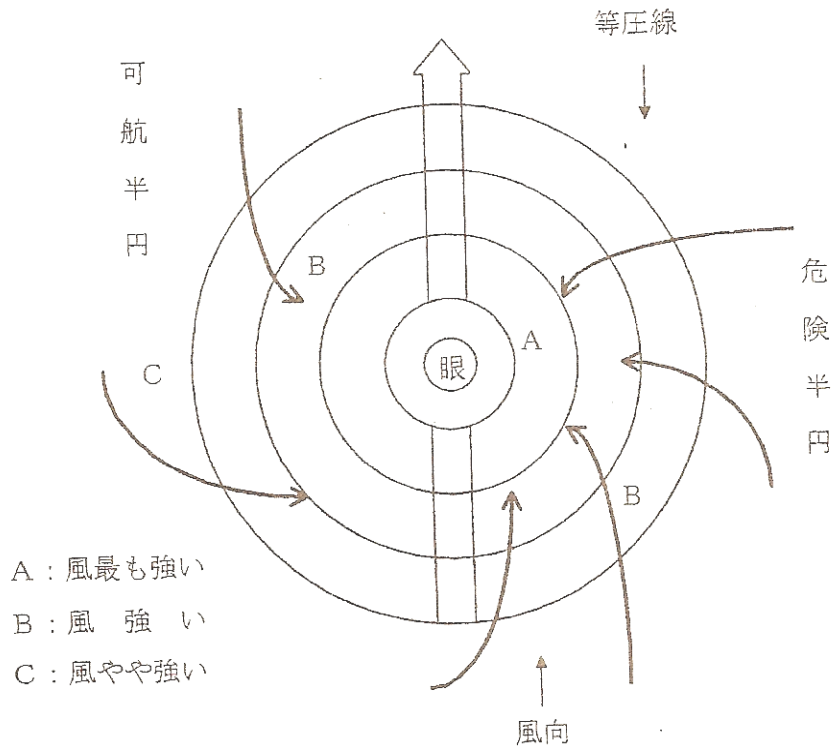
台風の大きさ	風速15m/s以上の半径
大 型	500km以上～800km未満
超 大 型	800km以上

<強さの階級>

台風の強さ	最大風速 (m/s)
強 い	33 m/s (64 ノット) 以上 ~ 44 m/s (85 ノット) 未満
非常に強い	44 m/s (85 ノット) 以上 ~ 54 m/s (105 ノット) 未満
猛烈な	54 m/s (105 ノット) 以上

(名古屋地方気象台)

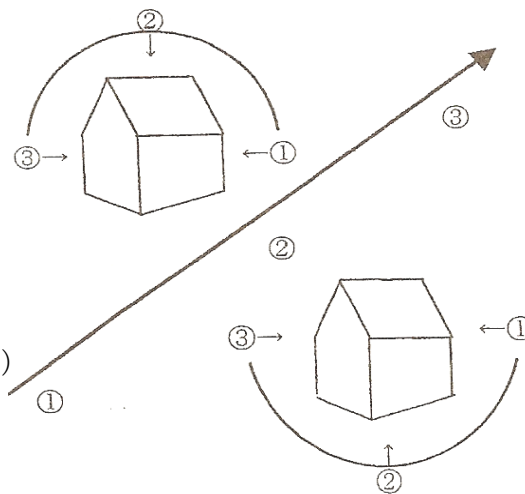
[台風と風]



台風の進路によって、風向の変わり方も異なる。

左側

- 反時計まわり
- ①はじめに東風 (台風次第に近づく)
 - ②次第に北西に変わり (台風最も近づく)
 - ③西風になる (台風次第に遠くなる)



右側

- 時計まわり
- ①はじめに東風 (台風次第に近づく)
 - ②次第に南風になり (台風最も近づく)
 - ③西風になる (台風次第に遠くなる)

台風の進路付近では、台風の通過と同時に風向きは反対になり猛烈な吹き返しがある。

2 高潮害（風水害2-2-4）

伊勢湾、三河湾の沿岸では、台風が湾の西側を通過するときに高潮が起こっている。高潮は、台風の中心近くの気圧低下で海面が上昇することによる水位の高まりに、強風で海水が岸に吹き寄せられて起こる水位の上昇が加わった現象である。前者は気圧 hPa の低下に対して1 cm の上昇、後者は風速の2乗に比例し伊勢湾では南南東の風の場合に最も大きくなる。

伊勢湾台風は日本における高潮の最高記録となったが、愛知県では過去にもこのような高潮にたびたび見舞われており、さきに風害の項で述べたような大型台風はいずれも顕著な高潮を伴っている。

高潮は湾口が広く、しかも深く、湾奥ほど狭まって浅くなっているような湾に発達する。伊勢湾はこれに近く、南寄りの風のときは吹走距離も長いため、吹き寄せ効果が最も大きい。三河湾は湾口が狭いが、南～南西風が強くと北岸や東岸にはとくに顕著な高潮が現われる。

台風が接近すると、強風によって海面には風浪が発達する。風浪は岸に近づくと水深が浅くなるため、波頭が碎けて磯波になり、また、堤防や岸壁に衝突すると打ち上がり、強風により堤防や岸壁を越えて内側へ大量に流れこむ。

伊勢湾台風の際、最高水位よりも高かった海岸堤防が各所で破られたのは波浪と打ち上げ波によって大量に海水が越堤し、堤防下部を掘削したための相互作用によるものと見られている。

いったん堤防が破られると、なだれ込んだ海水による破壊力は強く、瞬時に家屋を押し流してしまう。しかし堤防背後の地形や地物の影響は案外大きく、地盤が低く水田や畑が開けている平坦地では、高潮の破壊力は遠方までおよび、反対に地盤が高くなっていたり、建物や起伏の多い地帯では、海岸の近傍で破壊力が急速に減衰し、それより遠方では浸水による被害だけにとどまる。この事実は伊勢湾台風の際に明らかに認められている。

3 気象庁震度階級関連解説表（抜粋）

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

4 津波警報・注意報（地震・津波3-2-2）

	予想される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
	発表する値 (発表基準)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報	10m超 (10<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所に避難してください。
	10m (5m<予想高さ≤10m)		
	5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所に避難してください。
津波注意報	1m (20cm<予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は、早い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

5 愛知県における既往の地震とその被害（地震・津波1-3-2）

(1) 海洋型大地震

発生年	M	地震名	死者・行方不明者	その他の被害・特徴
1707年	8.6	宝永地震	—	県では渥美郡、吉田（現豊橋）で大被害のほか、全県で被害。尾張領内の堤防被害延長9,000m。震度7~6。津波も来襲し、渥美表浜で6~7mにもなった。
1854年	8.4	安政地震	—	県では宝永地震に似た被害。三河、知多、尾張の沿岸部の被害が目立った。震度6~5。津波も来襲し、渥美表浜通りで8~10m、知多半島西岸で2~4mとなり被害が出た。
1944年	7.9	東南海地震	死者・行方不明者 1,223人	県の被害は他県に比べ最大で、死者・行方不明者438人、負傷者1,148人、家屋全壊16,532棟、同半壊35,298棟。震度6~5、一部7。小津波あり（波高1m内外）、名古屋臨港部などでは著しい液状化現象による被害があった。

(2) 内陸型大地震

発生年	M	地震名	死者・行方不明者	その他の被害・特徴
1586年	7.8	天正地震	死者5,500人以上	三重県から富山県の広い範囲で震度6。伊勢湾で津波が発生したとの記録もある。
1891年	8.0	濃尾地震	死者7,885人	県の被害は、死者2,638人、負傷者7,705人、全壊85,511棟、半壊55,655棟で県の地震災害史上最大の被害を受けた。震度7～6。
1945年	6.8	三河地震	死者2,306人	三河南部の深溝断層の活動によるもので、幡豆郡、碧海郡に大被害が生じた。被害はすべて県のもので、死者2,306人、負傷者3,866人、全壊16,408棟、半壊31,679棟。震度は、西三河南部を中心に7～6、領域の大部分が5以上。津波も発生し、蒲郡で1mほどに達したが津波による被害はほとんどなかった。

(3) 本町における主な既往の地震

発生年	種類	地震	本町における震度
1944年	海洋型	東南海地震	震度6
1945年	内陸型	三河地震	震度5～6

6 愛知県内の主な災害の記録（昭和50年以降）（風水害1-1-4）

発生年月日	災害の種類 [災害の要因]	主な被害地 域	被害の概要	気象観測値
昭和50年 7.3～4	水害 《低気圧・前線》	名古屋市 春日井市	床上浸水 194世帯、床下浸水 13,113世帯	総雨量 名古屋：117.5 mm
昭和50年 8.22～24	水害 《台風》	全域	山崩れによる死者3名、床上 浸水 80世帯、床下浸水 1,546 世帯	総雨量 名古屋：124.0 mm 伊良湖：71.5 mm
昭和50年 10.5	水害 《台風・前線》	全域	床上浸水 43戸、土木施設 290ヶ所	日雨量 名古屋：38.0 mm 伊良湖：116.5 mm
昭和51年 5.25	水害 《前線》	東三河	死者1名、土木施設 631ヶ所	日雨量 名古屋：93.0 mm
昭和51年 7.28	水害・雷害 《大気不安定》	名古屋市	床上浸水 95世帯、床下浸水 4,400世帯	1時間雨量 名古屋：23.0 mm 日雨量 名古屋：58.5 mm
昭和51年 8.9	水害 《前線》	東三河	土木施設 122ヶ所	1時間雨量 名古屋：23.5 mm
昭和51年 9.8～13	水害 《台風》	全域	死者1名、家屋全壊 14戸、 床上浸水 13,488戸、床下浸 水 103,311戸	総雨量 名古屋：396.5 mm 伊良湖：260.5 mm
昭和52年 8.16～18	水害 《前線》	尾西市 津島市	床上浸水 283戸、床下浸水 5,062戸	総雨量 名古屋：50.5 mm
昭和52年 11.16～17	水害 《低気圧・前線》	尾張	床上浸水 73戸、床下浸水 1,277戸	総雨量 名古屋：124.0 mm 伊良湖：138.0 mm
昭和53年 7.12～13	水害 《低気圧・前線》	尾張	床上浸水 81戸、床下浸水 1,244戸	総雨量 名古屋：105.0 mm 伊良湖：98.0 mm
昭和53年 9.16	水害 《熱帯低気圧》	尾張	床上浸水 107戸、床下浸水 6,896戸	1時間雨量 名古屋：13.5 mm
昭和54年 5.7～8	水害 《低気圧》	三河	土木施設 144ヶ所	総雨量 名古屋：60.5 mm 伊良湖：93.0 mm
昭和54年 5.14	風害 《低気圧・前線》	渥美半島	野菜等 1,814ha	最大風速 伊良湖：E 20.8 m/s
昭和54年 6.27～7.2	水害 《前線》	全域	土木施設 111ヶ所	総雨量 名古屋：239.5 mm 伊良湖：111.0 mm
昭和54年 9.24～25	水害 《前線》	尾張	死者2名、床上浸水 1,633 戸、床下浸水 30,784戸	1時間雨量 名古屋：56.0 mm 総雨量 名古屋：105.5 mm
昭和54年 9.28～10.1	風水害 《台風》	全域	死者1名、稲作・野菜等 約 10,500ha	最大風速 伊良湖：S 19.3 m/s 日雨量 伊良湖：140.0 mm
昭和54年 10.18～19	風水害 《台風》	全域	行方不明1名、稲作・野菜等 約 21,200ha	最大風速 伊良湖：S 20.0 m/s 総雨量 伊良湖：143.5 mm

発生年月日	災害の種類 [災害の要因]	主な被害 地 域	被害の概要	気象観測値
昭和 55 年 6 月～8 月	冷 害	全 域	稲作・野菜等 約 21,700ha	8 月日照時間 名古屋：108.8 h (8 月の日照率 26%)
昭和 55 年 7.7～10	水 害 《低気圧・前線》	名古屋市 及び周辺	床上浸水 24 戸、床下浸水 1,124 戸	総雨量 名古屋：127.5 mm
昭和 55 年 8.26～27	水 害 《低気圧・前線》	名古屋市 及び周辺	床上浸水 417 戸、床下浸水 13,269 戸	総雨量 名古屋：142.5 mm
昭和 56 年 2.27	冷害・雪害 《冬型》	三 河	野菜・果樹の凍負・凍結 1,524ha	最低気温 名古屋：-6.2℃ 伊良湖：-3.8℃
昭和 57 年 8.1～3	水 害 《台風》	全 域	床上浸水 230 戸、床下浸水 2,777 戸	総雨量 名古屋：184.5 mm 伊良湖：444.5 mm
昭和 57 年 8.7～8	水 害 《大気不安定》	尾 張	床上浸水 415 戸、床下浸水 14,707 戸	1 時間雨量 名古屋：33.0 mm 日雨量 名古屋：52.0 mm
昭和 57 年 9.11～12	水 害 《台風・前線》	全 域	土砂崩れによる死者 1 名、床 上浸水 7 戸、床下浸水 324 戸、稲作・野菜等 5,417ha	総雨量 名古屋：134.0 mm 伊良湖：306.5 mm
昭和 58 年 7.8	水 害 《低気圧・大気不 安定》	名古屋市 春日井市	床上浸水 41 戸、床下浸水 1,053 戸	1 時間雨量 名古屋：47.0 mm 日雨量 名古屋：82.0 mm
昭和 58 年 8.16～17	風 水 害 《台 風》	全 域	床上浸水 33 戸、床下浸水 356 戸、稲作・果樹等 2,717ha	総雨量 名古屋：100.5 mm 最大風速 伊良湖：ENE19.0m/s
昭和 58 年 9.27～29	水 害 《台風・前線》	尾 張	死者 5 名、床上浸水 762 戸、 床下浸水 16,974 戸	総雨量 名古屋：234.0 mm
昭和 59 年 6.26～27	水 害 《前 線》	全 域	床下浸水 110 戸、土木施設 115 ヶ所	総雨量 名古屋：88.0 mm 伊良湖：76.0 mm
昭和 59 年 7.20	水害・雷害 《大気不安定》	全 域	落雷による負傷者 2 名、床下 浸水 225 戸、土木施設 130 ヶ所	1 時間雨量 名古屋：31.0 mm
昭和 60 年 6.30～7.1	水 害 《台 風》	全 域	床下浸水 75 戸、土木施設 532 ヶ所	総雨量 名古屋：80.5 mm 伊良湖：91.0 mm
昭和 61 年 12.19	風 害 《低気圧・竜巻》	渥美郡	家屋半壊・一部破損 46 戸、 農作物 23,058ha	最大風速 伊良湖：W 12.9 m/s
昭和 62 年 9.25	水 害 《低気圧・前線》	名古屋市	床上浸水 128 戸、床下浸水 2,390 戸	日雨量 名古屋：118.5 mm
昭和 62 年 10.16～17	水 害 《台 風》	全 域	死者 1 名、稲作・野菜等 5,037ha	総雨量 名古屋：20.5 mm 伊良湖：38.0 mm
昭和 63 年 6.2～3	水 害 《低気圧・前線》	三 河	麦等 1,052ha、土木施設 57 ヶ所	総雨量 名古屋：63.5 mm 伊良湖：78.5 mm
昭和 63 年 8.24	水 害 《大気不安定》	尾 張	床上浸水 5 戸、床下浸水 1,170 戸	1 時間雨量 名古屋：22.5 mm

発生年月日	災害の種類 [災害の要因]	主な被害 地 域	被害の概要	気象観測値
昭和 63 年 9. 20	水 害 《低気圧・前線》	尾 張	床上浸水 40 戸、床下浸水 3,876 戸	1 時間雨量 名古屋： 41.0 mm 日雨量 名古屋： 91.0 mm
昭和 63 年 9. 24～25	水 害 《熱帯低気圧》	全 域	床上浸水 8 戸、床下浸水 378 戸、土木施設 239 ヶ所	1 時間雨量 名古屋： 49.5 mm 総雨量 名古屋： 162.5 mm
平成元年 9. 19	水 害 《台 風》	三 河	死者 2 名、家屋全壊 4 戸、床 上浸水 14 戸	1 時間雨量 伊良湖： 27.0 mm 日雨量 伊良湖： 105.5 mm
平成 2 年 9. 17～18	水 害 《前 線》	尾張・知多	床上浸水 194 戸、床下浸水 2,073 戸、土木施設 100 ヶ所	総雨量 名古屋： 230.0 mm 伊良湖： 79.5 mm
平成 2 年 9. 19～20	風 水 害 《台 風》	全 域	床上浸水 67 戸、床下浸水 1,408 戸、土木施設 282 ヶ所、 農作物 6,610ha	1 時間雨量 名古屋： 27.0 mm 最大風速 伊良湖： S 26.2 m/s
平成 2 年 9. 30	水 害 《台 風》	東三河	床上浸水 38 戸、床下浸水 368 戸、土木施設 163 ヶ所	日雨量 伊良湖： 148.0 mm 1 時間雨量 伊良湖： 40.5 mm
平成 2 年 11. 30～ 12. 1	水 害 《台 風》	尾張	床上浸水 30 戸、床下浸水 1,033 戸	1 時間雨量 名古屋： 27.0 mm 総雨量 名古屋： 71.0 mm
平成 3 年 9. 13～14	水 害 《台 風》	西三河	床上浸水 76 戸、床下浸水 35 戸、土木施設 141 ヶ所	総雨量 名古屋： 55.0 mm 伊良湖： 124.0 mm
平成 3 年 9. 18～19	水 害 《台風・前線》	名古屋市 春日井市	死者 2 名、床上浸水 3,713 戸、床下浸水 12,131 戸、土 木施設 458 ヶ所、農作物 1,690ha	1 時間雨量 名古屋： 62.0 mm 総雨量 名古屋： 242.0 mm
平成 5 年 6 月～9 月	冷 害	全 域	稲作・野菜等約 31,833ha	8 月日照時間 名古屋： 135.6 h
平成 6 年 9. 15～18	水 害 《大気不安定》	全 域	床上浸水 342 戸、床下浸水 5,706 戸、土木施設 115 ヶ所	1 時間雨量 名古屋： 53.0 mm 総雨量 名古屋： 197.5 mm
平成 6 年 9. 29～30	風 水 害 《台風・竜巻》	全 域	家屋全壊 8 戸、床上浸水 137 戸、床下浸水 456 戸、土木施 設 220 ヶ所、農作物 4,515ha	総雨量 名古屋： 91.5 mm 最大風速 伊良湖： ESE 22.7 m/s
平成 6 年 7 月～8 月	干 害	尾張・知多	熱射病等で 8 名死亡、農作物 1,734ha、 断水（尾張東部・知多半島）	7 月平均気温 名古屋 28.9 ℃ 8 月平均気温 名古屋 29.3 ℃
平成 9 年 7. 28～29	風 水 害 《台 風》	全 域	稲作・果樹等 2,672ha	総雨量 伊良湖： 124.0 mm

発生年月日	災害の種類 [災害の要因]	主な被害 地 域	被害の概要	気象観測値
平成 10 年 9. 21～23	風水害 《台風》	尾張・知多	死者 3 名、床上浸水 8 戸、床下浸水 138 戸、土木施設 108 ヶ所、農作物 5,016ha	最大風速 名古屋：SSE 21.5 m/s 最大瞬間 名古屋：SSE 42.6 m/s
平成 10 年 10. 16～18	風水害 《台風・前線》	尾 張	農作物 2,473ha	最大風速 名古屋：SE17.3 m/s 伊良湖：ESE 17.9 m/s
平成 11 年 6. 29～30	水 害 《前 線》	尾張・知多	床上浸水 117 戸、床下浸水 609 戸、土木施設 276 ヶ所	総雨量 名古屋：99.5 mm 伊良湖：112.5 mm
平成 11 年 9. 24～26	風 害 《台風・竜巻》	東三河	家屋全壊 41 戸、半壊 304 戸	最大風速 名古屋：SSE 11.2 m/s 最大瞬間 名古屋：S 23.0 m/s
平成 12 年 9. 11～12	風水害 《台風・前線・竜巻》	全 域	死者 7 名、家屋全壊 18 戸、半壊 156 戸、床上浸水 22,077 戸、床下浸水 40,401 戸、土木施設 1,333 ヶ所	1 時間雨量 名古屋：97.0 mm 日雨量 名古屋：428.0 mm 総雨量 名古屋：566.5 mm
平成 16 年 10. 19～21	風水害 《台風》	全 域	死者 1 名、家屋半壊 41 戸、床上浸水 21 戸、床下浸水 160 戸、農作物 3,486 ヶ所	1 時間雨量 名古屋：17.0 mm 総雨量 名古屋：165.5 mm
平成 20 年 8. 28～30	風水害 《前線》	全 域	死者 2 名、家屋全壊 5 戸、半壊 3 戸、床上浸水 2,477 戸、床下浸水 14,108 戸、農作物 987.5ha	1 時間雨量 名古屋：84.0 mm 日雨量 名古屋：133.5 mm 総雨量 名古屋：237.0 mm
平成 21 年 10. 7～8	風水害 《台風》	全 域	家屋全壊 6 戸、半壊 41 戸、床上浸水 246 戸、床下浸水 1,235 戸	最大風速 伊良湖：E 23.2 m/s 最大瞬間 伊良湖：ENE39.9 m/s
平成 23 年 8. 22～23	水害 《大気不安定》	尾張一部 地域	床上浸水 209 戸、床下浸水 1,207 戸	1 時間雨量 一宮：62.0 mm
平成 23 年 9. 19～21	風水害 《台風》	全 域	死者 4 名、床上浸水 239 戸、床下浸水 572 戸 土木施設 491 ヶ所	日雨量 名古屋：169.5 mm 最大瞬間 伊良湖：ENE 33.0 m/s

資料：名古屋地方気象台

※昭和 50 年以降の愛知県の気象災害を次の基準にて掲載。

- 人的被害 : 死者・行方不明 2 名以上
- 建物被害 : 家屋全壊 10 戸、または床上浸水 100 戸・床下浸水 1,000 戸以上
- 農業被害 : 被害面積 1,000ha 以上
- 公共土木施設被害 : 河川・砂防・道路・橋りょうなど 100 ヶ所以上
- 林業関係被害 : 治山施設・林道など 100 ヶ所以上
- 海難被害 : 船舶 5 隻以上
- 大雪被害 : 列車運休や遅延、その他交通機関や住民生活に影響が大きいもの

(注)：気象観測値は名古屋地方気象台及び伊良湖特別地域気象観測所

被害の概要については愛知県発行の「災害の記録」による。

【防災上注意すべき自然的・社会的条件】

7 危険箇所等・土砂災害警戒区域等の定義

(風水害 2-3-2、2-3-4、2-3-5、地震・津波 2-5-4)

(1) 危険箇所等の定義

危険箇所、危険地区等の名称		定義
土砂災害 危険箇所	急傾斜地崩壊 危険箇所	傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家が 1 戸以上（人家がなくても官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含む）ある場所
山地災害 危険地区	山腹崩壊 危険地区	地形（傾斜、土層深）、地質、林況等からみて、山腹崩壊により人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区

(2) 土砂災害警戒区域等の定義

土砂災害 警戒区域	急傾斜地の崩壊	傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の急傾斜地で、斜面上部（斜面の上端から 10m 以内）、斜面及び斜面下部（斜面の下端から斜面の高さの 2 倍以上）の区域
土砂災害 特別警戒区域	土石流・急傾斜 地の崩壊	土砂災害警戒区域のうち、住宅などが損壊し、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

8 急傾斜地崩壊危険箇所・山腹崩壊危険地区・土砂災害警戒区域・

土砂災害特別警戒区域（風水害 2-3-2、2-3-4、地震・津波 2-5-4）

危険箇所・地区名	整備状況	対 策	土砂災害 警戒区域	土砂災害特 別警戒区域	備考
屋敷一区-1	未整備	急傾斜地崩壊	○	○	
屋敷一区-2	整備済	急傾斜地崩壊 (法枠工法)	○		
藤江字北根(稲穂 町有脇 2)	整備済	急傾斜地崩壊 (法枠工法)	○		
前浜 A	整備済	急傾斜地崩壊 (擁壁工)	○		
前浜 B	未整備	急傾斜地崩壊	○	○	
前浜 C	未整備	急傾斜地崩壊	○	○	
狭間	整備済	急傾斜地崩壊 (擁壁工)	○	○	
傍示松	未整備	急傾斜地崩壊	○	○	
坂下 A	整備済	急傾斜地崩壊(法 枠工法)	○	○	
坂下 B	整備済	急傾斜地崩壊(法 枠工法)	○	○	

弁財	整備済	急傾斜地崩壊(法 枠工法)	○		
三本松 A	未整備	急傾斜地崩壊	○	○	
三本松 B	未整備	急傾斜地崩壊	○	○	
仏一 1	未整備	急傾斜地崩壊	○	○	
黒鳥	未整備	急傾斜地崩壊	○	○	
平地 A	未整備	急傾斜地崩壊	○	○	
平地 B	未整備	急傾斜地崩壊	○	○	
仏一 3	未整備	急傾斜地崩壊	○	○	
仏一 4	整備済	急傾斜地崩壊 (擁壁工)	○	○	
与市山一 1	未整備	急傾斜地崩壊	○	○	
南大狭間一 2	未整備	急傾斜地崩壊	○	○	
赤坂 1	未整備	急傾斜地崩壊	○	○	
三ツ池一区	未整備	急傾斜地崩壊	○	○	
藤塚 1 (石浜字町 田)	整備済	急傾斜地崩壊 (法枠工法)	○	○	
口蕨一 1	未整備	急傾斜地崩壊	○	○	
飛山池上一 1	未整備	急傾斜地崩壊	○	○	
緒川字下舟木	整備済	山腹崩壊			
緒川字上高根台	未整備	山腹崩壊			
石浜字飛山池上	整備済	山腹崩壊			
石浜字西平地	未整備	山腹崩壊			
生路字挟間	整備済	山腹崩壊(土留工法)			
藤江字山敷	未整備	山腹崩壊			
西高祖一 1	未整備	急傾斜地崩壊	○	○	
屋敷参区一 1	未整備	急傾斜地崩壊	○	○	
下庚申坊一 1	未整備	急傾斜地崩壊	○	○	
西地獄一 1	未整備	急傾斜地崩壊	○	○	
守宮池一 1	未整備	急傾斜地崩壊	○		
山敷一 1	未整備	急傾斜地崩壊	○	○	

南大狭間一3	未整備	急傾斜地崩壊	○	○	
--------	-----	--------	---	---	--

資料：土木維持管理課

9 土砂・山地災害区域内の要配慮者利用施設（風水害2-3-5）

関連施設		所在		危険地区の状況
施設名	分類	大字	字	
生路小学校（放課後こども教室）	学校教育法第72条に規定する学校施設	生路	傍示松	急傾斜地崩壊危険箇所 土砂災害（特別）警戒区域

10 重要水防箇所（風水害2-2-3、3-8-1、地震・津波5-5-2）

（1）県管理

河川名	左右岸別	位置・地名	延長(m)	重要度	理由
明徳寺川	左	0.1k+50m～0.1k+70m 東浦町大字石浜（水門上流）	20	B	堤防高不足
明徳寺川	右	0.1k+50m～0.1k+70m 東浦町大字石浜（水門上流）	20	B	堤防高不足
須賀川	左	1.2k～1.3k+50m 東浦町大字藤江（藤江橋～蕨橋）	150	B	堤防断面不足
須賀川	右	1.2k～1.3k+50m 東浦町大字藤江（藤江橋～蕨橋）	150	B	堤防断面不足

※重要度欄の「A」は水防上最も重要な区間を、「B」は次に重要な区間を、「C」はやや危険な区間をいう。

※位置欄の数値は、河口からの距離を示す。

（2）町管理

河川名	左右岸別	地名	延長(m)	重要度	理由
大府江川	右	東浦町大字緒川（五ヶ村川合流点上流）	1,100	B	堤防断面不足
大府江川	左	東浦町大字緒川（五ヶ村川合流点上流）	1,100	B	堤防断面不足
新池川	右	東浦町大字緒川（緒川新池余水吐上流）	430	B	堤防断面不足

※重要度欄の「A」は水防上最も重要な区間を、「B」は次に重要な区間を、「C」はやや危険な区間をいう。

※位置欄の数値は、河口からの距離を示す。

資料：土木維持管理課

11 防火地域等区域（風水害2-8-3、地震・津波2-4-3）

種 類	面 積
防 火 地 域	約 2.3ha
準 防 火 地 域	約 39ha

資料：都市計画課

12 宅地造成工事規制区域（風水害2-8-4、地震・津波2-4-4）

- ・指定箇所、面積 1箇所 1,808ha
- ・指定時期 第3次指定 昭和43年4月18日

13 洪水浸水想定区域における要配慮者利用施設

○二級河川境川浸水想定区域における要配慮者利用施設

番号	施設の名称	所在地	施設区分
1	ファミリーハウス「とんと」 森岡	森岡字前田 16 番地の 1	社会福祉施設
2	E a s t B a y	緒川字旭 21 番地の 2	社会福祉施設

※想定深水深が 0.5m未満及び医療施設のうち、外来施設は除く。

14 高潮浸水想定区域における要配慮者利用施設

○高潮浸水想定区域における要配慮者施設

番号	施設の名称	所在地	施設区分
1	ファミリーハウス「とんと」 森岡	森岡字前田 16 番地の 1	社会福祉施設
2	E a s t B a y	緒川字旭 21 番地の 2	社会福祉施設
3	ぽーらーべあ	石浜字中央 18 番地の 14	社会福祉施設
4	ZZZ	石浜字中央 12 番地の 11	社会福祉施設
5	キッズタウン J u m p	緒川字竹塚 8 番地の 43	社会福祉施設
6	東浦町社会福祉協議会 放 課後等デイサービス はぐ	石浜字岐路 46 番地の 1	社会福祉施設
7	緒川児童館	緒川字屋敷式区 61 番地の 1	社会福祉施設
8	東浦中学校	石浜字障戸 19 番地	学校施設
9	東浦町社会福祉協議会	石浜字岐路 23 番地の 1	社会福祉施設

※想定浸水深が 0.5m未満及び医療施設のうち、外来施設は除く。

【防災上必要な施設、設備等】

15 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定状況

(風水害2-9-7、2-11-1、3-9-1、地震・津波2-8-1、3-10-1、5-4-1)

災害対策基本法の改正により、これまでの風水害等避難所（第1次・第2次）及び地震災害避難場所（一次・二次）を平成27年7月1日に下記のとおり「指定避難所」及び「指定緊急避難場所」として指定しました。

①指定避難所：災害対策基本法第49条の7の規定に基づき、災害の発生後、自宅の損壊や水害、がけ崩れ等の危険のため、自宅で生活ができない被災者が一定期間生活するための施設として、町が指定したものの。

②指定緊急避難場所：災害対策基本法第49条の4の規定に基づき、災害が発生した際に、身を守るために一時的に避難する場所として、公共施設等を災害の種類ごとに町が指定したものの。

番号	名称	所在地	施設等の区分	標高(m)	①指定避難所	指定避難所の収容可能人数		②指定緊急避難場所 対象とする異常な現象の種類					
						初期(2㎡)	長期(3㎡)	洪水・内水氾濫	がけ崩れ等	高潮	地震	津波	大規模火災
1	森岡コミュニティセンター	森岡字杉之内15-3		9.2	○	190	130	○	○	○	—	○	—
2	緒川コミュニティセンター	緒川字屋敷二区58-1		3.0	○	190	130	○	○	—	—	○	—
3	卯ノ里コミュニティセンター	緒川字雁狭間山11-8		50.8	○	190	120	○	○	○	—	○	—
4	石浜コミュニティセンター	石浜字下庚申坊61		12.0	○	120	80	○	○	○	—	○	—
5	生路コミュニティセンター	生路字森腰1-1		14.5	○	100	70	○	○	○	—	○	—
6	藤江コミュニティセンター	藤江字仏132-1		14.1	○	230	150	○	○	○	—	○	—
7	北部ふれあいセンター	森岡字森の里97		32.0	○	240	160	○	○	○	—	○	—
8	西部ふれあいセンター	緒川字東仙台8-7		48.7	○	240	160	○	○	○	—	○	—
9	東浦中学校	石浜字障戸19	体育館 飛翔館	4.4	○	890	590	○	○	○	—	○	—
			運動場	2.7	—	—	—	—	—	—	○	○	○
10	北部中学校	緒川字寿二区80	体育館	24.8	○	690	460	○	○	○	—	○	—
			運動場	23.4	—	—	—	—	—	—	○	○	○

番号	名称	所在地	施設等の区分	標高 (m)	①指定避難所	指定避難所の収容可能人数		②指定緊急避難場所					
						初期 (2 [㎡])	長期 (3 [㎡])	対象とする異常な現象の種類					
								洪水・内水氾濫	がけ崩れ等	高潮	地震	津波	大規模火災
11	西部中学校	緒川字西高根 1-5	体育館	60.3	○	980	650	○	○	○	—	○	—
			運動場	59.9	—	—	—	—	—	—	○	○	○
12	森岡小学校	森岡字天王西 23	体育館	26.0	○	400	270	○	○	○	—	○	—
			運動場	23.8	—	—	—	—	—	—	○	○	○
13	緒川小学校	緒川字八幡 7	体育館	24.4	○	430	280	○	○	○	—	○	—
			運動場	24.4	—	—	—	—	—	—	○	○	○
14	卯ノ里小学校	緒川字雁狭間山 18	体育館	46.4	○	500	330	○	○	○	—	○	—
			運動場	46.3	—	—	—	—	—	—	○	○	—
15	片葩小学校	石浜字坊ヶ谷 2	体育館	30.9	○	400	270	○	○	○	—	○	—
			運動場	29.9	—	—	—	—	—	—	○	○	—
16	石浜西小学校	石浜字三ツ池 30	体育館	24.0	○	400	260	○	○	○	—	○	—
			運動場	26.1	—	—	—	—	—	—	○	○	—
17	生路小学校	生路字傍示松 15	体育館	23.3	○	420	280	○	○	○	—	○	—
			運動場	25.3	—	—	—	—	—	—	○	○	○
18	藤江小学校	藤江字仏 131	体育館	21.6	○	400	270	○	○	○	—	○	—
			運動場	21.6	—	—	—	—	—	—	○	○	○
19	森岡保育園	森岡字岡田 74	遊戯室	11.0	○	70	40	○	○	○	—	○	—
			園庭	11.0	—	—	—	—	—	—	○	○	—
20	森岡西保育園	森岡字森の里 84	遊戯室	26.6	○	210	140	○	○	○	—	○	—
			園庭	26.6	—	—	—	—	—	—	○	○	—
21	緒川保育園	緒川字笠松 50-1	遊戯室	24.0	○	300	200	○	○	○	—	○	—
			園庭	24.0	—	—	—	—	—	—	○	○	—

番号	名称	所在地	施設等の区分	標高(m)	①指定避難所	指定避難所の収容可能人数		②指定緊急避難場所					
						初期(2㎡)	長期(3㎡)	対象とする異常な現象の種類					
								洪水・内水氾濫	がけ崩れ等	高潮	地震	津波	大規模火災
22	緒川新田保育園	緒川字肥後原 1-28	遊戯室	40.6	○	80	50	○	○	○	—	○	—
			園庭	40.6	—	—	—	—	—	—	○	○	—
23	石浜保育園	石浜字白山 1-3	遊戯室	20.6	○	150	100	○	○	○	—	○	—
			園庭	20.6	—	—	—	—	—	—	○	○	—
24	石浜西保育園	石浜字三本松 1-1	遊戯室	20.8	○	120	80	○	○	○	—	○	—
			園庭	20.8	—	—	—	—	—	—	○	○	—
25	生路保育園	生路字梨ノ木 62-2	遊戯室	24.2	○	90	60	○	○	○	—	○	—
			園庭	24.2	—	—	—	—	—	—	○	○	—
26	藤江保育園	藤江字仏 131	遊戯室	13.9	○	90	60	○	○	○	—	○	—
			園庭	13.9	—	—	—	—	—	—	○	○	—
27	緒川新田児童館	緒川字寿久茂 34	遊戯室	30.5	○	70	50	○	○	○	—	○	—
			広場	30.5	—	—	—	—	—	—	○	○	—
28	東浦高等学校	生路字富士塚 20	体育館 武道場	31.5	○	700	470	○	○	○	—	○	—
			運動場	29.1	—	—	—	—	—	—	○	○	○
29	森岡台集会所	森岡字下今池 1-132		17.0	○	60	40	○	○	○	—	○	—
30	相生老人憩の家	緒川字相生 41-5		36.6	○	30	20	○	○	○	—	○	—
31	東ヶ丘集会所	緒川字東仙台 9-2		48.3	○	130	90	○	○	○	—	○	—
32	東浦葵ノ荘集会所	緒川字中米田 1-71		30.0	○	30	20	○	○	○	—	○	—
33	石浜中集会所	石浜字白山 1-3	ホール	19.9	○	50	30	○	○	○	—	○	—
34	平池台自治会集会所	石浜字平池上 78-77		37.8	○	80	50	○	○	○	—	○	—

番号	名称	所在地	施設等の区分	標高 (m)	①指定避難所	指定避難所の 収容可能人数		②指定緊急避難場所					
						初期 (2㎡)	長期 (3㎡)	対象とする異常な現象の種類					
								洪水・内水氾濫	がけ崩れ等	高潮	地震	津波	大規模火災
35	午池自治会集会所	石浜字午池 156		35.0	○	30	20	○	○	○	—	○	—
36	南ヶ丘自治会集会所	石浜字南ヶ丘 26-1		19.0	○	40	25	○	○	○	—	○	—
37	体育館 (メディアス 体育館ひがしうら)	生路字狭間 80		16.8	○	1,070	710	○	○	○	—	○	—
38	森岡新池公園	森岡字中町 8-1		18.1	—	—	—	—	—	—	○	○	—
39	臨江寺ふれあい広場	森岡字段上 23		9.4	—	—	—	—	—	—	○	○	—
40	森岡自然公園	森岡字森の里 77		33.8	—	—	—	—	—	—	○	○	—
41	大池南公園	森岡字飯喰場 7-88		17.9	—	—	—	—	—	—	○	○	—
42	天白池ふれあい広場	緒川字天白 1-1		6.8	—	—	—	—	—	—	○	○	—
43	天白遺跡ひろば	緒川字天白 94		11.8	—	—	—	—	—	—	○	○	—
44	古城公園	緒川字古城 24-6		13.5	—	—	—	—	—	—	○	○	—
45	札木公園	緒川字屋敷三区 53-1		3.9	—	—	—	—	—	—	○	○	—
46	於大公園	緒川字沙弥田 2-1		19.9	—	—	—	—	—	—	○	○	○
47	東浦葵ノ荘公園	緒川字中米田 1-70		30.0	—	—	—	—	—	—	○	○	—
48	西本坪公園	緒川字西本坪 1-24		29.9	—	—	—	—	—	—	○	○	—
49	高根中央公園	緒川字東仙台 9-1		48.1	—	—	—	—	—	—	○	○	—
50	高根山公園	緒川字上高根台 34-4		63.8	—	—	—	—	—	—	○	○	—
51	高根北公園	緒川字丸池台 76		37.7	—	—	—	—	—	—	○	○	—
52	石浜区民館	石浜字連台 2-1	広場	9.5	—	—	—	—	—	—	○	○	—

番号	名称	所在地	施設等の区分	標高 (m)	①指定避難所	指定避難所の 収容可能人数		②指定緊急避難場所 対象とする異常な現象の種類					
						初期 (2㎡)	長期 (3㎡)	洪水・内水氾濫	がけ崩れ等	高潮	地震	津波	大規模火災
53	藤塚公園	石浜字藤塚 62-11		24.9	—	—	—	—	—	—	○	○	—
54	石浜西ふれあい広場	石浜字三本松 1-4		21.4	—	—	—	—	—	—	○	○	—
55	吹付西公園	石浜字吹付 2-5		13.2	—	—	—	—	—	—	○	○	—
56	平池台西公園	石浜字平池上 78-77		37.8	—	—	—	—	—	—	○	○	—
57	南ヶ丘中公園	石浜字南ヶ丘 26-54		18.3	—	—	—	—	—	—	○	○	—
58	町営第1グラウンド	石浜字平地 35		15.7	—	—	—	—	—	—	○	○	○
59	平林公園	石浜字平林 7-1		17.5	—	—	—	—	—	—	○	○	—
60	厄松池公園	生路字小太郎 104-30		10.0	—	—	—	—	—	—	○	○	—
61	といまや公園	藤江字ふじが丘 8-1		21.6	—	—	—	—	—	—	○	○	—
62	上之山公園	藤江字ふじが丘 27-1		13.5	—	—	—	—	—	—	○	○	—
63	荒子南公園	藤江字荒子 8-33		3.2	—	—	—	—	—	—	○	○	—
64	三丁公園	藤江字三丁 108		18.0	—	—	—	—	—	—	○	○	○

※風水害等の場合は、①指定避難所のうち、原則として各コミュニティセンターを第1次避難所とし、災害の規模や避難者の状況により、各小中学校の体育館・集会所等を第2次避難所として開設します。

指定福祉避難所

番号	名称	所在地	施設等の区分	標高 (m)	①指定避難所	指定避難所の 収容可能人数		受入対象者
						(2㎡) 初期	(3㎡) 長期	
1	勤労福祉会館	石浜字岐路 28-2		3.1	○	300	200	要配慮者

16 小中学校校舎等及び屋内運動場の現況（風水害2-7）

区 分 校 別	校 舎 等				屋 内 運 動 場			
	木 造 ㎡	鉄 筋 ㎡	鉄骨そ の他㎡	計 ㎡	木 造 ㎡	鉄 筋 ㎡	鉄骨そ の他㎡	計 ㎡
森岡小学校	33	5,453	91	5,577	0	904	0	904
緒川小学校	0	7,008	509	7,517	0	1,111	0	1,111
卯ノ里小学校	0	7,727	67	7,794	0	1,134	0	1,134
片葩小学校	0	6,666	187	6,853	0	921	0	921
石浜西小学校	0	4,628	101	4,729	0	888	0	888
生路小学校	0	4,354	42	4,396	0	933	0	933
藤江小学校	0	3,992	1,025	5,017	0	925	0	925
小計（7校）	33	39,828	2,022	41,883	0	6,816	0	6,816
東浦中学校	0	9,407	0	9,407	0	2,793	43	2,836
北部中学校	0	8,173	261	8,434	0	3,365	8	3,373
西部中学校	0	5,627	202	5,829	0	2,494	0	2,494
小計（3校）	0	23,207	463	23,670	0	8,652	51	8,703
合計（10校）	33	63,035	2,485	65,553	0	15,468	51	15,519

資料：学校教育課

17 コミュニティセンター等（風水害2-7）

名 称	所 在 地	建設年月	構 造
東浦町文化センター	石浜字岐路10	昭52.7	鉄筋コンクリート2階建
森岡コミュニティセンター	森岡字杉之内15-3	昭56.1	鉄筋コンクリート2階建
緒川コミュニティセンター	緒川字屋敷二区58-1	昭53.4	鉄筋コンクリート2階建
卯ノ里コミュニティセンター	緒川字雁狭間山11-8	昭57.2	鉄筋コンクリート2階建
石浜コミュニティセンター	石浜字下庚申坊61	昭51.4	鉄筋コンクリート2階建
生路コミュニティセンター	生路字森腰1-1	昭47.2	鉄筋コンクリート2階建
東浦町藤江公民館	藤江字須賀67	昭44.3	鉄筋コンクリート2階建
藤江コミュニティセンター	藤江字仏132-1	平1.3	鉄筋コンクリート平屋建

※ 東浦町文化センター及び東浦町藤江公民館は、避難所としての指定はない。

資料：生涯学習課

18 防災倉庫一覧

名 称	所 在 地	建設年月	延床面積	構 造
北 部 防 災 倉 庫	緒川字屋敷貳区 61-8	H14. 11	269. 78 m ²	鉄骨造
西 部 防 災 倉 庫	緒川北鶴根 25-4	H29. 3	268. 74 m ²	鉄骨造
南 部 防 災 倉 庫	藤江字三丁 108	H29. 3	138. 00 m ²	鉄骨造
役 場 東 防 災 倉 庫	緒川字重右山 33-1	H30. 3	184. 69 m ²	鉄骨造

19 都市公園（風水害2-8-2、地震・津波2-4-2）

都市公園	種類	種別	箇所数	面積 (ha)	備考
	住区 基幹 公園	街区公園	35	8.05	【都市計画決定】 高根中央公園、高根南公園、卯ノ花公園、高根北公園、高根児童公園、高根山公園、高根口公園、高根東公園、浜田公園、石田公園
		近隣公園	1	1.06	森岡自然公園
		地区公園	1	3.50	三丁公園
	都市基幹公園	総合公園	1	12.24	於大公園
	大規模公園	広域公園	1	14.06	あいち健康の森公園
	緩衝緑地等	都市緑地	1	0.23	みどり緑地
	広場合計	広場公園	19	1.24	
	合計	合計	59	40.38	

番号	種別	名称	面積 (ha)	供用開始	位置
1	街区	高根中央公園	0.85	S57.7.1	緒川字東仙台 9-1
2	街区	高根南公園	0.74	S59.4.1	緒川字東仙台 42-9
3	街区	卯ノ花公園	0.19	S59.7.1	緒川字寿久茂 203
4	街区	高根北公園	0.34	S60.4.1	緒川字丸池台 76
5	街区	高根児童公園	0.10	S60.4.1	緒川字丸池台 77-1
6	街区	高根山公園	0.31	H3.10.8	緒川字上高根台 34-4
7	街区	高根口公園	0.33	H3.10.8	緒川字上高根台 33-2
8	街区	高根東公園	0.12	H3.10.8	緒川字上高根台 1-11
9	街区	浜田公園	0.10	H1.4.1	生路字浜田 67
10	街区	石田公園	0.15	H3.10.8	緒川字平成 82
11	街区	といまや公園	0.27	H9.8.1	藤江字ふじが丘 8-1
12	街区	上之山公園	0.16	H10.4.1	藤江字ふじが丘 27-1
13	街区	片葩の里公園	0.37	H10.4.1	石浜字桜見台 18-5
14	街区	森岡新池公園	0.13	H10.4.1	森岡字中町 8-1
15	街区	森岡中町公園	0.21	H11.5.1	森岡字中町 26-4
16	街区	かみね北公園	0.22	H14.4.1	石浜字中央 48
17	街区	かみね南公園	0.20	H14.4.1	石浜字中央 17
18	街区	なかね公園	0.13	H17.1.14	石浜字なかね 9-5
19	街区	石浜駅前公園	0.07	H17.1.14	石浜字なかね 13
20	街区	緒川駅東2号公園	0.12	H18.5.1	緒川字旭 8-9
21	街区	三ツ池公園	0.11	H19.6.1	石浜字緑が丘 61
22	街区	相生の丘北公園	0.10	H19.12.26	緒川字相生の丘 5-8
23	街区	相生の丘南公園	0.13	H19.12.26	緒川字相生の丘 11-2

番号	種別	名称	面積 (ha)	供用開始	位置
24	街区	大池南公園	0.11	H21.4.1	森岡字飯喰場 7-88
25	街区	東浦葵ノ荘公園	0.16	H21.4.1	緒川字中米田 1-70
26	街区	白山公園	0.15	H21.4.1	石浜字白山 1-95
27	街区	吹付西公園	0.32	H21.4.1	石浜字吹付 2-5
28	街区	吹付東公園	0.13	H21.4.1	石浜字吹付 2-13
29	街区	藤塚公園	0.17	H21.4.1	石浜字藤塚 62-11
30	街区	厄松池公園	0.12	H21.4.1	生路字小太郎 104-30
31	街区	南ヶ丘中公園	0.38	H22.3.10	石浜字南ヶ丘 26-54
32	街区	あさひ公園	0.66	H25.10.1	緒川字旭 29-2
33	街区	濁池西公園	0.28	H25.10.1	緒川字於大が丘 139
34	近隣	森岡自然公園	1.06	H9.8.1	森岡字森の里 77
35	地区	三丁公園	3.50	H27.4.1	藤江字三丁 108
36	総合	於大公園	12.24	H1.7.21	緒川字沙弥田 2-1
37	広域	あいち健康の森公園	14.06	H12.7.11	森岡字上源吾地内始め
38	都緑	みどり緑地	0.23	S61.4.1	緒川字東仙台 86-1
39	広場	祖母懐北公園	0.06	H21.4.1	森岡字祖母懐 15-23
40	広場	下今池公園	0.05	H21.4.1	森岡字下今池 1-64
41	広場	濁池北公園	0.05	H21.4.1	森岡字濁池 8-75
42	広場	森岡前田公園	0.07	H21.4.1	森岡字浜田 84-3
43	広場	古城公園	0.07	H21.4.1	緒川字古城 24-6
44	広場	札木公園	0.05	H21.4.1	緒川字屋敷参区 53-1
45	広場	西本坪公園	0.05	H21.4.1	緒川字西本坪 1-24
46	広場	黒鳥公園	0.05	H21.4.1	石浜字黒鳥 26-60
47	広場	三本松公園	0.06	H21.4.1	石浜字三本松 1-53
48	広場	西平地公園	0.09	H21.4.1	石浜字西平地 1-6
49	広場	平池台西公園	0.09	H21.4.1	石浜字平池上 78-77
50	広場	平池台東公園	0.07	H21.4.1	石浜字平池上 78-119
51	広場	平林公園	0.10	H21.4.1	石浜字平林 7-1
52	広場	門田公園	0.03	H21.4.1	生路字門田 3-36
53	広場	生路前田南公園	0.05	H21.4.1	生路字前田 35-78
54	広場	荒子南公園	0.09	H21.4.1	藤江字荒子 8-33
55	広場	南ヶ丘南公園	0.10	H22.3.10	石浜字南ヶ丘 26-55
56	広場	南ヶ丘北公園	0.08	H22.3.10	石浜字南ヶ丘 26-56
57	街区	取手公園	0.03	H28.8.1	森岡字取手 154
58	街区	新割木公園	0.09	H29.1.4	森岡字下割木 1
59	広場	西午新田北公園	0.03	H31.2.15	生路字西午新田 33-19

資料：公園緑地課

20 防災活動拠点（風水害3-4-5、地震・津波3-4-5）

表1 防災活動拠点の区分と要件等

区分	地区防災活動拠点	地域防災活動拠点	広域防災活動拠点	中核広域防災活動拠点	航空広域防災活動拠点	臨海広域防災活動拠点	ゼロメートル地帯広域防災活動拠点
設置主体	市町村	県及び政令市	県及び政令市	県			県
災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	複数の市町村に及ぶ災害 ・相当規模の林野火災 ・相当規模の風水害、土砂災害等	広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等			広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等
応援の規模	隣接市町村等	県内市町村等	隣接県等	中部・全国の都道府県等			中部・全国の都道府県等
役割	被災市町村内の活動拠点	郡単位、広域圏単位の活動拠点	広域、全県的な活動拠点	全県で中心となる活動拠点	主に空輸される要員、物資の集積拠点	海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点	広域、全県的な活動拠点
拠点数	市町村で1か所程度	郡又は圏域単位で1か所程度	県内に数か所程度	県内に1か所程度	県内に1か所程度	県内に3か所程度	県内に4か所
要件	面積	1ha程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	3ha程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能	10ha程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、複数機の駐機が可能	30ha程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	ストックヤード 10ha程度以上 1ヘクタール程度以上 大型・中型ヘリコプターの離着陸が可能
	施設設備	できれば倉庫等	できれば倉庫、宿泊施設等	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 滑走路	耐震岸壁 1万トン以上の船舶の係留施設	倉庫等

表2 南海トラフ地震における広域受援計画に定める防災拠点の種類と機能

分類	機能	主な設置主体
広域進出拠点	災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一時的な目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設置するもの	広域応援部隊の派遣機関
進出拠点	広域応援部隊が応援を受ける都道府県に向かって移動すると際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの	広域応援部隊の派遣機関
救助活動拠点	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、都道府県及び市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの	県・市町村
航空機用救助活動拠点	救助活動拠点のうち、以下に該当する拠点 ①災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点 ②甚大な津波被害が想定される地域において、大規模な空からの救助活動のために活用が想定されることが予想される拠点	県・市町村
広域物資輸送拠点	国が調整して調達する物資を都道府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点に向けて送り出すための拠点であって、都道府県が設置するもの	県
地域内輸送拠点	広域物資輸送拠点において都道府県が受け入れた国による調達物資を、各市町村に配分する際の受け入れの拠点であり、市町村が設置するもの	市町村
海上輸送拠点	人員、物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定する港湾であって、耐震性及び機能性が高いもの	国・県(港湾管理者)
大規模な広域防災拠点	南海トラフ地震が発生した場合に、都道府県が全国の防災関係機関から災害応急対策活動に係る広域応援を受けるために設置する防災拠点のうち、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資の受け入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う拠点	県

【通信施設・設備等】

21 無線通信施設（風水害2-9-3、地震・津波2-6-3）

(固定局) 愛知県防災行政無線局	東浦町防災行政無線局（移動系）				東浦町防災行政無線局 （同報系）		
	（専用波・広域波） 基地局 10w	（車載兼携帯型） 陸上移動局 10w	（携帯型・可搬型） 陸上移動局 5w	（携帯型・可搬型） 陸上移動局 10w	固定局 （5w）	（1w） 屋外拡声子局 （0.1w）	戸別受信局
1局	1局	8局	31局	21局	1局	14局	8,925台

※東浦町防災行政無線局（同報系）は、以下「同報無線」という。

22 無線局（風水害3-3-2）

局名	局種	通信所所在地	事業所名	備考
ぎょうせいひがしうら	固定	東浦町大字緒川字政所20	東浦町役場	対町内回線
ぼうさいひがしうら	固定	東浦町大字緒川字政所20	東浦町役場	対県内回線
こうほうひがしうら	固定	東浦町大字緒川字政所20	東浦町役場	同報無線

23 防災行政無線（移動系）（風水害3-3-2）

無線の種類	呼出名称	管理する課	設置場所
車載用無線（10W）	ひがしうら 1	防災危機管理課	ダイナ名 800 そ 7604
	ひがしうら 2	〃	フィールド名 800 め 7615
	ひがしうら 3	総務課	ファミリアバン名 400 も 6989
	ひがしうら 4	上下水道課	ハイゼット名 480 ひ 7150
	ひがしうら 5	総務課	プロボックス名 401 め 3915
	ひがしうら 6	〃	プロボックス名 401 つ 9465
携帯用無線（5W）	ひがしうら 11	防災危機管理課	
	ひがしうら 12	〃	
	ひがしうら 13	〃	
	ひがしうら 14	〃	
	ひがしうら 15	〃	
	ひがしうら 16	〃	
	ひがしうら 17	〃	
	ひがしうら 18	〃	
	ひがしうら 19	〃	
	ひがしうら 20	〃	
	ひがしうら 21	〃	
	ひがしうら 22	〃	
	ひがしうら 23	〃	

	ひがしうら 24	〃	
	ひがしうら 25	〃	
	ひがしうら 26	〃	
	ひがしうら 27	〃	
	ひがしうら 28	〃	
	ひがしうら 29	〃	
	ひがしうら 30	〃	
	ひがしうら 31	〃	
	ひがしうら 32	〃	
	ひがしうら 33	〃	
	ひがしうら 34	〃	
	ひがしうら 35	〃	
	ひがしうら 36	〃	
	ひがしうら 37	〃	
	ひがしうら 38	〃	
	ひがしうら 39	〃	
車載用無線 (10W)	ひがしうら 40	総務課	タウンエストラック名 401 ひ 7144
	ひがしうら 41	環境課	ハイセッット名 480 に 716
可般型無線 (10W)	ひがしうら 42	防災危機管理課	森岡コミュニティセンター
	ひがしうら 43	〃	卯ノ里コミュニティセンター
	ひがしうら 44	〃	藤江コミュニティセンター
	ひがしうら 45	〃	緒川コミュニティセンター
	ひがしうら 46	〃	石浜コミュニティセンター
	ひがしうら 47	〃	生路コミュニティセンター
	ひがしうら 48	〃	石浜県営住宅集会所
	ひがしうら 49	〃	森岡台集会所
	ひがしうら 50	〃	東浦葵ノ荘集会所
	ひがしうら 51	〃	石浜中集会所
	ひがしうら 52	〃	東ヶ丘集会所
	ひがしうら 53	〃	平池台集会所
	ひがしうら 54	〃	北部ふれあいセンター
	ひがしうら 55	〃	東浦町体育館
	ひがしうら 56	〃	半田消防署東浦支署
可搬型無線 (5W)	ひがしうら 57	〃	午池集会所
	ひがしうら 58	〃	相生老人憩の家
可般型無線 (10W)	ひがしうら 59	〃	南ヶ丘集会所
	ひがしうら 60	〃	勤労福祉会館
	ひがしうら 61	〃	ひがしうら総合子育て支援センター
	ひがしうら 62	〃	東浦町保健センター
	ひがしうら 63	〃	西部ふれあいセンター
	ひがしうら 64	〃	半田消防署 東浦西部出張所

24 防災行政無線（同報系）屋外拡声子局（風水害3-3-2）

無線の種類	呼出名称	設置場所
屋外拡声子局（0.01W）	ひがしうらちょうやくば	緒川字政所地内
〃	もりおかとおも	森岡字田面地内
〃	りんこうじふれあいひろば	森岡字段上地内
〃	おがわこみゆにていせんたー	緒川字屋敷二区地内
〃	ごかそんがわはいすいきじょう	緒川字北新田地内
〃	かみねみなみこうえん	石浜字中央地内
〃	かたやまきたふれあいひろば	石浜字片山地内
〃	いくえいっく	生路字生栄一区地内
〃	かどたなかふれあいひろば	生路字門田地内
〃	ふじえおりど	藤江字折戸地内
〃	ふじえこうみんかん	藤江字須賀地内
〃	ふじえうましんでん	藤江字午新田地内
〃	しんでんいこいのいえ	緒川字寿久茂地内
〃	ふじえぼんぶじょう	藤江字亥子新田地内

資料：防災危機管理課

【輸送・交通関係】

25 道路の現況（風水害2-5-1、地震・津波2-2-3）

区 分	実延長 (m)	改 良 済		未 改 良		自動車 交通不 能延長 (m)	舗 装 道		砂 利 道	
		延長 (m)	%	延長 (m)	%		延長 (m)	%	延長 (m)	%
一般国道	13,297	13,297	100	0	0	0	13,297	100	0	0
県 道	19,360	19,132	99	228	1	0	19,360	100	0	0
町 道	400,011	226,915	57	173,096	43	32,247	322,835	81	77,177	19
農 道	64,352	64,352	100	0	0	0	22,853	36	41,499	64
計	497,020	323,696	65	173,324	35	32,247	378,345	76	118,676	24

資料：土木維持管理課・農業振興課

26 橋りよの現況（風水害2-5-1、地震・津波2-2-3）

区 分	橋 数	永 久 橋	
		橋 数	延 長 (m)
一般国道	27	27	6 1 6
県 道	11	11	5 8 3
町 道	73	73	6 3 8
計	111	111	1, 8 3 7

資料：土木維持管理課

27 道路巡視重点箇所（地震・津波3-8-2、5-5-1）

区 分	路 線 等
緊急輸送道路（3次）	町道森岡田面線 東浦町森岡（森岡藤江線交点） ～ 東浦町森岡（大府市境） 町道森岡藤江線 東浦町森岡（森岡田面線交点） ～ 東浦町緒川（東浦名古屋線交点） 町道新田福住線 東浦町緒川（知多半島道路東浦知多 IC 交点） ～ 東浦町緒川（町営西部グラウンド前） 町道藤江半田線 東浦町藤江（東浦名古屋線交点） ～ 東浦町藤江（国道366号交点）
橋りよ	石根橋（森岡）

28 緊急輸送道路（風水害3-7-2、地震・津波2-2-3、3-8-2、5-4-11）

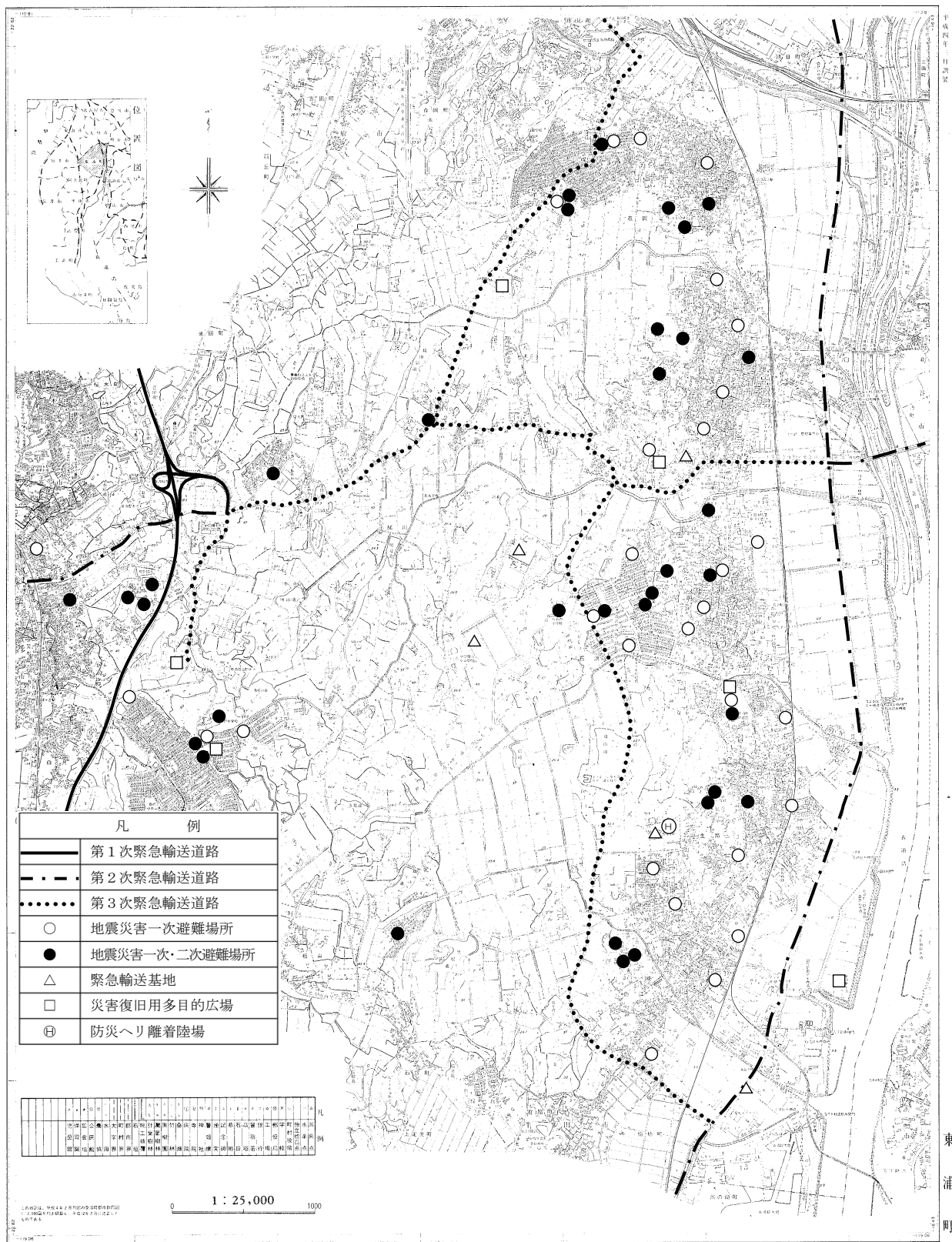
（1）緊急輸送道路の区分

第1次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路

（2）町内の緊急輸送道路

種別	路線名	区間	路線延長 (km)
1次	知多半島道路	名古屋市緑区大高町～半田市彦洲町2丁目	20.9
2次	国道366号	東浦町藤江（町道藤江半田線交点） ～ 東浦町緒川（知立東浦線交点）	4.9
		東浦町緒川（知立東浦線交点） ～ 大府市横根町（国道155号交点）	3.9
		東浦町緒川（国道366号交点） ～ 刈谷市港町（名古屋碧南線交点）	0.8
		東浦町緒川（知多半島道路東浦知多IC交点）～ 東浦町緒川（名古屋半田線緒川新田交点）	1.5
3次	東浦名古屋線	東浦町緒川（知多半島道路東浦知多IC交点）～ 東浦町藤江（国道366号交点）	7.7
	知多東浦線	東浦町緒川（東浦名古屋線交点） ～ 東浦町緒川（国道366号役場東交点）	1.0
	知立東浦線	東浦町緒川（国道366号役場東交点） ～ 東浦町緒川（国道366号東新町交点）	0.6
	町道森岡藤江線	東浦町緒川（東浦名古屋線交点） ～ 東浦町森岡（森岡田面線交点）	2.9
	町道森岡田面線	東浦町森岡（森岡藤江線交点） ～ 大府市月見町（国道155号交点）	0.4
	町道新田福住線	東浦町緒川（知多半島道路東浦知多IC交点） ～ 東浦町緒川（町営西部グランド前）	1.1
	町道藤江半田線	東浦町藤江（東浦名古屋線交点） ～ 東浦町藤江（国道366号交点）	0.5

(3) 町内の緊急輸送道路網図

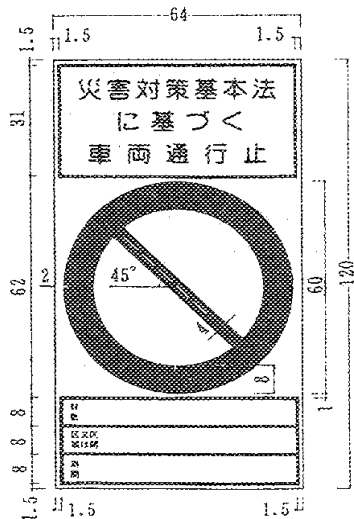


29 緊急輸送道路確保用の資機材及び必要人員数（地震・津波5-3-2）

区 域	主 な 必 要 資 機 材 ・ 車 両	必要人員
北 部	森岡、緒川地区 掘削積込機 6台、ブルドーザー 4台、ダンプトラック 10台	40人
南 部	石浜、生路、藤江地区 掘削積込機 6台、ブルドーザー 4台、ダンプトラック 10台	40人
西 部	新田地区 掘削積込機 6台、ブルドーザー 4台、ダンプトラック 10台	40人
合 計	掘削積込機 18台、ブルドーザー 12台、ダンプトラック 30台	120人

※区域ごとの必要機材・車両、人員数は一応の目安とする。

30 規制の標識（風水害3-7-1）



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1 cmとする。
- 3 図示の長さの単位は、cmとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

※ ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。

31 緊急通行車両の標識（風水害3-7-1、地震・津波3-8-1、5-4-11）



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号、並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、cmとする。

32 町所有車両の現況（風水害3-7-3、地震・津波3-8-3）

車両別 主管課等別	普通貨物自動車	普通乗合自動車	普通乗用自動車	小型貨物自動車	小型乗用自動車	四輪貨物軽自動車	四輪乗用軽自動車	計	無線設備設置車両
秘書人事課			2					2	
総務課			0	7 (2)	7 (1)	8 (2)	3 (0)	25 (5)	名 400 も 6989 名 401 ひ 7144 名 401 む 3915 名 401 つ 9465
防災危機管理課	1 (1)		1 (1)		1			3 (2)	名 837 ふ 119 名 800 そ 7604
税務課						1	1	2	
児童課			1			1	1	3	
環境課						2 (1)		2 (1)	名 480 に 716
農業振興課							1	1	
商工振興課						1		1	
健康課				1		4 (2)	1	6 (2)	
土木維持管理課						2		2	
公園緑地課						4		4	
上下水道課				1 (1)		4 (3)		5 (4)	名 480 ひ 7150
学校教育課							1	1	
生涯学習課				1		6 (2)		7 (2)	
スポーツ課				1		2		3	
学校給食センター	3					1		4	
資料館						1		1	
計	4		4	11 (2)	10 (3)	35 (9)	8 (1)	72 (15)	8台

※（ ）内の数字は放送設備車両数

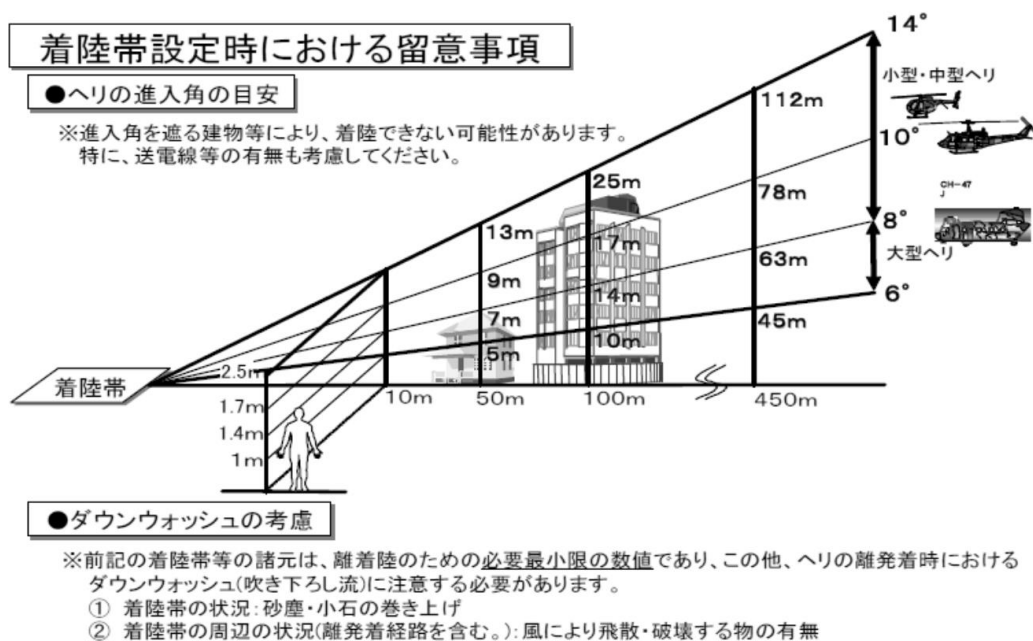
資料：防災危機管理課

33 緊急時ヘリコプター離着陸可能場所（風水害3-4-3、地震・津波3-4-3）

区分	所在地	電話番号	東経	北緯	機種別
森岡小学校	東浦町大字森岡字天 王西 23	83-2071	136度 57分 57秒	34度 59分 23秒	小型
片葩小学校	東浦町大字石浜字坊 ヶ谷 2	83-3279	136度 57分 59秒	34度 58分 00秒	小型
東浦高等学校	東浦町大字生路字富 士塚 20	83-0111	136度 52分 83秒	34度 57分 26秒	小型

資料：防災危機管理課

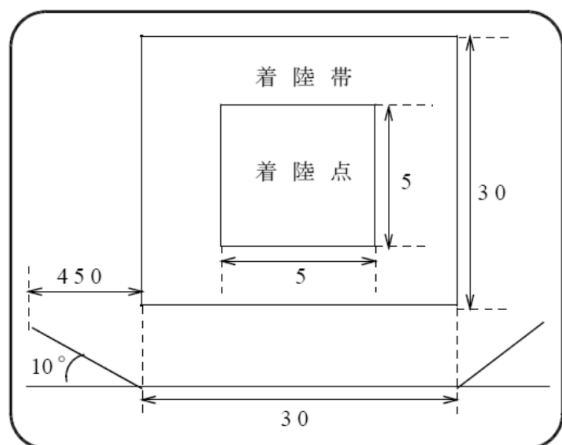
34 着陸帯設定時における留意事項（風水害3-4-3、地震・津波3-4-3）



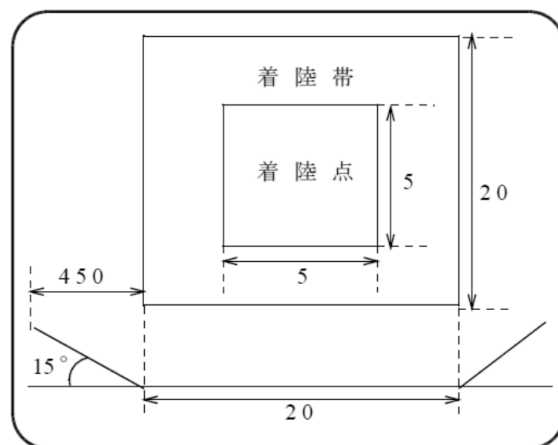
35 離着地点及び無障害地帯の基準（風水害3-4-3、地震・津波3-4-3）

※（ ）内は夜間の場合を示す。

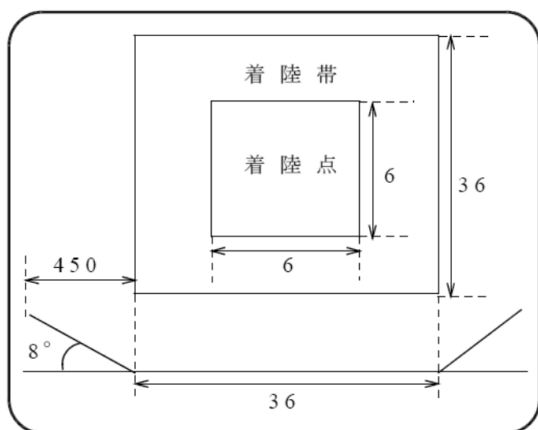
(a-1) 小型機 (OH-6) の場合《標準》



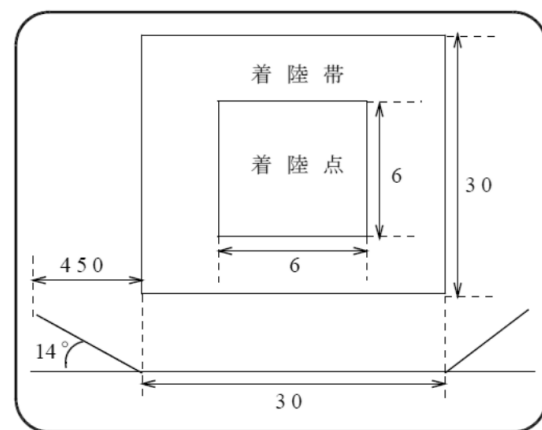
(a-2) 小型機 (OH-6) の場合《応急》



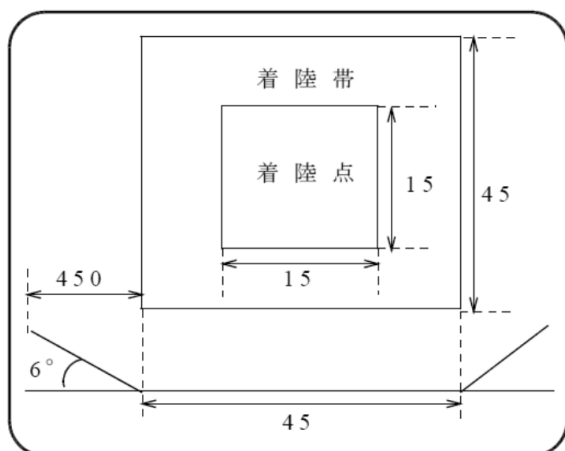
(b-1) 中小型機 (UH-6) の場合《標準》



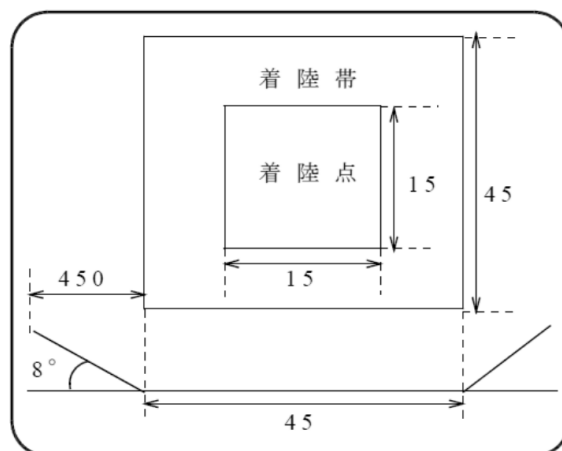
(b-2) 中小型機 (UH-6) の場合《応急》



(c-1) 大型機 (V-107 及び UH-60J) の場合《標準》

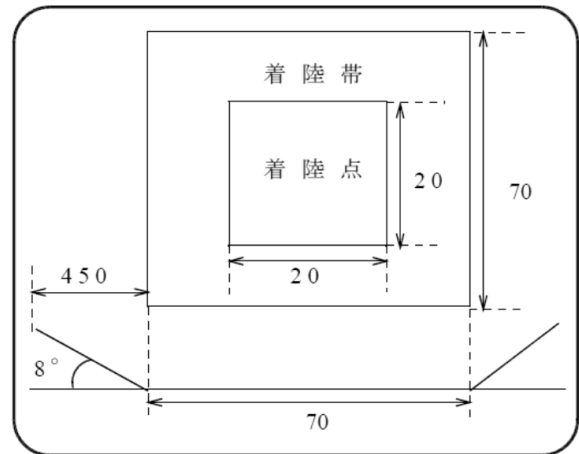
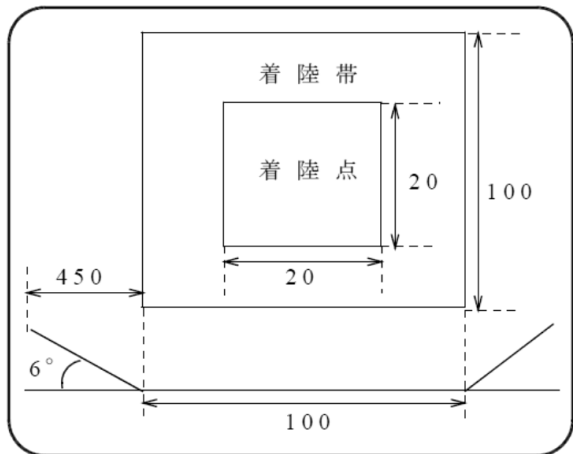


(c-2) 大型機 (V-107 及び UH-60J) の場合《応急》



(d-1) 大型機 (CH-47) の場合《標準》

(d-2) 大型機 (CH-47) の場合《応急》

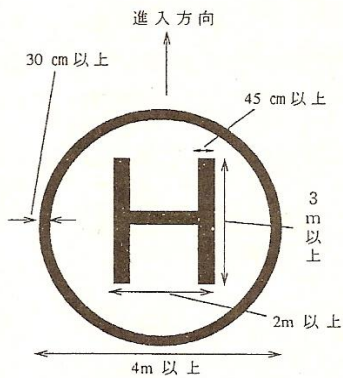


単位：メートル

受入時の準備

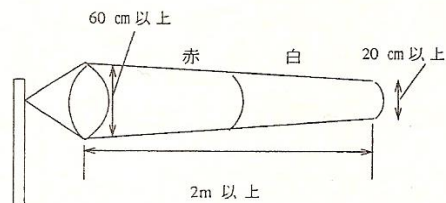
離着地点には、下記基準 H 記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

(a) H記号の基準



○石灰で標示、積雪時は墨汁、絵具等で明瞭に標示。

(b) 吹き流しの基準



- 生地は繊維
- 型は円形帯

(注) 吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚。

【河川・水防関係】

36 河川状況（風水害2-2-3、地震・津波5-5-2）

区分	河川名	総延長（km）	町内延長（km）
2級河川	境川	39.8	3.5
	五ヶ村川	7.3	4.9
	石ヶ瀬川	6.2	2.5
	岡田川	2.5	2.5
	明徳寺川	3.0	3.0
	豆搗川	2.2	2.2
	須賀川	2.0	2.0
準用河川	大府新川	0.6	0.6
	大府江川	1.8	1.8
	村木江川	1.2	1.2
	阿久比川	1.2	0.6
	鎌池川	0.5	0.5
普通河川	大池川	0.4	0.4
	大池支川	0.4	0.4
	濁り川	0.7	0.7
	大狭間川	0.2	0.2
	馬川	0.2	0.2
	新池川	1.6	1.6
	岡田川	2.1	2.1
	舟木川	1.0	1.0
	平六川	1.2	1.2
	下三ツ池川	0.7	0.7
	明覚川	0.5	0.5
	明徳寺川	2.1	2.1
	黒鳥川	0.6	0.6
	飛山川	0.6	0.6
	豆搗川	2.0	2.0
	豆搗支川	0.4	0.4
	黒根川	1.2	1.2
	藤江川	0.4	0.4
	蕨川	0.5	0.5
	新川	0.5	0.5
	須賀川	1.2	1.2
	本坪川	1.1	1.1
	植山川	0.5	0.5
	雁狭間川	0.8	0.8
	鎌池支川	0.2	0.2
	鎌池川	1.2	1.2

資料：土木維持管理課

37 雨水幹線名（風水害2-2-2）

地区名	雨水幹線名	幹線管渠延長（m）
森岡	森岡1号幹線	767
	森岡2号幹線	125
	森岡3号幹線	1,718
	森岡4号幹線	793
	森岡5号幹線	309
緒川	緒川2号幹線	884
	緒川4号幹線	1,205
	緒川5号幹線	1,855
	緒川6号幹線	667
	緒川8号幹線	423
	緒川9号幹線	168
緒川新田	本坪幹線	1,199
	寿久茂1号幹線	598
	寿久茂2号幹線	388
	丸山幹線	411
	丸池山1号幹線	1,233
	丸池山2号幹線	734
石浜	石浜1号幹線	1,150
	石浜2号幹線	268
	石浜3号幹線	1,073
	石浜4号幹線	838
	豆搗川左岸幹線	454
	明德寺川1号幹線	903
	明德寺川2号幹線	37
生路	生路1号幹線	1,267
	生路2号幹線	1,246
	生路3号幹線	183
	生路4号幹線	1,316
	生路5号幹線	487
	生路6号幹線	691
藤江	藤江幹線	1,082
	蕨幹線	354
	南新田幹線	699
	須賀川左岸幹線	157
合計		25,682

資料：上下水道課

38 ポンプ場（風水害2-2-2）

名 称	位 置	構 造	建築面積 (㎡)
藤江ポンプ場	東浦町大字藤江字亥子新田地内	SRC造3階	345
緒川ポンプ場	東浦町大字緒川字旭地内	RC造3階	570
森岡ポンプ場	東浦町大字森岡字栄北地内	RC造3階	536

資料：上下水道課

39 水防資材（風水害2-9-4、3-8-1、地震・津波2-6-1、5-3-2）

自主防災 組織名 品 名	役場 (各小中学校を含む)	森岡地区 自主防災会	森岡台 自主防災会	緒川地区 自主防災会	緒川西 部地区 自主防 災会	新田 自主防 災会	東浦葵 ノ荘 団地 自主防 災会	東ヶ丘 自治 会 自主防 災会	石浜東 地区 自主防 災会	石浜中 自主防 災会	東浦 県営 住宅 自治 会 防 災 会	衣浦 台 自主 防 災 会	平池 台 自主 防 災 会	午池 自 治 会 自 主 防 災 会	南ヶ丘 自 主 防 災 会	生路 地 区 自 主 防 災 会	藤江 地 区 自 主 防 災 会	計
倉庫数	30	2	2	1	1	1	2	3	1	3	1	1	1	1	1	3	1	55
土のう(袋)	1400	400	200	1300	400	860	400	300	400	400	400	100	400	800	400	380	317	8857
ロープ(本)	49	18	23	43	6	18	4	13	24	12	23	6	6	3	3	18	25	294
ビニール シート(枚)	4037	50	35	50	50	50	29	30	70	31	38	15	46	20	20	48	59	4,678
鉄線(kg)	15	1				1											3	20

資料：防災危機管理課

40 水防器材（風水害2-9-4、3-8-1、地震・津波2-6-1、5-3-2）

自主防災 組織名 品名	役場 (各小中学校を含む)	森岡地区 自主防災会	森岡台 自主防災会	緒川地区 自主防災会	緒川西部 地区自主防 災会	新田 自主防災会	東浦葵ノ 荘団地自 主防災会	東ヶ丘 自治会自 主防災会	石浜東 地区自 主防災会	石浜中 自主防 災会	東浦 県営住 宅自治 会防 災会	衣浦 台自 主防 災会	平池 台自 主防 災会	午池 自治 会自 主防 災会	南ヶ 丘自 主防 災会	生路 地区 自 主防 災会	藤江 地区 自 主防 災会	計
たこ槌 (個)	5																	5
掛矢 (丁)	10	4	2	3	2	3	2	3	2	3	3	2	1	1	1	4	2	48
シャベル (丁)	24	6	10	22	10	11	3	12	11	10	8	2	0	2	2	23	15	171
のこぎり (丁)	84	5	14	20	10	5	10	17	14	13	15	2	6	5	10	21	14	265
おの (丁)	21	5	4	10	4	4	1	6	8	4	4	1	1	1	2	5	8	89
なた・かま (丁)	7	5		4		4				5								25
ペンチ (丁)	3	1	1	1	1		1				1	1	1	1				12
つるはし (丁)	9	5	2	10	6	4	2	6	6	2	4	1	1	1	1	8	3	71
ハンマー (丁)	10	1	1	1	1	3	2				1	1				2	1	24
クリッパー (丁)	3	1		1	1					4	1		1	2		1		15
照明具(台)	26	3	2	4	2	2	1	1	4	2	1	1	1		4	2	6	62
発電機(台)	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	22

資料：防災危機管理課

【消防・危険物施設等】

41 消防署所（風水害2-9-2、地震・津波2-6-2）

施設名	所在地	構造	面積（㎡）
知多中部広域事務組合 半田消防署東浦支署	東浦町大字石浜字中央 8-1	鉄筋コンクリート造2階 一部鉄骨造平屋建	751.2
知多中部広域事務組合 半田消防署東浦西部出張所	東浦町大字緒川字北鶴 根 25-8	鉄骨造2階建	908.54

42 半田消防署東浦支署及び東浦西部出張所保有の消防力

（風水害2-9-2、地震・津波2-6-2、2-9-2）

	消防吏員数	消 防 ポ ン プ					そ の 他			無線電話		
		自動 消防 ポン プ	水 槽 付 消 防 自 動 車	ポ ン プ 自 動 車	は し ご 付 消 防 自 動 車	水 槽 車	計	救 急 車	広 報 車	計	固 定 局	移 動 局
東浦支署	33	1	1	1	1	4	1	1	2	0	10	10
東浦西部 出張所	10		1			1	1		1		5	5
計	43	1	2	1	1	5	2	1	3	0	15	15

資料：知多中部広域事務組合

43 NBC災害対応資機材保有状況（原子力2-1-3）

（知多中部広域事務組合消防本部所有分）

防護服（着）			呼吸保護具（式）				測定機器（台）		生物・化学剤 検知装置 （台）	除染シャワー （式）	除染剤散布器 （器）
							個人用 線量計	放射線測定 器 （サーベ イ メータ）			
放射線防護服	陽圧式化学防護服	化学防護服	循環式酸素呼吸器	空気呼吸器	防毒マスク	防塵マスク	ポケット線量計	電離箱式	有毒ガス測定器		
2	5	20	2	39	5	9	20	1	5	1 2	

資料：知多中部広域事務組合

44 石油類等の危険物施設（風水害2-4-3）

区 分	箇所	区 分	箇所	区 分	箇所
屋内貯蔵所	28	屋外タンク貯蔵所	6	一般取扱所	29
屋内タンク貯蔵所	13	地下タンク貯蔵所	22	給油取扱所	16
移動タンク貯蔵所	38				

資料：知多中部広域事務組合

45 消防団詰所（風水害2-9-2、地震・津波2-6-2）

施設名	所在地	構 造	面積(m ²)
森岡分団詰所	東浦町大字森岡字前田3-4	鉄筋コンクリート造2階	100
緒川分団詰所	東浦町大字緒川字北新田40-13	鉄筋コンクリート造平屋	118
緒川新田分団詰所	東浦町大字緒川字寿久茂176	鉄筋コンクリート造2階	102
石浜分団詰所	東浦町大字石浜字なかね11-1	鉄筋コンクリート造2階	103
生路分団詰所	東浦町大字生路字門田30-12	鉄筋コンクリート造2階	99
藤江分団詰所	東浦町大字藤江字須賀32-1	鉄筋コンクリート造平屋	78

46 救助用資機材等（風水害2-9-5、3-5-1、地震・津波2-6-4、3-5-1）

品 名	数 量	品 名	数 量
ア ル フ ァ 米	53,350食	担 架	29台
飲料水(1.5ℓペットボトル)	29,500本	下 着 セ ッ ト	7,708枚
粉 ミ ル ク	2,160食	応急用医薬品セット(50人用)	37セット
哺 乳 瓶	350本	炊 出 し セ ッ ト	36基
飲 料 水 用 袋	8,270袋	投 光 器、発 電 機 セ ッ ト	49台
組立水槽(1,500リットル)	13基	チ ェ ー シ ョ ー	36台
災 害 用 毛 布	8,460枚	ガ ソ リ ン 携 行 缶	87台
仮 設 ト イ レ	257基	組 立 式 リ ヤ カ ー	18台
障 害 者 用 仮 設 ト イ レ	6基	救 助 用 ボ ー ト	9艇

資料：防災危機管理課

47 防疫用資機材（風水害3-6-2、地震・津波3-7-2、5-3-2）

資機材名	数量
肩かけ式噴霧機	10台

資料：健康課

48 救助用ボート配備状況（風水害2-9-7、地震・津波2-6-6）

種 別	乗船人員	配 備 場 所	配備数
分割式組立ボート（船外機付）	5人乗	東浦支署	1艇
分割式組立ボート（手漕用）	2又は3人乗	北部防災倉庫、公民館等	7艇
分割式組立ボート（手漕用）	2人乗	各消防団詰所	6艇

49 緊急消防援助隊の応援要請先（風水害3-4-2、地震・津波3-4-2）

	関係機関名	時間 帯別	連絡窓口	NTT		地域衛星通信 ネットワーク	
				電話	FAX	衛星電話	衛星FAX
県及び 県代表 消防機 関	愛知県 防災安全局 消防保安課	昼間	消防保安課 救急・救助 グループ	052-954 -6141	052-954 -6913	023-600-2523	023-600-4613
		夜間	宿日直室	052-954 -6844	052-954 -6995	023-600-5250	023-600-4695
	愛知県 防災航空隊	昼間	防災航空隊	0568-29 -3121	0568-29 -3123	023-200-31	023-200-11
		夜間					
	愛知県代表 消防機関 名古屋市消 防局	昼間	消防部消防課	052-972 -3557	052-951 -8463	防災行政無線（県内）	
		夜間	情報指令課	052-961 -3338	052-953 -0119	700-6300	700-5555

【ライフライン・医療・衛生関係】

50 上水道施設（風水害2-5-2、地震・津波2-2-4）

施設の種類	名 称	所 在 地
水 源	愛知県営水道より受水	
取水施設	愛知県営水道 東浦第1、第2供給点	
配水施設	東浦第1配水場	3, 200 m ³ 東浦町大字緒川字東本坪
	東浦第2配水場	8, 000・1, 500 m ³ 東浦町大字緒川字上広狭間
	高根配水場	1, 000 m ³ 東浦町大字緒川字上高根台
	高根ポンプ場	1. 9 m ³ /分 東浦町大字緒川字上高根台
	加圧ポンプ場	
	上源吾ポンプ場	0. 6 m ³ /分 東浦町大字森岡字上源吾
	上米田ポンプ場	0. 6 m ³ /分 東浦町大字緒川字上米田
	上ノ池ポンプ場	0. 5 m ³ /分 東浦町大字緒川字西地獄
濁池西ポンプ場	0. 7 m ³ /分 東浦町大字緒川字於大が丘	

資料：上下水道課

51 飲料水兼用耐震性貯水槽設置場所（風水害3-10-1、地震・津波3-11-1）

番号	設置場所名	所在地	容量
1	森岡自然公園内	森岡字森の里77	100m ³
2	東浦町役場内	緒川字政所20	100m ³
3	かみね南公園内	石浜字中央17	60m ³
4	石浜保育園駐車場内	石浜字白山1-3	100m ³
5	生路分団詰所用地内	生路字門田22-9	100m ³
6	三丁公園（陸上型）	藤江字三丁108	100m ³

52 応急給水用資機材（風水害2-5-2、地震・津波2-2-4、2-6-2、5-3-2）

品名	容量	数量	運搬に必要な車両	備考
給水タンク	1,800ℓ	2基	トラック2台	
	1,500ℓ	1基	トラック1台	
	1,000ℓ	2基	トラック2台	
	500ℓ	2基	トラック2台	
ポリ容器	20ℓ	32個	トラック1台	
水袋	5ℓ	6,241枚		上下水道課 1,200枚 防災危機管理課 4,993枚
ろ水機	2,500ℓ/h	3基	トラック1台	手動時 1,000ℓ/h
給水コンテナタンク	1,000ℓ	10基		小中学校配備
給水タンク	300ℓ	7基	トラック1台 (役場用)	役場及び各地区コミュニティセンター配備（予定）
バルーン投光器（発電機）		1基		第2配水場配備 全光束40,000ml（最大）

資料：上下水道課・防災危機管理課

53 東浦町緊急指定工事店

(風水害3-13-3、地震・津波3-14-3、5-3-2、5-4-7)

会社名等	住所	電話番号
株式会社東和工務店	東浦町大字森岡字田面150	83-8434
水野設備	〃 森岡字祖母懐6-8	84-0485
有限会社カジサン商会	〃 緒川字竹塚8-13	83-3220
中川設備工業株式会社	〃 緒川字西釜池5-15	34-9232
株式会社日東土木東浦事業所	〃 緒川字八巻20	34-2895
株式会社戸田組	〃 緒川字寿久茂165	34-8001
株式会社アイテック	〃 緒川字丸山97	34-7050
鍛冶森株式会社	〃 石浜字川尻1-5	83-3151
株式会社東浦ガス商会	〃 石浜字岐路60-2	83-4910
有限会社マスダ商店	〃 石浜字須賀44-1	83-1126
有限会社カドタ水道	〃 生路字門田106	83-4065
有限会社セイワ設備工業	〃 生路字西畑13-1	84-4807
株式会社ヒューテック	〃 藤江字柳牛28-1	83-4184
衣浦水道工事株式会社	〃 藤江字上廻間150-4	83-2674
有限会社新美総合建材	〃 藤江字荒子33	83-3015
トーエイ株式会社	〃 藤江字ヤンチャ28-1	83-3880
石浜設備工業	〃 石浜字前浜22-1	83-4839
安田株式会社名古屋支店	名古屋市中区千代田4丁目23-2	052-321-2571
大成機工株式会社 名古屋支店	名古屋市中区名駅3丁目22-8	052-551-0461
コスモ工機株式会社 名古屋支店	名古屋市名東区上社4-51	052-703-2611
寿美工業株式会社	名古屋市東区徳川1丁目15-30	052-931-3431
音羽電気株式会社	豊橋市花田町字中ノ坪78	0532-33-5779

資料：上下水道課

54 近隣の災害拠点病院（風水害3-6-1、地震・津波3-7-1）

医療圏	災害拠点病院の種類	病院名	所在地
尾張東部医療圏	基幹	藤田保健衛生大学病院	豊明市沓掛町町田楽ヶ窪 1-98
知多半島医療圏	中核	半田市立半田病院	半田市東洋町 2-29
	地域	愛知県厚生農業協同組合連合会知多厚生病院	知多郡美浜町大字河和字西谷 81-6
	地域	公立西知多総合病院	東海市中ノ池 3-1-1

55 半田保健所管内の救急病院・救急診療所の認定状況

（風水害3-6-1、地震・津波3-7-1）

名称	所在地	認定年月日	認定有効期限	診療科目	電話番号	病床数
半田市立半田病院	半田市東洋町 2-29	H29. 2. 1	H32. 1. 31	内科、口腔、麻酔、放射、リハ、泌尿、皮膚、耳鼻、眼科、産婦、脳外、整外、外科、精神、小児、循環、歯科、心臓、呼内、消内、腎内、糖・分内、救、血外、病理、神内、リウ	0569-22-9881	499
中野整形外科	半田市更生町 2-150-5	H29. 7. 1	H32. 6. 30	内科、整外、皮膚、リハ	0569-21-5448	19
愛知県厚生農業協同組合連合会知多厚生病院	知多郡美浜町大字河和字西谷 81-6	H29. 2. 1	H32. 1. 31	内科、整外、産婦、耳鼻、放射、リハ、泌尿、皮膚、眼科、脳外、外科、小児、神内、呼吸、消化、循環、リウ、麻酔、血内、糖内、消外、乳腺外、こう門外、内視鏡外、血管外	0569-82-0395	259
渡辺病院	知多郡美浜町大字野間字上川田 45-2	H29. 2. 1	H32. 1. 31	内科、小児、呼吸、循環、脳外、神内、整外、リハ、皮、消内	0569-87-2111	111
医療法人赫和会杉石病院	知多郡武豊町字向陽 1-117	H29. 2. 1	H32. 1. 31	内科、循環、外科、耳鼻、リハ、脳外、小児、消化、皮膚、呼吸、消外	0569-72-1155	140
石川病院	知多郡武豊町字ヒジリ田 23	H27. 2. 1	H30. 1. 31	外科、整外、内科、消化、循環、呼吸、神内、肝内、糖内、肛外科、乳外、リウ、小、皮、リハ、麻、皮膚科	0569-72-2345	60

医療法人宏友 会竹内整形外 科・内科クリ ニック	知多郡阿久比 町大字萩字新 川 35	H27.9.1	H30.8.31	内科、神内、リウ、循環、呼 吸、整外、リハ、脳外、麻	0569-47-1275	19
-----------------------------------	--------------------------	---------	----------	-------------------------------	--------------	----

56 し尿処理及びごみ処理施設（風水害4-3、地震・津波4-3）

区 分	運 搬 車 両			処 理 能 力	
	町 有	業者有	計	施設数	最大処理能力
し尿処理	0	7	7	1	200kl/日
ごみ処理	2	51	53	1	200t/日

し尿処理施設：東部知多浄化センター

ごみ処理施設：東部知多クリーンセンター

資料：環境課

【各種団体・その他】

57 自主防災組織の状況（風水害2-1-2、地震・津波2-1-2）

自主防災会名	設立年月日	世帯数	人口
森岡地区自主防災会	昭57. 9. 1	2,165	5,183
森岡台自主防災会	昭57. 6. 1	1,229	2,907
緒川地区自主防災会	昭60. 1. 27	3,162	7,171
緒川西部地区自主防災会	平21. 11. 7	703	1,640
新田地区自主防災会	昭58. 6. 1	1,395	3,145
東ヶ丘自治会自主防災会	昭63. 4. 1	1,588	3,819
東浦葵ノ荘団地自主防災会	平 3. 4. 1	238	549
石浜東地区自主防災会	昭58. 6. 1	3,361	7,461
石浜中自主防災会	昭59. 4. 1	600	1,338
東浦県営住宅自治会自主防災会	昭60. 4. 1	914	1,882
衣浦台自主防災会	昭60. 10. 20	39	97
平池台自主防災会	昭61. 4. 1	187	436
午池自治会自主防災会	平23. 5. 1	64	147
南ヶ丘自主防災会	平25. 4. 1	404	1,452
生路地区自主防災会	昭57. 9. 1	2,445	5,841
藤江地区自主防災会	昭56. 9. 1	3,148	7,094
計		21,642	50,162

資料：防災危機管理課

58 東浦町赤十字奉仕団（風水害3-4-4、地震・津波3-4-4）

地区等	人数
森岡	28
緒川	59
緒川新田	14
石浜	22
生路	38
藤江	40
合計	201

59 指定文化財の現況（風水害2-6、地震・津波2-3）

指定	分類	名称	所有者等	指定年月日
国	史跡	入海貝塚	入海神社	昭28.11.14
県	建造物	大樹寺旧裏一の門	個人	昭43.4.24
	書跡	紙本墨書正法眼蔵写本	乾坤院	昭29.2.5
	書跡	異国降伏祈願施行状	善導寺	昭34.10.8
	絵画	絹本著色諸尊集会図	乾坤院	昭29.2.19
	絵画	絹本著色弁財天像	乾坤院	昭29.2.19
	無形民俗	知多の虫供養行事 (東浦五ヶ村虫供養行事)	町内五地区(旧五ヶ村)輪番	昭58.9.14
	無形民俗	藤江のだんつく獅子舞	藤江神社八ッ頭舞楽保存会	平24.1.17
町	建造物	乾坤院山門	乾坤院	昭54.3.23
		乾坤院総門	乾坤院	平17.8.10
	絵画	阿弥陀如来図	町内五地区(旧五ヶ村)	昭54.3.23
		阿弥陀如来画像	森岡区	平17.3.1
	彫刻	薬師如来立像	安徳寺	昭54.3.23
		だんつく古面	藤江神社	昭54.3.23
	工芸	正宗短刀	入海神社	昭54.3.23
		長船長刀	入海神社	昭54.3.23
		切支丹灯笼	越境寺	昭54.3.23
		常夜灯	藤江字須賀地内	昭54.3.23
		藤江神社八ッ頭舞楽龍頭の面	藤江神社	昭63.6.30
	古文書	緒川村慶長検地帳	緒川区	昭54.3.23
		生路村方文書	生路区	昭54.3.23
		明徳寺川水論文書	石浜区	昭54.3.23
	考古	金鷄山古墳出土品	東浦町郷土資料館	昭54.3.23
	有形民俗	村木神社おまんと祭りの馬道具	村木神社	平19.3.16
	無形民俗	伊久智神社神楽	伊久智神社神楽保存会	昭54.3.23
森岡の村木神社おまんと祭り		村木神社おまんと祭り保存会	平19.3.16	
史跡	緒川城址	東浦町教育委員会	昭54.3.23	
	村木砦古戦場	森岡字取手地内	昭54.3.23	
	緒川城主三代の墓所	乾坤院	昭63.6.30	
	水野家四代の墓所	乾坤院	昭63.6.30	
天然記念物	極楽寺の楠	極楽寺	昭54.3.23	
	伊久智神社大楠の森	伊久智神社	昭54.3.23	
	地蔵院のイブキ	地蔵院境内	平17.3.1	

資料：生涯学習課

【様式等】

60 災害概況速報

(市町村・愛知県用)

[災害概況速報]

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	
報告者名	

災害名 _____ (第 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)			(市町村)					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認等」)を記入して報告すれば足りること)。

61 災害発生状況等（速報・確定報告）

（市町村用）

災害発生状況等（速報・確定報告）

月 日

原 因				発 生 日 時				年 月 日 時 分							
発 信 場 所				知多郡 東浦町											
発 信 機 関								発 信 者							
受 信 機 関								受 信 者							
区 分				被 害				区 分				被 害			
人的被害	死 者	1	人	橋りょう	31	か所	そ の 他	水産被害	61	千円					
	行方不明	2	人		河 川	破 堤		32	か所	商工被害		62	千円		
	負 傷	重 傷 者	3			人		越 水	33	か所		その他	63	千円	
		軽 傷 者	4			人		その他	34	か所		被 害 総 額	64	千円	
住家被害	全 壊	5	棟	そ の 他	港湾・漁港	35	か所	災害対策本部 設置状況	65	設置					
		6	世帯		砂 防	36	か所		66	廃止					
		7	人		清掃施設	37	か所	避難の勧告・ 指示等の状況	67	地区					
	半 壊	8	棟		崖くずれ	38	か所		消防職員出動 延人数	68		人			
		9	世帯		地すべり	39	か所	消防団員出動 延人数		70		人			
		10	人		土石流	40	か所		避難所数	71		所			
	一 部 損 壊	11	棟		鉄道不通	41	か所	避難人数 (うち 自主避難)	73	人					
		12	世帯		被害船舶	42	隻		避難世帯数	74		世帯			
		13	人		水道	43	か所	避難世帯数(うち 自主避難)		75		世帯			
	床 上 浸 水	14	棟		電 話	44	回線	罹 災 世 帯 数	48	世帯					
		15	世帯		電 気		戸		罹 災 者 数	49		人			
		16	人		ガ ス	46	戸								
	床 下 浸 水	17	棟		ブロック堀等	47	か所	火 災	建 物	50		件	被 害 程 度 及 び 応 急 対 策 状 況 (経 過)		
		18	世帯		罹 災 世 帯 数	48	世帯			危 険 物		51		件	
		19	人		罹 災 者 数	49	人					そ の 他		52	件
非住家	公 共 建 物	20	棟	田	流失・埋没	22	ha	公 立 文 教 施 設	53	千円					
	そ の 他	21	棟		冠 水	23	ha		農 林 水 産 業 施 設	54		千円			
その他	畑	流失・埋没	24	ha	小	計	57	千円	要 請 事 項						
		冠 水	25	ha			そ の 他 の 公 共 施 設	56		千円					
	文 教 施 設	26	か所	道 路	損 壊	28	か所	農 産 被 害		58	千円				
	病 院	27	か所		そ の 他	冠 水	29			か所	林 産 被 害	59	千円		
	道 路	(うち通行不能)	か所	30		か所	畜 産 被 害	60		千円					

(注) 速報の場合は53から64までの項目については報告する必要はない。

62 人的被害情報

(市町村用)
 (第 報)

人的被害

報告の時点	日 時 分現在	受信時刻	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
発 生	日 時	日	時 分
	場 所		
	原 因		
人 的 被 害 の 状 況	被害程度	1. 死亡 2. 行方不明 3. 重傷 4. 軽傷	
	氏名等	(氏名) (生年月日) (性別)	
	住 所		
	収容先		
	その他参考事項 (応急処置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等)		

63 避難状況・救護所開設状況

(市町村用)
 (第 報)

避難状況・救護所開設状況

報告の時点		日 時 分現在		受信時刻		時 分	
発信機関				受信機関			
発信者名				受信者名			
内 容							
避難 状 況	避難先	地区名	避難の勧告、指示 の種類及び日時	世帯数	人 数	屋内・屋 外の別	今後の見通し
			(勧告、指示、自主) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(勧告、指示、自主) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(勧告、指示、自主) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(勧告、指示、自主) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
救 護 所 開 設 状 況	救 護 所 名	設 置 場 所	収 用 人 数		実 施 機 関		
			重 傷	軽 傷			

64 公共施設被害

(市町村・愛知県用)

公 共 施 設 被 害

(第 報)

報告の時点	日 時 分現在	受信時刻	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
被害区分	ア. 河川 イ. 海岸 ウ. 貯水池・ため池等 エ. 砂防 才. 港湾・漁港 カ. 道路 キ. 水道 ク. その他 ()		
発 生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
状 況	被害区域 区 間		
	管 理 者	(電話)	
	被害程度 (概要)		
	応急対策 の状況		
	復旧見込		
	そ の 他 参 考 事 項		

65 避難・地震防災応急対策の実施状況報告（速報用）

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》

速報用

送信者		受信者		送受信時間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

緊急応急対策等	実施状況等 (該当する番号に○をつけること)		
①東海地震予知情報の伝達	1 完了	2 半数以上	3 半数未満
②地域住民の避難状況	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
③消防・浸水対策活動	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
④応急の救護を要すると認められる者の救護・保護	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
⑤施設・設備の整備及び点検	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
⑥犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
⑦食糧、生活必需品、医薬品等の確保	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
⑧緊急輸送の確保	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
⑨地震災害警戒本部	1 設置	2 準備中	3 未設置
⑩対策要員の確保	1 完了	2 半数以上	3 半数未満
備考			

66 避難・地震防災応急対策の実施状況報告

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》

送信者		受信者		送受信時間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

避難 状 況	① 避難 の 経過	危険事態、異常事態の発生状況		
		措置事項		
	② 避難 の 完了	避難場所名	避難人数・ 要救護人数	救護、保護に必 要な措置等
地震 防 災 応 急 対 策	③	東海地震予知情報の伝達、避難勧告・指示		
	④	消防、水防その他応急措置		
	⑤	応急の救護を要すると認められる者の救護・保護		
	⑥	施設・設備の整備及び点検		
	⑦	犯罪の予防、交通の規則、その他社会秩序の維持		
	⑧	緊急輸送の確保		
	⑨	食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制設備		
	⑩	その他災害の発生防止・軽減を図るための措置		
		備考		

67 自衛隊災害派遣部隊派遣要請書

	文 書 番 号
	年 月 日
愛 知 県 知 事 殿	
	市 町 村 長
部隊等の派遣要請依頼書	
災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。	
記	
1 災害の情况及び派遣要請を依頼する理由	
災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）	
派遣要請を依頼する理由	
2 派遣を希望する期間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
(1) 区域	
(2) 活動内容（遭難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等）	
4 その他参考となるべき事項	
その他の細部については、	において調整する。

（用紙の大きさはA4とする。）

（注）2項に関しては、具体的に表現することが不可能な場合には、「救援活動終了するまでの間」等の定性的な表現とすること。

68 自衛隊災害派遣部隊撤収要請書

	文 書 番 号
	年 月 日
愛 知 県 知 事 殿	
	市 町 村 長
災害派遣部隊撤収要請依頼書	
自衛隊の災害派遣を要請中のところ、派遣目的が達成されたことに伴い、 月 日をもって派遣部隊等を撤収要請されるよう依頼します。	

(用紙の大きさはA 4 とする。)

69 公用令書

(1) 様式 1-1

従事第	号	公 用 令 書	
		住所	
		氏名	
災害対策基本法第 7 1 条の規定に基づき、次のとおり		従事	を命ずる。
		協力	
年	月	日	
処分権者氏名			印
従事すべき業務			
従事すべき場所			
従事すべき期間			
出頭すべき日時			
出頭すべき場所			
備 考			

(用紙の大きさはB 6とする)

(2) 様式1-2

保管第 号
 公 用 令 書
 住所
 氏名

第71条
 災害対策基本法 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。
 第78条第1項

年 月 日

処分権者氏名 印

保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場 所	保管すべき期間	備 考

(用紙の大きさはB6とする)

(3) 様式1-3

管理第 号
 公 用 令 書
 住所
 氏名

第71条
 災害対策基本法 の規定に基づき、次のとおり使用をする。
 第78条第1項 管理
 収用

年 月 日

処分権者氏名 印

名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備考

(用紙の大きさはB6とする)

(4) 様式 1-4

変更第	号	公 用 変 更 令 書	
		住所	
		氏名	
第 7 1 条			
災害対策基本法	の規定に基づく公用令書(年 月 日第	号)
第 7 8 第 1 項			
にかかると処分を次のとおり変更したので、同法施行令第 3 4 条第 1 項の規定により、これを交付する。			
年	月	日	
処分権者氏名			印
変更した処分の内容			

(用紙の大きさはB 6 とする)

(5) 様式 1-5

変更第	号	公 用 取 消 令 書	
		住所	
		氏名	
第 7 1 条			
災害対策基本法	の規定に基づく公用令書(年 月 日第	号)
第 7 8 条第 1 項			
にかかると処分を取り消したので、同法施行令第 3 4 条第 1 項の規定により、これを交付する。			
年	月	日	
処分権者氏名			印

(用紙の大きさはB 6 とする)

70 緊急通行車両等届出書

令和 年 月 日		
<p>緊急通行車両等届出書</p> <p>愛知県知事 殿</p> <p>届出者住所 (電話)</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p>		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	
	電話 () 局 番	
	氏名	
通行日時	年 月 日 午前・午後 時から 年 月 日 午前・午後 時まで	
通行経路	出 発 地	通 行 目 的
備 考		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

71 緊急通行車両等事前届出衝書・届出済証

左

地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書	
年 月 日	
愛知県公安委員会 殿	
届出者住所 (電話) 氏名	
番号標に表示されている番号	
車両の用途(緊急輸送行う車両にあつては、輸送人員又は品名)	
使用者	住所 () 局 番 氏名
出 発 地	
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署等に提出してください。	

右

地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証	第 号
左記のとおり事前届出を受けたことを証する。	
年 月 日	
愛知県公安委員会 印	
(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じた場合又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

72 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
愛知県知事 印			
番号票に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用 者	住 所 (電 話)	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時		年 月 日 午前・午後 時から	
		年 月 日 午前・午後 時まで	
通 行 経 路		出発地	
		目的地	
備 考			

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

73 被災者台帳

被災者台帳						被害程度	全(焼)壊、半(焼)壊、 床上浸水、床下浸水	
世帯の状況・構成人員	住所							
	氏名	続柄	生年月日 才	性別	職業 (学年)	死亡行方 不明負傷 の別	課税状況	
			才					
			才					
			才					
			才					
被害状況	住家	自家、借家、間借棟						
	非住家	棟						
	家財							
	その他							
罹災証明書 発行年月日		仮罹災証明書		年 月 日 第 号	本罹災証明書		年 月 日 第 号	
災害救助法による救助の状況	1 避難所への収用		6 医療		11 学用品の供与			
	2 応急仮設住宅の供与		7 助産		12 埋葬			
	3 炊き出し、その他による食品の供与		8 救出		13 死体の捜査			
	4 飲料水の供給		9 住宅の応急修理		14 死体の処理			
	5 被服寝具その他生活必需品の供与		10 生業資金の貸与		15 障害物の除去			
状況事項								
要配慮者の有無			有 無			該当する事由		

74 被災証明申請書兼被災証明書

被災証明申請書

年 月 日

知多郡東浦町長

申請者

住所

氏名

電話番号

(自宅・避難先・会社・携帯)

被災物件との関係

居住者 (世帯主・世帯主以外)

所有者 (居住者以外)

代理人 (委任状が必要です。)

下記のとおり被災証明書の交付を申請します。

<input type="checkbox"/> 世帯主氏名 <input type="checkbox"/> 所有者氏名 ※1	<input type="checkbox"/> 申請者欄と同じ	※町事務処理欄 宛名番号
<input type="checkbox"/> 世帯主住所 <input type="checkbox"/> 所有者住所	<input type="checkbox"/> 申請者欄と同じ	

被災原因	年 月 日の <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 台風 <input type="checkbox"/> 集中豪雨 <input type="checkbox"/> その他 () による
------	--

被災物件の 所在地	<input type="checkbox"/> 申請者欄と同じ	※町事務処理欄 同棟番号
被災物件の区分	<input type="checkbox"/> 住家※2 (所有者氏名: ※1と同じ・)	
	<input type="checkbox"/> 非住家 (所有者氏名: ※1と同じ・) (用途: 物置・車庫・倉庫・事務所・)	
	<input type="checkbox"/> 構築物及び動産 (カーポート・塀・門柱・門扉・家財・車両・ 備品・)	

※2 住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

添付書類	<input type="checkbox"/> 被害状況写真 <input type="checkbox"/> その他 ()
------	---

(文書番号)

被災証明書

上記のとおり、被災の証明申請がなされたことを証明します。

年 月 日

知多郡東浦町長

印

※被災証明書について

1 この証明書は、被害状況写真等添付し申請することで、東浦町が確認し証明するものです。

2 この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません

※居住者及び所有者以外の方が申請者の場合は以下の「委任状」に記入してください。

委 任 状			
	年	月	日
代理人の住所	_____		
代理人の氏名	_____		
私は、上記の者を代理人と定め、被災証明書の交付申請及び受領に関する権限を委任します。			
委任者（被災物件居住者若しくは所有者）			
住所	_____		
氏名（自署）	_____		
電話番号	_____（自宅・避難先・会社・携帯）		

75 罹災証明申請書

罹災証明申請書

年 月 日

知多郡東浦町長

申請者

住所

氏名

電話番号

(自宅・避難先・会社・携帯)

罹災家屋との関係

居住者 (世帯主・世帯主以外)

所有者 (居住者以外)

代理人 (委任状が必要です。)

下記のとおり罹災証明書の交付を申請します。

<input type="checkbox"/> 世帯主氏名 <input type="checkbox"/> 所有者氏名 ※1	<input type="checkbox"/> 申請者欄と同じ	※町事務処理欄 宛名番号
<input type="checkbox"/> 世帯主住所 <input type="checkbox"/> 所有者住所	<input type="checkbox"/> 申請者欄と同じ	

罹災原因	年 月 日の <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 台風 <input type="checkbox"/> 集中豪雨 <input type="checkbox"/> その他 () による
------	--

罹災家屋の所在地	<input type="checkbox"/> 申請者欄と同じ	※町事務処理欄 同棟番号
罹災家屋の区分	<input type="checkbox"/> 住家※2 (所有者氏名：※1と同じ・) <input type="checkbox"/> 非住家 (所有者氏名：※1と同じ・) (用途：物置・車庫・倉庫・事務所・)	

※2 住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

添付書類	<input type="checkbox"/> 被害状況写真 (すでに修理又は解体済の場合や自己判定方式の場合は必須) <input type="checkbox"/> 見積書や領収書の写し (すでに修理又は解体済の場合には必須) <input type="checkbox"/> 罹災家屋の位置が分かる図面 (可能な限り、お持ちください。) <input type="checkbox"/> その他 ()
判定方法	<input type="checkbox"/> 現地確認方式 (調査員が伺い、判定を行います。申請書に写真の添付は必要ありませんが、修理又は解体する前に写真を撮っておいてください。) <input type="checkbox"/> 自己判定方式 (一部損壊 10%未満に同意かつ被害状況写真が必要です。)
証明書受取方法	<input type="checkbox"/> 資産税係窓口 <input type="checkbox"/> 郵送 (申請者欄住所) <input type="checkbox"/> 郵送 (宛先：) <input type="checkbox"/> その他 ()

※3 裏面の注意事項をご確認ください。

罹災証明書について

- 1 罹災証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。
- 2 「被害の程度」は、家屋を対象としています。
 ※家財道具や家屋に付随する門柱、門扉などの外構は、この証明の対象となりません。
- 3 「被害の程度」は、内閣府の定める被害認定基準に基づき、屋根、壁、構造体等の部位別にその表面に現れた被害を調査して認定するものです。
- 4 被害の程度について相当な理由をもって修正を求める場合は、この証明書の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に町長に対して再調査の申請をすることができます。
- 5 原則として1世帯に1枚の発行となりますので大切に保管してください。

注意事項

- 1 自己判定方式（写真判定）の場合は、一部壁面の軽微な亀裂や屋根の一部損傷等、住家の損害割合が10%未満になることが見込まれる場合に、申請者の同意に基づき写真のみで判定をいたします。罹災箇所、建物全景、表札がわかる写真等をご提出ください。
 - 2 可能な限り、被災状況写真や修繕見積書、請求書、領収書等を添付してください。
 - 3 可能な限り、申請時に身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証等）をご持参ください。郵送等来庁以外の方法で申請される方については身分証明書（写しでも可）の提出が必須となります。
 - 4 申請いただいた内容については、適切な管理のもと罹災状況の調査や被災者支援にかかわる事務に限り、東浦町の関係各課において使用いたします。
- ※居住者及び所有者以外の方が申請者の場合は以下の「委任状」に記入してください。

委 任 状		
		年 月 日
代理人の住所 _____		
代理人の氏名 _____		
私は、上記の者を代理人と定め、罹災証明書の交付申請及び受領に関する権限を委任します。		
委任者（罹災家屋居住者若しくは所有者）		
住所 _____		
氏名（自署） _____		
電話番号 _____（自宅・避難先・会社・携帯）		

※町事務処理欄

受付日/No./收受方法	年 月 日/No. _____ /郵送・資産税係窓口・その他（ ）
本人確認資料	運転免許証・パスポート・保険証・（ ）
添付書類	委任状・写真・見積書・領収書・家屋位置図・その他（ ）
調査方法	現地調査方式・自己判定方式
調査日時	年 月 日 午前・午後 : 申請者立会：有・無
調査結果	<input type="checkbox"/> 全壊（50%以上） <input type="checkbox"/> 大規模半壊（40%以上 50%未満） <input type="checkbox"/> 中規模半壊（30%以上 40%未満） <input type="checkbox"/> 半壊（20%以上 30%未満） <input type="checkbox"/> 準半壊（10%以上 20%未満） <input type="checkbox"/> 一部損壊（10%未満）

	受付	台帳入力	調査	交付	税減免	各課連絡	台帳入力
処理者							

76 罹災証明書

(文書番号)

罹 災 証 明 書

<input type="checkbox"/> 世帯主氏名 <input type="checkbox"/> 所有者氏名	
<input type="checkbox"/> 世帯主住所 <input type="checkbox"/> 所有者住所	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

罹災住家※の 所在地	東浦町 大字 番地
住家の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
住家の浸水区 分又はその他 被害の程度	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> その他 ()

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

罹災非住家の 所在地	東浦町 大字 番地
非住家の用途	
非住家の被害 の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
非住家の浸水 区分又はその 他被害の程度	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> その他 ()

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

知多郡東浦町長

印

【条例等】

77 東浦町防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、東浦町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 東浦町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて東浦町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員30人以内をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 愛知県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (2) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (3) 町の教育委員会の教育長
 - (4) 町の消防機関の長
 - (5) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (6) 町長が特に必要と認めて任命する者
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員及び関係指定地方公共機関の職員並びに学識経験のある者の中から、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年3月26日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年12月19日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月21日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成24年9月20日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

78 東浦町災害対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき東浦町災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(災害対策本部長及び災害対策副本部長)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部)

第3条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は災害対策本部員のうちから、部員はその他の職員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて、部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて、部の事務を処理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月26日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月20日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

79 東浦町災害対策本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東浦町災害対策本部条例（昭和38年東浦町条例第8号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、東浦町災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長)

第2条 条例第2条第2項に規定する災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長及び教育長をもって充てる。

2 条例第2条第2項の規定により災害対策副本部長（以下「本部長」という。）の職務を代理する場合の順序は、副町長、教育長の順序とする。

(本部の設置及び廃止)

第3条 東浦町災害対策本部（以下「本部」という。）は、第2非常配備若しくは第3非常配備又は本部長が必要と認めるときに設置し、「東浦町災害対策本部」の標示を掲出する。

2 本部は、原則として東浦町役場内に設置する。

3 本部長は、町の地域内に災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

4 本部長は、本部を開設し、又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関に通知する。

(現地災害対策本部)

第4条 本部長は、被災した現地において災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、現地災害対策本部を廃止する。

(災害対策本部員)

第5条 条例第3条第3項に規定する災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、東浦町部制条例（昭和56年東浦町条例第2号）第1条に規定する部の長及びこれらに相当する者並びに町長が指名した者をもって充てる。

2 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

3 職員以外の本部員は、それぞれの所属する機関と本部との総合調整を行う。

(本部員会議)

第6条 本部に本部員会議を置く。

2 本部員会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する職員で構成し、災害応急対策に関する基本的事項について協議し、その実施を推進する。

3 本部員が不在のときは、本部員の属する別表第1に規定する部の中から代理の者を出席させなければならない。

4 本部員会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が会務を総理する。

(本部事務局)

第7条 本部に事務局を置く。

2 事務局は、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 本部の運営に関すること。

(2) 災害応急対策等に関し、本部と関係機関との連絡調整に関すること。

(3) 本部員会議に関すること。

3 事務局に事務局長を置き、災害対策本部に関することを所管する課の長をもって充てる。

4 事務局長は、事務局の事務を統括する。

5 事務局の職員は、災害対策本部に関することを所管する課の職員をもって充てる。

(部等)

第8条 条例第3条第1項の規定により置く部は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 条例第3条第2項の規定により置く部長は、別表第2に掲げる職員をもって充てる。

3 第1項の部に別表第1に掲げる班を置き、別表第2に掲げる所掌事務を分掌させる。

4 前項の班に班長を置き、別表第2に掲げる職員をもって充てる。

(部員)

第9条 条例第3条第2項の規定により置く部員は、一般職の職員のうち町長が指名する職員とする。

(支部)

第10条 本部に支部を置くことができる。

2 支部には支部長を置くものとする。

3 支部長は、連絡所長をもって充て、自主防災会を統括するものとする。

4 支部に所属する部員は、本部長が指名する。

5 前項の部員は、本部長の命を受け、別表第2に掲げる所掌事務を処理する。

(非常配備)

第11条 非常配備の種類及びその時期は、別表第3のとおりとする。

2 本部員及び部員は、非常配備となった場合は、本部長の指示により参集するものとする。

3 班員は、非常配備についたときは、速やかに所属する班の班長又は所属する部の部長に報告し、班長又は部長は、当該報告を事務局に報告するものとする。

4 非常配備に従事する職員並びにその配備場所及び任務は、本部長が定める。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

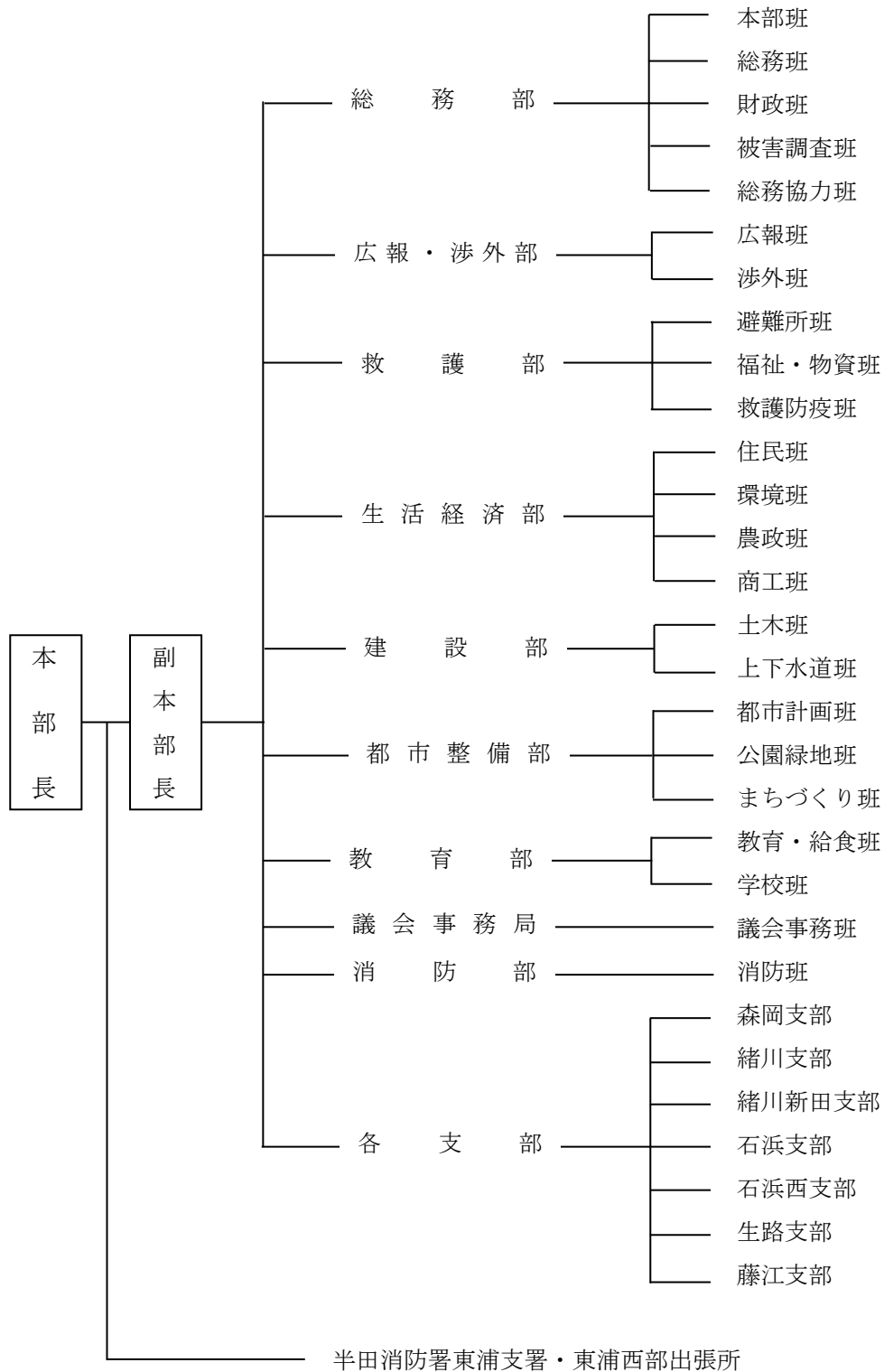
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第6条、第8条関係)

[災害対策本部組織表]



別表第2（第8条関係）

東浦町災害対策本部の編成及び所掌事務

部名等	班名等	所掌事務
本部 本部長 町長 副本部長 副町長 教育長		1 災害対策全般の企画統制に関すること。 2 非常配備に関すること。 3 災害救助法の適用に関すること。 4 自衛隊に対する災害派遣の要請依頼に関すること。 5 消防団に対する出動命令及び警察官に対する出動要請に関すること。 6 住民に対する避難勧告等に関すること。 7 町内の私有地、建物その他工作物の一時使用又は収用に関すること。 8 災害ボランティアセンターの設置に関すること。 9 その他災害対策に関する重要な事項
総務部 部長 総務部長	本部班 (防災危機管理課) 班長 防災危機管理課長	1 災害対策本部の庶務に関すること。 2 気象予警報等情報（地震災害に関する情報等を含む。）の受信、伝達等に関すること。 3 防災無線の運用に関すること。 4 職員の非常招集に関すること。 5 災害救助法に関すること。 6 本部、各部及び支部との連絡調整に関すること。 7 その他、他班の所管に属さないこと。
	総務班 (総務課) 班長 総務課長	1 各部班の被害状況の収集・報告に関すること。 2 災害の処置状況の記録に関すること。 3 災害対策本部の記録に関すること。 4 災害対策本部庁舎の被害調査、報告及び復旧に関すること。 5 防災資機材、罹災者等の輸送に関すること。 6 町有車輛の集中運行管理に関すること。 7 他市町等からの支援者受入に関すること。
	財政班 (財政課) 班長 財政課長	1 応急対策及び復旧対策に係る財政措置その他予算に関すること。 2 義援金品及び見舞金品等の收受及び出納に関すること。 3 町有財産の被害調査に関すること。 4 他（部）班の応援協力に関すること。
	被害調査班 (税務課) 班長 税務課長	1 罹災証明に関すること。 2 被害調査に関すること。 3 罹災者の税の減免等に関すること。 4 他（部）班の応援協力に関すること。
	総務協力班 (会計課、監査委員事務局) 班長 会計管理者	他（部）班の応援協力に関すること。

部 名 等	班 名 等	所 掌 事 務
広報・渉外部 部長 企画政策部長	広報班 (企画政策課、住民自治課、DX推進課) 班長 住民自治課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民に対する予警報、避難情報等の広報に関すること。 2 災害の記録、写真等の取材及び提供に関すること。 3 各報道機関その他関係機関に対する災害対策情報等の発表及び情報の提供に関すること。 4 通信、機器等の被害調査及び災害復旧に関すること。 5 他(部)班の応援協力に関すること。
	渉外班 (秘書人事課) 班長 秘書人事課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害視察者及び外来見舞客の対応に関すること。 2 職員の公務災害に関すること。 3 罹災死亡者に対する弔慰に関すること。 4 本部長及び副本部長の秘書に関すること。
救護部 部長 健康福祉部長	避難所班 (住民自治課、児童課、健康課、商工振興課、生涯学習課、スポーツ課、保育園、学校班) 班長 生涯学習課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び管理運営に関すること。 2 外国人支援に関すること。 3 所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 4 罹災者の安否情報、確認に関すること。 5 炊き出し米等の確保に関すること。 6 他(部)班の応援協力に関すること。
	福祉・物資班 (ふくし課、障がい支援課、児童課、健康課、保険医療課) 班長 ふくし課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助物資の配給に関すること。 2 罹災者の救護に関すること。 3 福祉避難所の開設及び管理運営に関すること。 4 要配慮者の支援に関すること。 5 在宅老人等に関すること。 6 義援金品及び見舞金品の配分に関すること。 7 仮設住宅の入居者の選定等に関すること。 8 日本赤十字奉仕団への協力要請に関すること。 9 所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。
	救護防疫班 (健康課) 班長 健康課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 病気予防のための衛生対策に関すること。 2 医療、助産に関すること。 3 医薬品及び衛生資材の配分に関すること。 4 所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。
生活経済部 部長 生活経済部長	住民班 (住民課) 班長 住民課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 行方不明者及び死亡者の身元確認及び収容に関すること。 2 埋火葬に関すること。 3 他(部)班の応援協力に関すること。
	環境班 (環境課) 班長 環境課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみ等(災害廃棄物、し尿を含む。)の処理に関すること。 2 所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。

部 名 等	班 名 等	所 掌 事 務
	農政班 (農業振興課) 班長 農業振興課長	1 農林畜産物の被害調査及び災害復旧に関すること。 2 家畜の防疫に関すること。 3 農業協同組合等関係団体との連絡調整に関すること。 4 排水機、ため池等の農業施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 5 排水機の運転、ため池の水位調整に関すること。 6 他(部)班の応援協力に関すること。
	商工班 (商工振興課) 班長 商工振興課長	1 救助物資の調達に関すること。 2 商工業関係事業所の被害調査に関すること。 3 商工会等関係団体との連絡調整に関すること。 4 所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 5 他(部)班の応援協力に関すること。
建設部 部長 建設部長	土木班 (道路河川課、土木維持管理課) 班長 土木維持管理課長	1 水防に関すること。 2 樋門操作に関すること。 3 道路、橋りょう、河川、水路等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 4 急傾斜地崩壊及び山腹崩壊の危険地区並びに砂防指定地域の防災に関すること。 5 緊急輸送道路の確保に関すること。 6 緊急の交通安全対策に関すること。
	上下水道班 (上下水道課) 班長 上下水道課長	1 飲料水の供給に関すること。 2 水道、下水道施設等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 3 ポンプ場運転等の操作に関すること。
都市整備部 部長 都市整備部長	都市計画班 (都市計画課) 班長 都市計画課長	1 応急仮設住宅の建設に関すること。 2 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定に関すること。 3 被災住宅の応急修理に関すること。 4 町営住宅の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。
	公園緑地班 (公園緑地課) 班長 公園緑地課長	公園等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。
	まちづくり班 (まちづくり課) 班長 まちづくり課長	1 公共交通の被害調査等に関すること。 2 他(部)班の応援協力に関すること。

部 名 等	班 名 等	所 掌 事 務
教育部 部長 教育部長	教育・給食班 (学校教育課) 班長 学校教育課長	1 学校との連絡調整に関する事。 2 学校施設等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関する事。 3 罹災児童、生徒に対する学用品等の調達、給与に関する事。 4 罹災児童、生徒の育英、奨学に関する事。 5 応急給食に関する事。 6 給食施設等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関する事。 7 他(部)班の応援協力に関する事。
	学校班 (各小中学校) 班長 学校教育課長	1 各学校の被害調査及び報告に関する事。 2 避難所班の応援協力に関する事。
議会事務局 部長 議会事務局長	議会事務班 (議会事務局) 班長 議会事務局長	議会災害対策会議に関する事。
消防部 部長 消防団長	消防班 (消防団) 班長 副団長	1 防災応急措置に関する事。 2 罹災者の救護に関する事。 3 行方不明者の捜索に関する事。 4 住民に対する予警報、避難情報等の伝達に関する事。 5 避難誘導に関する事。
支 部	各支部	1 本部との連絡調整に関する事。 2 本部支部相互の情報伝達に関する事。 3 支部地区内の状況把握に関する事。 4 当該避難所の開設及び管理運営に関する事。 5 自主防災会を統括する事。
知多中部広域事務組合半田消防署東浦支署		1 本部との連絡調整に関する事。 2 災害応急対策活動に関する事。
東浦町社会福祉協議会		災害ボランティアセンターの運営に関する事。

(注) 所掌事務については、状況に応じ他班への応援協力を行うものとする。

別表第3（第11条関係）

非常配備の種類及び時期

[非常配備の基準]

区分	指 令 又 は 解 除 の 時 期	非常配備すべき人員 (災害対策本部設置)
警戒配備	<p><指令の時期></p> <p>1 次の注意報のいずれかが東浦町に発表されたとき。</p> <p>(1) 大雨注意報</p> <p>(2) 洪水注意報</p> <p>(3) 高潮注意報</p> <p>2 伊勢・三河湾に津波注意報が発表されたとき。</p> <p>3 町又は町の隣接市町において震度4の地震が発生したとき</p> <p><解除の時期></p> <p>1 災害が発生するおそれなくなったとき。</p> <p>2 災害応急対策がおおむね完了したとき。</p>	<p>防災危機管理課職員</p>
第1非常配備	<p><指令の時期></p> <p>1 災害の発生するおそれのある場合で、次の警報のいずれかが東浦町に発表されたとき。</p> <p>(1) 大雨警報</p> <p>(2) 暴風警報</p> <p>(3) 洪水警報</p> <p>(4) 高潮警報</p> <p>(5) 暴風雪警報</p> <p>2 伊勢・三河湾に津波警報が発表されたとき。</p> <p>3 町内河川の水位表示板で、堤防高から-1.10m（須賀川にあつては、-1.22m）を越えたとき。</p> <p>4 町又は町の隣接市町において震度4の地震が発生したときで、町内において被害が報告されたとき。</p> <p>5 その他の災害が発生するおそれがあるとき又は小規模の災害が発生したとき。</p> <p>6 その他の状況により町長が必要と認めたとき。</p> <p><解除の時期></p> <p>1 災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき又は被害の程度が軽微であるとき。</p> <p>2 災害応急対策がおおむね完了したとき。</p>	<p>あらかじめ町長が指名する職員及び防災危機管理課職員</p>

<p>第2 非常 配備</p>	<p><指令の時期> 1 上記警報が発表され、相当規模の災害の発生するおそれのあるとき、又は災害が発生したとき。 2 町又は町の隣接市町において震度5弱の地震が発生したとき。 3 「伊勢・三河湾」に津波警報若しくは大津波警報が発表されたときで、本町に相当規模の被害が予想されるとき。 4 災害により、住民を避難させる必要が生じたとき及び自主避難者の存在を確認したとき。 5 その他の相当規模の災害が発生するおそれがあるとき又は相当規模の災害が発生したとき。 6 境川又は逢妻川で、「氾濫注意情報」が発表されたとき。 7 町内河川の水位表示板で、堤防高から-0.60m（須賀川にあつては、-0.72m）を越えたとき。 <解除の時期> 1 災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であるとき。 2 災害応急対策がおおむね完了したとき。</p>	<p>あらかじめ町長の指名する職員（第1非常配備員を含む。）及び発生のおそれのある災害に応じて町長の指名する課等の職員（災害対策本部設置）</p>
<p>第3 非常 配備</p>	<p><指令の時期> 1 町域で大規模な災害が発生するおそれがあるとき又は大規模な災害が発生したとき。 2 境川泉田観測所又は逢妻川一ツ木逢妻川川水位が、「氾濫危険水位」に到達したときで、町域に相当な被害が予想されるとき。 3 町内河川が氾濫等するおそれがあるとき又は氾濫したときで、相当な被害が予想されるとき。 4 町又は町の隣接市町において震度5強以上の地震が発生したとき。 5 特別警報が発表されたとき。 <解除の時期> 1 災害が発生するおそれが解消したときで被害の程度が軽微であるとき。 2 第二非常配備でも災害応急対策が推進できるとき。</p>	<p>職員全員 （災害対策本部設置）</p>

80 東浦町地震災害警戒本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「法」という。)第18条第4項の規定に基づき、東浦町地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)のほか、警戒本部に、地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を置くことができる。

(本部長及び副本部長)

第3条 本部長は、警戒本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部員のうちから町長が任命する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(本部員)

第4条 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 愛知県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者

(2) 町の消防団長

(3) 知多中部広域事務組合の職員のうちから町長が委嘱する者

(4) 町長が町の職員のうちから任命する者

(5) 町の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が委嘱する者

(6) 町長が特に必要と認めた者

2 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

(その他の職員)

第5条 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、町の職員のうちから、町長が任命する。

2 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第6条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 前項の部長に事故があるとき、又は欠けたときは、第1項の部に属する本部職員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

81 東浦町地震災害警戒本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東浦町地震災害警戒本部条例（平成14年条例第20号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、東浦町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(地震災害警戒副本部長)

第2条 地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長及び教育長をもって充てる。

2 条例第3条第3項の規定により副本部長が地震災害警戒副本部長（以下「本部長」という。）の職務を代理する場合において、その職務を代理する順序は、副町長、教育長とする。

(地震災害警戒本部員)

第3条 条例第4条に規定する地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）は、別表1のとおりとする。

2 東浦町職員以外の本部員は、それぞれの所属する機関と警戒本部との総合調整を行うものとする。

(本部職員)

第4条 条例第5条に規定する本部職員は、次条の各班に所属する職員とする。

(部等)

第5条 条例第6条第1項の規定により別表2の部欄に掲げる部を置く。

2 条例第6条第3項の規定による本部員は、それぞれ別表2の部長欄に掲げる職員をもって充てる。

3 第1項の部に別表2の班欄に掲げる班を置き、それぞれ所掌事務欄に掲げる事務を分掌させる。

4 前項の班に班長を置き、それぞれ別表2の班長欄に掲げる職員をもって充てる。

(警戒本部の開設準備、開設及び廃止)

第6条 本部長は、南海トラフ地震臨時情報が発表された段階から、本部員及び本部職員を招集し、警戒本部の開設準備を行う。

2 本部長は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第9条第1項の警戒宣言が発せられたときは、警戒本部を設置する。

3 警戒本部は、原則として東浦町役場内に設置し、「東浦町地震災害警戒本部」の表示をする。

4 本部長は、当該警戒宣言に係る地震災害に関し、東浦町災害対策本部が設置されたとき又は法第9条第3項の警戒解除宣言があったときは警戒本部を廃止する。

5 本部長は、警戒本部を開設し、又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関に通知する。

(本部員会議)

第7条 本部長は、地震防災応急対策について協議するため、必要に応じて本部員会議を招集する。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部員は、それぞれの所掌事務に関する地震防災応急対策の実施状況について、本部員会議に報告しなければならない。

(本部事務局)

第8条 警戒本部に本部事務局を置く。

- 2 本部事務局は、次の各号に掲げる事務を行う。
 (1) 地震防災応急対策等に関し、警戒本部と関係機関との連絡調整に関すること。
 (2) 本部員会議に関すること。
 3 本部事務局職員は、災害対策本部に関する事務を所掌する課（以下この条において「担当課」という。）の職員をもって充てる。
 4 本部事務局に事務局長を置き、担当課の長をもって充てる。
 5 事務局長は、事務局の事務を統括する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

東浦町地震災害警戒本部員

東浦町地震災害警戒本部 条例の区分	機関	職
第4条第1項第1号	愛知県半田警察署	警備課長
第4条第1項第2号	東浦町消防団	消防団長
第4条第1項第3号	知多中部広域事務組合	東浦支署長
第4条第1項第4号	東浦町	東浦町部制条例（昭和56年東浦町条例第2号）第1条に規定する部の長及びこれらに相当する者
第4条第1項第5号 （指定公共機関）	中部電力パワーグリッド株式会社 東邦瓦斯株式会社 東海旅客鉄道株式会社	半田営業所長 半田事業所長 大府駅長
（指定地方公共機関）	愛知県道路公社	理事長

第4条第1項第6号	東浦町議会 知多郡医師会東浦支部 東浦町商工会 東浦町赤十字奉仕団 知多乗合株式会社 大興タクシー株式会社	議長 支部で選任された医師 事務局長 委員長 事業部次長 取締役営業部長
-----------	--	---

別表2 (第5条関係)

東浦町地震災害警戒本部の編成及び所掌事務

部名等	班名等	所掌事務
総務部 部長 総務部長	本部班 (防災危機管理課) 班長 防災危機管理課長	1 警戒本部の庶務に関する事。 2 南海トラフ地震に関連する情報等の受信、伝達等に関する事。 3 防災無線の運用に関する事。 4 職員の非常招集に関する事。 5 本部、各部及び支部との連絡調整に関する事。 6 自主防災組織との連絡調整に関する事。 7 その他、他班の所管に属さない事。
	総務班 (総務課) 班長 総務課長	1 警戒本部の記録に関する事。 2 庁舎の応急対策に関する事。 3 防災資機材、り災者等の輸送計画に関する事。 4 町有車輛の運行管理に関する事。 5 被害状況の収集及び報告の準備に関する事。
	財政班 (財政課) 班長 財政課長	1 応急対策及び復旧対策に係る財政措置その他予算に関する事。 2 町有財産の被害調査の準備に関する事。 3 他部班の応援協力に関する事。
	被害調査班 (税務課) 班長 税務課長	1 り災証明の準備に関する事。 2 被害調査の準備に関する事。 3 り災者の税の減免等の準備に関する事。 4 他部班の応援協力に関する事。
	総務協力班 (会計課、監査委員事務局) 班長 会計管理者	他部班の応援協力に関する事。

広報・渉外部 部長 企画政策部長	広報班 (企画政策課、住民自治課、DX推進課) 班長 住民自治課長	1 住民に対する避難の情報等の広報に関すること。 2 各報道機関その他関係機関に対する警戒情報等の発表及び情報の提供に関すること。 3 他部班の応援協力に関すること。
	渉外班 (秘書人事課) 班長 秘書人事課長	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 職員の公務災害に関すること。 3 他部班の応援協力に関すること。
救護部 部長 健康福祉部長	避難所班 (住民自治課、児童課、健康課、商工振興課、生涯学習課、スポーツ課、保育園、学校班) 班長 生涯学習課長	1 避難所の開設の準備に関すること。 2 所管する施設の応急対策に関すること。 3 避難者の情報及び確認に関すること。 4 炊き出し米等の確保に関すること。 5 外国人支援に関すること。 6 他部班の応援協力に関すること。
	福祉・物資班 (ふくし課、障がい支援課、児童課、健康課、保険医療課) 班長 ふくし課長	1 救助物資の準備に関すること。 2 福祉避難所の開設の準備に関すること。 3 要配慮者の支援に関すること。 4 在宅老人等に関すること。 5 東浦町赤十字奉仕団への協力要請に関すること。 6 所管する施設の応急対策に関すること。
	救護防疫班 (健康課) 班長 健康課長	1 病気予防のための衛生対策に関すること。 2 医療及び助産に関すること。 3 医薬品及び衛生資材の準備に関すること。 4 所管する施設の応急対策に関すること。
生活経済部 部長 生活経済部長	住民班 (住民課) 班長 住民課長	1 行方不明者及び死亡者の身元確認、収容準備に関すること。 2 他部班の応援協力に関すること。
	環境班 (環境課) 班長 環境課長	1 ごみ等(災害廃棄物及びし尿を含む。)の処理計画に関すること。 2 所管する施設の応急対策に関すること。
	農政班 (農業振興課) 班長 農業振興課長	1 農業協同組合等関係団体との連絡調整に関すること。 2 所管する施設(排水機、ため池等)の応急対策に関すること。 3 他部班の応援協力に関すること。

生活経済部 部長 生活経済部長	商工班 (商工振興課) 班長 商工振興課長	1 救助物資の調達準備に関する事。 2 商工会等関係団体との連絡調整に関する事。 3 他部班の応援協力に関する事。
建設部 部長 建設部長	土木班 (道路河川課、土木維持管理課) 班長 土木維持管理課長	1 水防に関する事。 2 樋門操作に関する事。 3 所管する施設(道路、橋りょう、河川等)の応急対策に関する事。 4 急傾斜地崩壊及び山腹崩壊の危険区域並びに砂防指定地域の防災に関する事。 5 緊急輸送道路の確保に関する事。
	上下水道班 (上下水道課) 班長 上下水道課長	1 飲料水の供給準備に関する事。 2 水道施設及び下水道施設の応急対策に関する事。 3 他部班の応援協力に関する事。
都市整備部 部長 都市整備部長	都市計画班 (都市計画課) 班長 都市計画課長	1 応急仮設住宅の運営に関する事。 2 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定に関する事。 3 被災住宅の応急修理に関する事。 4 町営住宅の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関する事。
	公園緑地班 (公園緑地課) 班長 公園緑地課長	1 所管する施設(公園等)の応急対策に関する事。 2 他部班の応援協力に関する事。
	まちづくり班 (まちづくり課) 班長 まちづくり課長	1 公共交通の応急対応に関する事。 2 他部班の応援協力に関する事。
教育部 部長 教育部長	教育・給食班 (学校教育課) 班長 学校教育課長	1 学校との連絡調整に関する事。 2 所管(学校施設等)する施設の応急対策に関する事。 3 り災した児童及び生徒に対する学用品等の調達及び給与の準備に関する事。 4 応急給食の準備に関する事。 5 他部班の応援協力に関する事。
	学校班 (各小中学校) 班長 学校教育課長	避難所班の応援協力に関する事。

議会事務局 部長 議会事務局長	議会事務班 (議会事務局) 班長 議会事務局長	議会との連絡調整に関すること。
消防部 部長 消防団長	消防班 (消防団) 班長 副団長	1 防災応急措置に関すること。 2 住民に対する予警報、避難の情報等の伝達に関すること。 3 避難誘導に関すること。
支 部	各支部	1 本部との連絡調整に関すること。 2 本部支部相互の情報伝達に関すること。 3 支部地区内の状況把握に関すること。 4 自主防災会を統括すること。
半田消防署東 浦支署・東浦西 部出張所		1 本部との連絡調整に関すること。 2 災害応急対策活動に関すること。
東浦町社会福 祉協議会		災害救援ボランティア支援本部の準備及び運営に関すること。

注) 所掌事務については、状況に応じ他班への応援協力を行うものとする。

82 東浦町地震防災対策会議設置要綱

(設置)

第1条 東浦町の組織及び機能の全てを挙げて地震防災対策に万全の措置を講じ、地震災害に強いまちづくりを推進するため、東浦町地震防災対策会議（以下「対策会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 対策会議は、次に掲げる事案を協議し、その総合調整を図る。

- (1) 地震対策の推進その他地震対策に係る重要施策に関すること。
- (2) 地震対策に関する重要な事項で、2以上の部等の調整を要するものに関すること。
- (3) 地震対策のうち特に町長に報告を要する重要事項に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める重要事項に関すること。

2 前項に定めるもののほか、地震対策に関し重要な資料があるときは、次条に規定する委員は、これを対策会議に提出することができる。

(組織)

第3条 対策会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は町長をもって充て、副会長は副町長及び教育長をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、対策会議を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、副会長のうち副町長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 対策会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があるときは、対策会議に関係職員を出席させることができる。

(幹事会等)

第6条 対策会議の所掌事務に関する課題について整理検討するため、対策会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は防災会議に関する事務を所掌する課の長を、副幹事長は庁舎管理に関する事務を所掌する課の長（以下「庁舎管理課長」という。）をもって充て、幹事は別表2に掲げる者をもって充てる。
- 4 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 5 幹事長は、必要があるときは、幹事会に関係職員を出席させることができる。
- 6 幹事会を補助するため必要があるときは、対策会議にワーキンググループを置くことができる。
- 7 ワーキンググループは、町長が職員のうちから任命する。
- 8 ワーキンググループは、必要に応じて幹事長が招集する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

- 附 則
この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

東浦町部制条例（昭和 56 年東浦町条例第 2 号）第 1 条に規定する部の長及びこれらに相当する者、半田消防署東浦支署長並びに消防団長
--

別表 2（第 6 条関係）

重要施策に関する事務を所掌する課の長、庁舎管理課長、避難行動要支援者に関する事務を所掌する課の長、廃棄物に関する事務を所掌する課の長、道路、橋梁等の維持修繕に関する事務を所掌する課の長、上下水道に関する事務を所掌する課の長、学校及び教育機関等の施設管理に関する事務を所掌する課の長、半田消防署東浦支署長補佐並びに消防副団長

83 災害応急対策等のため派遣された職員に対する災害派遣手当等の支給に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員（以下「派遣職員」という。）に対する災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当（以下「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害派遣手当等)

第2条 派遣職員が住所又は居所を離れて東浦町内に滞在することを要するときは、当該派遣職員に対し、別表に掲げる区分により災害派遣手当等を支給する。

(支給方法)

第3条 前条に規定する災害派遣手当等の支給方法は、東浦町職員に支給される諸手当の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年3月27日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年6月23日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月22日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月22日条例第4号）

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成26年3月19日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

派遣を受けた東浦町の区域に 滞在する期間 施設の利用区分	30 日以内 の期間	30 日を超え 60 日以内の 期間	60 日を超える 期間
公用の施設又はこれに準ずる施設 （1日につき）	3,970 円	3,970 円	3,970 円
その他の施設 （1日につき）	6,620 円	5,870 円	5,140 円

84 東浦町災害見舞金等支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害を受けた町民に対する災害見舞金及び弔慰金(以下「災害見舞金等」という。)の支給について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火事若しくは爆発により被害が生ずることをいう。

(2) 町民

災害により被害を受けた当時、本町の区域内に住所を有した者をいう。

(災害見舞金等の支給方法)

第3条 災害見舞金等は、被災者又はその遺族の請求(別記様式)により支給する。

2 前項に規定する遺族は、死亡した者の死亡当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。)、子、父母、孫及び祖父母をいう。

3 第1項に規定する請求をするときは、被災したことを証明する書類及び請求者が遺族である場合にあっては遺族であることを証明する書類を添えるものとする。

(災害見舞金等の請求期間)

第4条 災害見舞金等の請求期間は、災害を受けた日から起算して1年とする。

(支給要件、災害見舞金等の額及び支給対象者)

第5条 支給要件、災害見舞金等の額及び支給対象者は、次の表に掲げるとおりとする。

支給要件	災害見舞金等の額	支給対象者
自己の居住する住宅が全壊又は全焼したとき	50,000円	当該被災世帯の世帯主
自己の居住する住宅が半壊又は半焼したとき	30,000円	当該被災世帯の世帯主
自己の居住する住宅が床上浸水したとき	30,000円	当該被災世帯の世帯主
30日以上にわたり入院加療を必要とする負傷をしたとき	一名につき 10,000円	当該被災者
災害により死亡又は死亡と推定されるとき	一名につき 50,000円	当該被災者の遺族の代表者

(支給の制限)

第6条 災害見舞金等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、支給しないものとする。

- (1) 東浦町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年東浦町条例第13号)による災害弔慰金等、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)による被災者生活再建支援金その他災害に係る給付金が支給される時。
- (2) 災害が被災者の故意又は重大な過失により生じたものである時。
- (3) 災害が第三者の行為によるものであって、賠償を受けることができるものである時。
- (4) 死亡又は死亡と推定される場合で当該死亡に関し、その者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金が支給される時。
- (5) その他町長が支給することが不相当と認めるとき。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、町長が必要と認める場合は、別に災害見舞金等を支給することができる。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行し、同日以後の災害から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行し、同日以後の災害から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年9月20日から施行し、同月11日以後の災害から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月14日から施行し、同日以後の災害から適用する。

《様式省略》

85 東浦町被災者生活再建支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）による支援の対象とならない世帯に対し支給する東浦町被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、竜巻、落雷その他の異常な自然現象により東浦町内において生じる被害をいう。
- (2) 被災世帯 被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条各号に該当しない自然災害により被害を受けた世帯をいう。
- (3) 基礎支援金 住宅の被害の程度に応じて支給する支援金をいう。
- (4) 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給する支援金をいう。
- (5) 中規模半壊世帯（当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（前3号に掲げる世帯を除く。）をいう。以下同じ。）

(支援金の支給)

第3条 町長は、次の各号に掲げる被災世帯の世帯主（以下「支援対象者」という。）に、別表の基礎支援金及び加算支援金の合算額を支援金として支給するものとする。

- (1) 全壊世帯（当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯をいう。以下同じ。）
- (2) 半壊解体・敷地被害解体世帯（当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯をいう。以下同じ。）
- (3) 長期避難世帯（当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯をいう。以下同じ。）
- (4) 大規模半壊世帯（当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（前2号に掲げる世帯を除く。）をいう。以下同じ。）

2 加算支援金については、東浦町内で住生活の再建を行う場合に限り支給するものとする。

3 住生活の再建方法が住宅の賃借によるもので加算支援金を受給した者が、その後、住宅を建設・購入又は補修した場合の当該建設・購入又は補修に係る加算支援金の額は、既に支給した賃借に係る加算支援金を差し引いた額とする。

(支給申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする支援対象者は、東浦町被災者生活再建支援金支給申請書（様式第1）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 住民票等の世帯が居住する住宅の所在及び世帯の構成が確認できるもの
 - (2) 住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受けた世帯が申請するときは、当該被害を受けたことが確認できる罹災証明書
 - (3) 半壊解体・敷地被害解体世帯が申請するときは、住宅に半壊の被害又は住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体したことが確認できるもの
 - (4) 半壊解体・敷地被害解体世帯のうち住宅の敷地に被害を受けた世帯が申請するときは、宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書等の住宅の敷地に被害を受けたことが確認できるもの
 - (5) 長期避難世帯が申請するときは、当該世帯に該当することが確認できるもの
 - (6) 加算支援金の支給を申請するときは、住生活の再建を行ったことを示す契約書等の写し及び資金計画書
 - (7) 振込先口座を確認できる預金通帳の写し等の書類
 - (8) その他町長が必要と認める書類
- (申請期間)

第5条 前条の規定による申請を行うことができる期間は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日まで、加算支援金にあつては37月を経過する日までとする。ただし、町長が被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により、その期間内に支援対象者が支援金の支給申請をすることができないと認める場合は、その期間を延長することができるものとする。

(支給決定等の通知)

第6条 町長は、第4条の規定による支援金の申請があつた場合は、支援金の支給の適否を審査し、支援金を支給すべきものと決定したときは東浦町被災者生活再建支援金支給決定通知書(様式第2)により、支給しないことを決定したときは東浦町被災者生活再建支援金支給却下通知書(様式第3)により、支援金の支給を受けようとする者に速やかに通知するものとする。

(状況報告)

第7条 支援金の支給決定(加算支援金の支給決定を含むものに限る。)を受けた者(以下「受給者」という。)は、被災者再建支援金再建状況報告書(様式第4)に第4条の規定による申請内容どおりに住生活の再建を実施したことが分かる書類を添付し、再建後速やかに町長に提出するものとする。

(支援金の支給)

第8条 受給者は、東浦町被災者生活再建支援金請求書(様式第5)により町長に支援金を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求に基づき支援金を支給するものとする。

(支給決定の取消し)

第9条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により支援金の支給の決定又は支給を受けたとき。
- (2) 第4条の規定による申請内容どおりに住生活の再建を実施しなかったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が支援金の支給決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 町長は、支給決定の全部又は一部を取り消した場合は、東浦町被災者生活再建支援金支給決定取消通知書(様式第6)により受給者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により支給決定を取り消した場合において、その取り消しに係

る部分について既に支援金が支給されているときは、東浦町被災者生活再建支援金返還請求書（様式第7）により、受給者にその返還を請求するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により返還を命じた支援金が定められた期日までに返還されなかったときは、当該期日の翌日から納付のあった日までの日数に応じて、その未納付額につき、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第19条第2項に規定する割合で計算した延滞金を町に納付させるものとする。

（その他）

第11条 この要綱の実施に関し、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、この要綱による改正後の東浦町被災者生活再建支援金支給要綱第3条第1項第5号及び別表の規定は、令和2年7月3日以後に発生した自然災害により当該被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金の支給について適用する。

別表（第3条関係）

区分	基礎支援金		加算支援金	
	被災世帯区分	支給額	住生活の再建方法	支給額
複数世帯	全壊世帯、半壊解体・敷地被害解体世帯及び長期避難世帯	100万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
	中規模半壊世帯	0円	建設・購入	100万円
			補修	50万円
			賃借	25万円
単数世帯	全壊世帯、半壊解体・敷地被害解体世帯及び長期避難世帯	75万円	建設・購入	150万円
			補修	75万円
			賃借	37.5万円
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円
			補修	75万円
			賃借	37.5万円
	中規模半壊世帯	0円	建設・購入	75万円
			補修	37.5万円
			賃借	18.75万円

備考1 複数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が2以上である被災世帯をいう。

2 単数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が1である被災世帯をいう。

3 住生活の再建方法が2以上に該当するときの加算支援金は、最も高い支給額のみ支

給するものとする。

- 4 住生活の再建方法を賃借とする場合で公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 2 条第 2 項に規定する公営住宅を賃借するときは、加算支援金の対象としない。

《様式省略》

86 東浦町自主防災組織設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条第2項の規定に基づき、生命、身体及び財産を地震、風水害等から保護するため地域住民による隣保共同の精神に基づく自発的な防災活動を行う自主防災組織の設置推進を図り、もつて地域社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(設置推進事業)

第2条 町は、自主防災組織の設置推進を図るため、防災関係機関と連携を図り、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 自主的な防災組織の設置推進を図るための広報活動
- (2) 自主防災組織の組織づくりの指導及び防災に関する知識の普及を図るための防災教育
- (3) 自主防災組織の充実を図るための助成

(設置推進重点地区)

第3条 町は、次の各号に掲げる地区においては、特に重点をおいて自主防災組織の設置推進を図るものとする。

- (1) 家屋等が密集している地域
- (2) 道路事情等により防災活動の困難な地域

(自主防災組織の規模)

第4条 自主防災組織の規模は、既存の自治会、町内会等住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことができる組織をその単位とする。

(自主防災組織の活動)

第5条 自主防災組織においては、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 平常時の活動
 - ア 防災知識の普及に関すること。
 - イ 防災訓練の実施に関すること。
 - ウ 防災活動に必要な資機材の整備等に関すること。
- (2) 災害時の応急活動
 - ア 情報の収集、伝達に関すること。
 - イ 出火防止及び初期消火に関すること。
 - ウ 救出、救護に関すること。
 - エ 避難誘導に関すること。
 - オ 給食、給水に関すること。
 - カ 警戒宣言等の発令時における対策に関すること。

2 自主防災組織においては、その活動を効果的に行うためあらかじめ具体的な防災計画を策定するものとする。

(規約)

第6条 自主防災組織の設置にあたっては、目的、機構等を明確にし、既存の地域組織と有機的な関連をもった自主防災組織規約を定めるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、設置推進に関し、必要な事項は、町長が定める。

附 則 この要綱は、昭和56年7月18日から施行する。

附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

87 東浦町自主防災会活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災組織に対し災害時救助活動等を行うために必要な資機材の整備に係る費用等を補助することにより、自主防災組織の自立を図ることを目的とする東浦町自主防災会活動補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 この要綱により補助を受けることができる団体は、東浦町自主防災組織設置要綱に基づき設置された自主防災組織（以下「組織」という。）とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、組織が実施する別表に掲げる対象経費の額以内において、予算の範囲内で町長が定める額とし、1組織につき、5万円に補助金を申請する年度の4月1日現在の組織を構成する世帯数に75円を乗じて得た額を合算した額を上限額とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が必要であると認めた場合は、上限額を超えて町長が認めた額を支給することができる。

(交付申請)

第4条 補助金を受けようとする組織の自主防災会長（以下「自主防災会長」という。）は、東浦町自主防災会活動補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(変更申請)

第5条 自主防災会長は、前条の申請内容に変更が生じたときは、速やかに東浦町自主防災会活動補助変更承認申請書（様式第2）に変更の内容が分かる書類を添えて、町長に提出するものとする。

(交付決定及び通知)

第6条 町長は、前2条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、東浦町自主防災会活動補助金交付決定（変更）通知書（様式第3）により補助金の交付を決定し、その旨を自主防災会長に通知するものとする。

(中止の届出)

第7条 自主防災会長は、前条の規定による交付の決定後に当該交付決定に係る事業を中止したときは、速やかに東浦町自主防災会活動補助事業中止届出書（様式第4）を町長に提出するものとする。

(取消決定及び通知)

第8条 町長は、前条の規定による届出があった場合又は第14条各号のいずれかに該当する場合は、速やかに東浦町自主防災会活動補助取消決定通知書（様式第5）により補助金の全部又は一部の取消を決定し、その旨を自主防災会長に通知するものとする。

(前払い)

第9条 町長は、第6条の規定により補助金の決定通知を受けた自主防災会長に対し、必要があると認められるときは、交付決定額の全部又は一部を前払いすることができる。

2 自主防災会長は、前項の規定により補助金の前払いを受けようとするときは、東浦町自

主防災会活動補助金前払交付請求書（様式第6）を町長に提出するものとする。

3 町長は、前項の規定による請求があった場合は、自主防災会長に補助金を支払うものとする。

（実績報告）

第10条 自主防災会長は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該事業が完了した日の属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに、東浦町自主防災会活動実績報告書（様式第7）に実績の内容が分かる書類を添えて、町長に提出するものとする。

（補助金の額の確定及び通知）

第11条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、東浦町自主防災会活動補助金の額の確定について（様式第8）により、速やかに補助金の額を確定し、自主防災会長に通知するものとする。

（補助金の支払い）

第12条 自主防災会長は、補助金の支払いを受けようとするときは、東浦町自主防災会活動補助金交付請求書（様式第9）を町長に提出するものとする。ただし、第9条の規定により前払いで補助金の交付を受けている時は、既に交付を受けている補助金の額を差し引いて請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があった場合は、自主防災会長に補助金を支払うものとする。

（補助金の精算）

第13条 自主防災会長は、第9条の規定により前払いで補助金の交付を受けている場合で、実績報告の金額が前払い金額に満たないときは、差額を町長に返還するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第14条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1）偽りその他不正な手段で補助金の交付を受けたとき。

（2）その他町長が補助金を交付することが適当でないとき。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第14条の規定は、同日以後も、なお効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年5月30日から施行する。

以下、別表・様式（略）

88 災害救助法施行細則（愛知県）

昭和40年10月29日規則第60号
最終改正 平成24年6月1日規則第39号

災害救助法施行細則をここに公布する。

災害救助法施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）の施行に関する事項を定めるものとする。

第2条 削除

削除〔平成12年規則77号〕

（救助実施区域の公告）

第3条 知事は、法による救助（以下「救助」という。）を実施するときは、すみやかに救助を実施する市区町村の区域を公告するものとする。

第4条 削除

削除〔平成12年規則77号〕

（救助の程度、方法及び期間）

第5条 令第3条の救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）に定めるところによる。ただし、知事は、これによることができない特別の事情があると認めるときは、その都度内閣総理大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。

一部改正〔平成12年規則77号・13年1号・26年4号・29年33号〕

（物資の保管等に関する公用令書等）

第6条 規則第1条の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書（以下次条及び第8条において「公用令書等」という。）は、次の各号に掲げる様式による。

（1） 物資の保管を命ずる場合の公用令書 様式第1

（2） 物資を収用し、施設を管理し、又は土地、家屋若しくは物資を使用する場合の公用令書 様式第2

（3） 公用変更令書 様式第3

（4） 公用取消令書 様式第4

（受領書）

第7条 前条の公用令書等の交付を受けた者は、受領書を直ちに知事に提出しなければならない。

（強制物件台帳）

第8条 第6条の公用令書等を交付したときは、強制物件台帳（様式第5）に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

（受領調書）

第9条 規則第2条第3項の受領調書は、様式第6による。

2 当該職員は、前項の受領調書を作成するときは、物資の引渡しをした所有者又は占有者を立ち合わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

一部改正〔平成19年規則29号〕

（損失補償請求書）

第10条 規則第3条第1項の損失補償請求書は、様式第7によらなければならない。

(従事命令に関する公用令書等)

第11条 規則第4条第1項及び第3項の公用令書及び公用取消令書は、次の各号に掲げる様式による。

(1) 公用令書 様式第8

(2) 公用取消令書 様式第9

(受領書に関する規定の準用)

第12条 第7条の規定は、前条の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者の受領書について準用する。

(救助従事者台帳)

第13条 第11条の公用令書又は公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳(様式第10)に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

(従事不能の場合の届出)

第14条 規則第4条第2項の規定による届出は、従事不能届(様式第11)に次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1) 負傷又は病気により救助に関する業務に従事することができない場合においては、医師の診断書。ただし、やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書

(2) 天災その他避けることのできない事故により救助に関する業務に従事することができない場合においては、市区町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書

(実費弁償の程度)

第15条 法第7条第5項の規定による実費弁償の程度は、別表第1のとおりとする。

一部改正〔平成26年規則4号・29年33号〕

(実費弁償請求書)

第16条 規則第5条の実費弁償請求書は、様式第12によらなければならない。

(身分を示す証票)

第17条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の身分を示す証票は、様式第13による。

一部改正〔平成26年規則4号〕

(扶助金支給申請書)

第18条 規則第6条第1項の扶助金支給申請書は、様式第14によらなければならない。

2 前項の扶助金支給申請書には、規則第6条第2項各号の書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 療養扶助金を除く各扶助金の支給申請書については、令第8条第2項の支給基礎額の認定に必要な書類

(2) 休業扶助金支給申請書については、前号に定める書類のほか、療養のため休養を必要とする旨の医師の診断書及び負傷し、又は病気にかかったため、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、ほかに収入を得ることができない等特に扶助金の支給を必要とする理由を詳細に記載した書類

(3) 打切扶助金支給申請書については、第1号に定める書類のほか、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

一部改正〔平成26年規則4号〕

(扶助金の支給基礎額)

第19条 令第8条第2項第2号及び第3号の扶助金の支給基礎額は、別表第2のとおりとする。

一部改正〔平成26年規則4号・29年33号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年12月28日から施行する。

別表第1（第15条関係）

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度決定する額以内

(2) 時間外勤務手当

日当の額を8で除して得た額を勤務1時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例（昭和42年愛知県条例第3号）第15条の規定の例により算定される額以内

(3) 旅費

職員等の旅費に関する条例（昭和29年愛知県条例第1号）別表第1の1による一般職員相当額以内

2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内

別表第2（第19条関係）

対象者	扶助金の支給基礎額
法第7条の規定により救助に関する業務に従事した者のうち、労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者でない者	事故発生の年の前1年間におけるその者の所得（当該事業又は当該業務に伴う所得以外の所得及び退職金等の臨時所得を除く。以下同じ。）の額を365で除して得た額（以下「基準収入額」という。）に相当する額。ただし、その者の基準収入額が、その地方で、同種同規模の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の前1年間における所得の額の平均額を365で除して得た額（以下「標準収入額」という。）を超えるときは、原則として、標準収入額に相当する額とする。
法第8条の規定により救助に関する業務に協力した者	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号）第五条に規定する給付基礎額の例による額

《様式省略》

89 愛知県被災建築物応急危険度判定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震により多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災建築物応急危険度判定（以下「応急危険度判定」という。）
余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。
- (2) 応急危険度判定士（以下「判定士」という。）
前項の判定業務を行う者として、愛知県応急危険度判定士登録要綱に基づき知事が認定した者をいう。
- (3) 公益法人等
愛知県建築物地震対策推進協議会の目的に賛同して入会した、公益法人等をいう。
- (4) 地元判定士
市町村災害対策本部が設置された場合における当該本部設置市町村に在住する判定士のことをいう。
- (5) 応援判定士
地元判定士以外の判定士のことをいう。

(応急危険度判定の実施)

第3条 市町村長は、その地域において地震により多くの建築物が被災し、必要があると判断した時は、応急危険度判定を実施する。

(応急危険度判定実施本部の設置)

第4条 市町村長は各市町村の区域で、応急危険度判定を実施するに当たり、市町村災害対策本部の中に市町村応急危険度判定実施本部を設置する。

(応急危険度判定支援本部の設置)

第5条 知事は応急危険度判定を支援するに当たり、愛知県災害対策本部の中に応急危険度判定支援本部を設置する。

(応急危険度判定実施時の県の役割)

第6条 応急危険度判定に当たり、県は次のことを行う。

- (1) 県内の災害状況の把握
- (2) 応急危険度判定についての国土交通省、他都道府県等との連絡調整
- (3) 国土交通省及び他の都道府県に対する応援要請、並びに派遣された判定士の受入事務
- (4) 判定士及び判定コーディネーターの被災市町村への派遣事務
- (5) 応急危険度判定に必要な備品の調達等の後方支援活動
- (6) 公益法人等との連絡調整
- (7) 応急危険度判定の実施状況及び結果の集約、報告、情報提供
- (8) 各市町村間の調整
- (9) 他の災害復旧活動等との調整

(10) その他必要な事項

(応急危険度判定実施時の市町村の役割)

第7条 応急危険度判定の実施に当たり、市町村は次のことを行う。

- (1) 市町村区域の災害状況の把握
- (2) 判定対象区域及び対象建築物の決定
- (3) 応急危険度判定に必要な備品の調達
- (4) 地元判定士の召集、応援判定士の要請及び受入事務
- (5) 判定実施本部の運営及び応急危険度判定の実施
- (6) 応急危険度判定の実施状況及び結果の集約、報告、情報提供
- (7) その他必要な事項

(応急危険度判定実施時の公益法人等の役割)

第8条 応急危険度判定の実施に当たり、公益法人等は次のことを行う。

- (1) 会員の判定士の確保
- (2) 対応する全国組織及び他の都道府県の組織との連絡調整
- (3) 相談窓口の開設など、各公益法人等の特性を活かした活動
- (4) その他必要な事項

(県外における応急危険度判定活動に対する応援)

第9条 知事は、国土交通省及び他の都道府県から応援要請を受けた場合、市町村、公益法人等と協力し、支障のない限り応援に努める。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるものの他、応急危険度判定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

- 1 この要綱は平成11年5月25日から施行する。
- 2 この要綱は平成13年1月6日から施行する。
- 3 この要綱は平成14年10月22日から施行する。

参 考

愛知県被災建築物応急危険度判定士数 9,151名 (令和5年度末現在)

90 愛知県被災宅地危険度判定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「全国協議会」という。）において定められている被災宅地危険度判定実施要綱を円滑に推進するため、愛知県として行うべき宅地判定士の養成および登録並びに連絡支援体制等について定め、被災宅地危険度判定の実施を円滑に行うことを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、危険度判定の実施に関する事項について、県内の市町村及び関係団体等と協議するものとする。

2 県は、市町村の協力を得て、危険度判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努めるとともに、宅地判定士の登録及び更新に関する事務を行うものとする。

3 県は、国、他の都道府県及び関係団体等と連携して、危険度判定の円滑な実施のための体制の整備を図るとともに、危険度判定について、住民に周知させるため必要な処置を講じるものとする。

(市町村の協力)

第3条 市町村は、県が行う危険度判定の実施に関する事項等について、協力するものとする。

(宅地判定士の協力)

第4条 宅地判定士は、常に危険度判定に関する知識の習熟に努めるとともに、県及び市町村が行う危険度判定の円滑な実施のため、協力するよう努めるものとする。

(講習会)

第5条 宅地判定士の登録を申請しようとする者は、県が主催する被災宅地危険度判定士養成講習会（以下「講習会」という。）を受けなければならない。

2 講習会は、次の各号に掲げる内容につき、必要な講習を行うものとする。

- 一 被災宅地危険度判定制度
- 二 被災宅地危険度判定技術

(登録等)

第6条 宅地判定士は、県内に在住又は勤務する、次の各号のいずれかに該当する者で、講習会を修了した者の中から登録するものとする。

- 一 宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第18条各号又は都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第19条第1号イからトに該当する者。
- 二 国又は地方公共団体等の職員及び職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者。
- 三 国又は地方公共団体等の職員及び職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、知事が認めた者。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、前項各号に定める者と同等以上の知識及び経験を有していると認めた者を宅地判定士として登録することができる。

3 登録の有効期間は、当該登録を受ける者が、最後に受講した講習会の修了の日から5年後の応答日の属する年度の末日までとする。

(登録証の交付)

第7条 前条の規定による登録を受けようとする者は、被災宅地危険度判定士登録申請書に次に掲げる書類を添付し、知事に申請するものとする。

- 一 資格を証明するもの又は実務経験を証明するもの

二 写真（申請前6ヶ月以内に撮影された無帽、正面、上半身、背景がないのもので、寸法は縦3cm×横2cmの写真（以下「写真」という。））

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適格と認めた場合は、被災宅地危険度判定士名簿（以下「名簿」という。）に登録するとともに、被災宅地危険度判定士登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

3 知事は、第1項の規定による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適格でないとき、登録しないものとする。この場合においては、知事は、申請者にその旨を通知しなければならない。

（申請事項の変更）

第8条 宅地判定士は、前条第1項の規定により申請した事項に変更が生じた場合は、被災宅地危険度判定士登録事項変更届により知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の規定による届け出があった場合は、名簿の修正をするものとする。

（登録の更新）

第9条 登録の更新を受けようとする者は、有効期間の終了までに新たな講習会を受講し修了した場合又は知事が講習会を修了した者と同等の知識を有すると認めた場合においては、被災宅地危険度判定士登録更新申請書及び現に有効な登録証（以下「更新申請書等」という。）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、名簿に更新した旨を記載するとともに、申請者に登録証を交付するものとする。

（登録証の再交付）

第10条 宅地判定士は、登録証を紛失し又は汚損した場合は、被災宅地危険度判定士登録証再交付申請書（以下「再交付申請書」という。）により知事に再交付を申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合は、申請者に登録証を再交付するものとする。

3 前項の規定により登録証の再交付を受けた宅地判定士は、紛失した登録証を発見したときは、速やかに当該登録証を知事に返納するものとする。

（登録の辞退）

第11条 宅地判定士は、登録を辞退しようとするときは、被災宅地危険度判定士登録辞退届に登録証を添えて知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の規定による届出があった場合は、登録を取り消すものとする。

（連絡体制）

第12条 県は、名簿を常時保管するとともに、連絡網を整備し、県内の被災した市町村及び他の都道府県並びに国から宅地判定士の派遣要請を受けたときは、宅地判定士に対しすみやかに協力を依頼するものとする。

（判定資機材の確保）

第13条 県及び市町村は、危険度判定に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、常時適正に保管し、宅地判定士が活動する場合は、必要な範囲内においてすみやかに貸し出しするものとする。

（訓練への参加）

第14条 全国協議会による訓練が行われる場合は、積極的に参加するものとする。

（実施細目）

第15条 この要綱に定めるもののほか、宅地判定士の登録、連絡支援体制等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年8月21日から施行する。

この要綱は、平成21年12月9日から施行する。

この要綱は、平成29年7月21日から施行する。

【協定等】

91 知多地域災害時相互応援協定（知多地域9市町）

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2の規定に基づき、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町（以下「協定市町」という。）の区域において、災害が発生した場合における相互応援について必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両、資機材等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫その他応急復旧等に必要な物資又は資機材の提供
- (4) 救援、救助活動及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災した協定市町から要請があった事項

（応援要請の手続）

第3条 応援を要請する市町（以下「要請市町」という。）は、次の事項を明らかにして、第8条第1項に定める連絡担当部局に対して、電話電信等により要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両及び資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援期間
- (7) その他必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された市町（以下「応援市町」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、可能な限りこれに応じるよう努めるものとする。

2 通信の途絶等により被災市町との連絡がとれない場合は、当該被災市町以外の協定市町が連絡調整し、当該被災市町に対し応援を行うことができる。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第5条 応援のため派遣された職員は、要請市町の長の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として要請市町の負担とする。

2 応援市町は、要請市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請市町から要請があった場合は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

（損害賠償等）

- 第7条 応援に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がい者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市町が対応するものとする。
- 2 応援に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が要請市町と応援市町との往復途中に生じたものを除き、要請市町がその賠償の責めを負うものとする。
(連絡担当部局)
- 第8条 相互応援のための窓口（以下「連絡担当部局」という。）は、協定市町の防災担当主管課とする。
- 2 連絡担当部局は、大規模災害時に備えて連絡を円滑に行うため、常に担当責任者、電話番号その他連絡に必要な事項を相互に明らかにしておくものとする。
- 3 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。
(他の協定との関係)
- 第9条 この協定は、協定市町が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。
(その他)
- 第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書10通を作成し、協定市町が記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月26日

半田市
市長

阿久比町
町長

常滑市
市長

東浦町
町長

東海市
市長

南知多町
町長

大府市
市長

美浜町
町長

知多市
市長

武豊町
町長

92 災害時等における相互応援協定（新城市）

災害等の応急対策活動の相互応援に関し、新城市及び知多郡東浦町（以下「協定市町」という。）との間に、次のとおり協定を締結する

（趣旨）

第1条 この協定は、協定市町の区域内において災害等が発生した場合において、協定市町が相互に応援し、その応急対策活動を円滑に行うため、必要な事項について定めるものとする。

（災害等の範囲）

第2条 この協定において「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害並びに協定市町の国民保護計画において想定する武力攻撃事態及び緊急処理事態をいう。

（連絡担当部局）

第3条 協定市町は、災害等に備え連絡を円滑に行うため、あらかじめ連絡担当部局を明らかにしておくものとする。

（応援の種類）

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその他供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者等の救出、救護、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材又は物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員等の派遣
- （5）ボランティアのあっせん
- （6）被災児童生徒の受入れ
- （7）被災者等の一時収容のための施設等のあっせん
- （8）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第5条 協定市町は、災害等が発生し応援を受けようとする場合は、次に掲げる事項を電話又は愛知県防災無線等で応援を要請し、その後速やかに文書により要請するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員等の種別及び人員
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援の期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（緊急の場合の応援）

第6条 協定市町は、情報収集の結果、事態が緊急を要し前条に定める応援要請を待ついとまがないと認められる場合には、前条の要請を待たずに応援を行うことができる。

2 前項による応援については、前条に定める応援要請があったものとみなす。

（指揮権）

第7条 応援活動に従事する職員等は、被災地の指揮者の指揮により行動するものとする。

（経費の負担）

第8条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市又は町の負担とする。

2 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援した市又は町の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を要請した市又は町の負担とする。

3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費の負担は、応援を受けた市又は町と応援した市又は町双方協議して定めるものとする。

(情報等の交換)

第9条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するものとする。

(協議)

第10条 この協定に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

(雑則)

第11条 この協定は、平成19年4月1日から適用する。

この協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、協定市町記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年4月1日

新城市
新城市長

東浦町
東浦町長

93 災害時における相互応援協定（石川県野々市市）

災害時における相互応援に関し、石川県野々市市及び愛知県知多郡東浦町との間に、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、両市町の区域内に災害が発生した場合において、両市町が相互に応援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害並びに両市町の国民保護計画において想定する武力攻撃事態及び緊急対処事態をいう。

（連絡担当部局）

第3条 両市町は、災害の発生に備え連絡を円滑に行うため、あらかじめ連絡担当部局を明らかにしておくものとする。

（応援の種類）

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらを供給するために必要な資機材の提供
- （2）被災者等の救出、救護、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材又は物資の提供
- （3）被災者等の救出、救護、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員等の派遣
- （4）応急処置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- （5）被災者に対する一時収容のための施設の提供及び住宅の紹介
- （6）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請の手続）

第5条 災害が発生し応援を受けようとする市町は、次に掲げる事項を電話、ファクシミリ等で応援を要請し、その後速やかに別紙様式を提出するものとする。

- （1）被害の種類及び状況
- （2）前条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- （3）応援に要する職員等の職種別人員
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援の期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

（緊急の場合の応援）

第6条 両市町は、情報収集の結果、事態が緊急を要し前条に定める応援の要請（以下「応援要請」という。）を待つ時間に余裕がないときは、応援要請を待たずに必要な応援を行うことができる。

（指揮権）

第7条 応援活動に従事する職員等（以下「応援職員等」という。）は、被災地の指揮者の指揮により行動するものとする。

（経費の負担）

第8条 応援に要した経費は、原則として応援要請をした市町の負担とする。

2 応援職員等が応援活動により負傷し、疫病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援した市町の負担とする。

3 応援職員等が、応援活動に伴い第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援活動の従事中において生じたものについては、応援要請をした市町が賠償の責めを負い、応援要請をした市町への往復の途中において生じたものについては、応援した市町が賠償の責めを負うものとする。

4 前3項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費の負担は、両市町が協議して定めるものとする。

(情報等の交換)

第9条 両市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報を相互に交換するものとする。

(協議)

第10条 この協定に関し必要な事項並びにこの協定に定めのない事項は、両市町が協議して定めるものとする。

(雑則)

第11条 この協定は、締結の日から施行する。なお、平成21年11月10日締結した「災害時における相互応援協定書」については、廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両市町記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年7月1日

石川県野々市市長

愛知県知多郡東浦町長

《様式省略》

94 災害時における相互応援協定（宮城県柴田町）

災害時における相互応援に関し、宮城県柴田郡柴田町と愛知県知多郡東浦町（以下「協定町」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定町の区域内において、災害が発生した場合に、相互に応援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害並びに協定町の国民保護計画において想定する武力攻撃事態及び緊急対処事態をいう。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらを供給するために必要な資機材の提供
- （2）被災者等の救出、救護、医療及び防疫並びに施設等の応急復旧等に必要な資機材又は物資の提供
- （3）被災者等の救出、救護、医療、防疫等に係る活動に必要な職員等の派遣
- （4）応急処置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- （5）被災者の一時受け入れ
- （6）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請の手続）

第4条 応援を要請しようとする場合は、次に掲げる事項を電話、ファクシミリ等で連絡し、その後速やかに別紙様式を提出するものとする。

- （1）災害の種類及び被害の状況
- （2）前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあつては、品目及び数量
- （3）前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員等の職種、人数及び業務内容
- （4）前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、一時避難を希望する被災者の人数及び期間
- （5）応援場所及び応援場所への経路
- （6）応援の期間
- （7）前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

（緊急の場合の応援）

第5条 協定町は、応援の要請を受けた場合は、直ちに必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。

2 協定町は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動をすることが必要であると認められる場合は、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。

（連絡担当部局）

第6条 協定町は、災害の発生に備え、災害時における協定町の連絡を円滑にするため、あらかじめ連絡担当部局を明らかにしておくものとする。

（情報等の交換）

第7条 協定町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交

換するものとする。

(指揮権)

第8条 応援活動に従事する職員等(以下「応援職員等」という。)は、被災地の指揮者の指揮に従い行動するものとする。

(経費の負担)

第9条 応援に要した経費は、原則として応援を受ける町の負担とする。

2 応援職員等が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援を行う町の負担とする。

3 応援職員等が、応援活動に伴い第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援活動の従事中において生じたものについては、応援を受ける町が賠償の責めを負い、応援を受ける町への往復の途中において生じたものについては、応援を行う町が賠償の責めを負うものとする。

4 前3項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費の負担は、協定町が協議して定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定町が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年11月9日

宮城県柴田郡柴田町
柴田町長

愛知県知多郡東浦町
東浦町長

《様式省略》

95 愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定(愛知県)

(目的)

第1条 この協定は、愛知県内の市町村、消防事務に関する一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第1項に基づく愛知県による航空機を用いた消防の支援（以下「航空消防の支援」という。）を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空消防の支援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(支援要請)

第3条 この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町村等の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機を用いた活動が必要と判断した場合に行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 市町村等の単独の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機を用いた活動が最も有効な場合

2 前項の支援要請は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、愛知県が委託した航空消防の支援に関する事務を受託する名古屋市に対して行う。

3 前2項のほか、支援要請のために必要な事項等は、名古屋市が別に定めるところによる。

(経費)

第4条 この協定に基づく支援に要する経費は、愛知県が負担するものとする。

(その他)

第5条 この協定書に定めのない事項は、愛知県及び市町村等が協議して定めるものとする。

附 則

この協定書は、令和4年4月1日から適用する。

平成19年8月1日締結の「愛知県防災ヘリコプター支援協定」は令和4年4月1日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保管する。

令和4年4月1日

愛知県知事

東浦町長

96 災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定

(県内市町村及び一部事務組合)

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時における愛知県内の火葬場間の広域的な相互応援協力について必要な事項を定めることにより、遺体の円滑な火葬を実施し、もって、公衆衛生の確保に資することを目的とする。

(協定市町村等)

第2条 この協定は、愛知県内で火葬場を経営する市町村及び地方公共団体の組合（以下「協定市町村等」という。）の相互間において締結するものとする。

(応援協力の実施)

第3条 この協定における応援協力は、次のいずれかに該当する場合で、協定市町村等から応援協力の要請があったときに実施するものとする。

- (1) 協定市町村等の火葬場が被災して稼働できなくなった場合
- (2) 協定市町村等の火葬場の火葬能力を著しく超過する遺体の火葬を行う必要が生じた場合
- (3) その他協定市町村等の火葬場の稼働に支障が生じた場合

(応援協力の内容)

第4条 この協定における応援協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 要請を受けた遺体の火葬
- (2) 火葬場の業務に必要な物資等の提供及び斡旋
- (3) 火葬場の業務に係る人員の派遣
- (4) その他要請のあった事項のうち必要と認められる事項

(応援協力の手続等)

第5条 この協定における応援協力の要請は、応援協力を要請する協定市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、他の協定市町村等の長に対し行うものとする。

2 前項に規定する応援協力の要請に係る手続きは、別に定めるものとする。

(応援協力体制)

第6条 前条の応援協力の要請に対し、広域的に応じるため、別表のとおり協定市町村等を5ブロックに分割し、各ブロックにそれぞれ幹事を置く。

2 幹事は、前条の応援協力の要請に対し、迅速かつ円滑に応じるため、ブロック内の協定市町村等及び他ブロックの幹事との連絡調整を行うこととする。

3 幹事から代表幹事を選出する。

4 代表幹事は、必要に応じ関係ブロックの幹事と連絡調整を行うものとする。

(協定市町村等の責務)

第7条 第5条第1項の規定により応援協力をを行う協定市町村等（以下「応援協力市町村等」という。）は、自らの業務に支障がない限り応援協力をを行うものとする。

2 応援協力市町村等の長は、第5条の応援協力の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通知するものとする。

3 協定市町村等は、第4条各号に規定する応援協力が円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な物資等の確保及び応援協力体制の整備等に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 応援協력에要する経費は、原則として要請市町村等がこれを負担するものとする。

2 経費の負担について疑義を生じた場合は、要請市町村等及び応援協力市町村等の協議により、決定するものとする。

(連絡協議会の設置)

第9条 この協定の運用その他必要な事項を協議するため、協定市町村等による連絡協議会を設置するものとする。

(協定市町村等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町村の合併等により協定市町村等に変更が生じた場合は、特段の申し出がない限り、当該変更後に承継した市町村又は地方公共団体の組合が、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱うものとする。

2 この協定を締結後、新たに愛知県内で火葬場を経営する市町村又は地方公共団体の組合からこの協定の締結についての申し出があった場合は、連絡協議会に諮るものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項、定めのない事項又は疑義が生じた事項は、代表幹事が連絡協議会に諮り、決定するものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成31年3月29日から適用する。

平成18年3月30日に締結された協定は、これを廃止する。
この協定の証として、本書30通を作成し、各自1通を保管する。

平成31年3月29日

名古屋市長	豊橋市長	岡崎市長
一宮市長	瀬戸市長	豊川市長
津島市長	刈谷市長	豊田市長
安城市長	西尾市長	常滑市長
稲沢市長	新城市長	知多市長
知立市長	田原市長	愛西市長
弥富市長	蟹江町長	飛島村長
設楽町長	東栄町長	
知多中部広域事務組合管理者	愛北広域事務組合管理者	
衣浦衛生組合管理者	知多南部衛生組合管理者	
尾張東部火葬場管理組合管理者	知北平和公園組合管理者	
蒲郡市幸田町衛生組合管理者		

別表

ブロック	市町村	地方公共団体の組合
西尾張ブロック	一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、蟹江町、飛島村	愛北広域事務組合
東尾張ブロック	名古屋市、瀬戸市	尾張東部火葬場管理組合
知多ブロック	常滑市、知多市	知多中部広域事務組合、知多南部衛生組合、知北平和公園組合
西三河ブロック	岡崎市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市	衣浦衛生組合
東三河ブロック	豊橋市、豊川市、新城市、田原市、設楽町、東栄町	蒲郡市幸田町衛生組合

97 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定

(愛知県、県内市町村、下水道事業管理者及び一部事務組合)

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が一般廃棄物処理業務を、また、愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）が下水処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、愛知県（以下「県」という。）、市町村等及び下水道管理者が相互に応援するために必要な事項を定めることにより、一般廃棄物及び下水の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

(協定の締結)

第2条 この協定は、災害時の一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関し、県、市町村等及び下水道管理者の相互間において締結するものとする。

(応援要請等)

第3条 災害の発生に起因して、下記のいずれかに該当する場合、応援を必要とする市町村等及び下水道管理者（以下「要請自治体等」という。）は他の市町村等及び下水道管理者に応援の要請（以下「応援要請」という。）をすることができる。

- (1) 一般廃棄物の収集又は運搬に支障が生じた場合
- (2) 一般廃棄物処理又は下水処理に支障が生じた場合
- (3) その他特に必要がある場合

2 応援要請は、次の事項を電話等で連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容及び一般廃棄物又は下水の処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要事項

3 要請自治体等は、応援要請を行ったときは、その旨を速やかに県に報告するものとする。

4 応援要請を受けた市町村等及び下水道管理者は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

5 要請自治体等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあっせんを要請することができる。

(県の役割)

第4条 県は、第3条第5項の要請を受けたときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、要請自治体等が応援要請を行うことができない状況にあると判断したときは、他の市町村等及び下水道管理者に応援について必要な指示を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、原則として要請自治体等がこれを負担するものとする。

(民間業者の活用)

第6条 県、市町村等及び下水道管理者は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。
この協定は、平成26年1月1日から効力を生ずるものとする。

平成8年3月12日締結の「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定の成立を証明するため、本書126通を作成し愛知県知事、市町村等の長及び下水道管理者が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成26年1月1日

愛知県知事	西尾市公共下水道管理者
愛知県流域下水道管理者	蒲郡市長
名古屋市長	蒲郡市公共下水道管理者
名古屋市水道事業・工業用水道事業 及び下水道事業管理者	犬山市長
豊橋市長	犬山市公共下水道管理者
豊橋市水道事業及び下水道事業管理者	常滑市長
岡崎市公共下水道管理者	常滑市公共下水道管理者
一宮市長	江南市長
一宮市水道事業等管理者	江南市公共下水道管理者
瀬戸市公共下水道管理者	小牧市長
半田市長	小牧市公共下水道管理者
半田市公共下水道管理者	稲沢市長
春日井市長	稲沢市公共下水道管理者
春日井市公共下水道管理者	新城市長
豊川市長	新城市公共下水道管理者
豊川市公共下水道管理者	東海市長
津島市長	東海市公共下水道管理者
津島市下水道事業	大府市長
碧南市長	大府市公共下水道管理者
碧南市公共下水道管理者	知多市長
刈谷市長	知多市公共下水道管理者
刈谷市公共下水道管理者	知立市長
豊田市長	知立市公共下水道管理者
豊田市事業管理者	尾張旭市長
安城市長	尾張旭市公共下水道管理者
安城市公共下水道管理者	高浜市長
西尾市長	高浜市公共下水道管理者
岩倉市長	扶桑町公共下水道管理者
岩倉市公共下水道管理者	大治町長
豊明市長	大治町公共下水道管理者
	蟹江町長

豊明市公共下水道管理者	蟹江町公共下水道管理者
日進市長	飛島村長
日進市公共下水道管理者	阿久比町長
田原市長	阿久比町公共下水道管理者
田原市公共下水道管理者	東浦町長
愛西市長	東浦町公共下水道管理者
愛西市公共下水道管理者	南知多町長
清須市長	美浜町長
清須市公共下水道管理者	武豊町長
北名古屋市長	武豊町公共下水道管理者
北名古屋市公共下水道管理者	幸田町長
弥富市長	幸田町公共下水道管理者
弥富市公共下水道管理者	設楽町長
みよし市長	東栄町長
みよし市公共下水道管理者	東栄町公共下水道管理者
あま市長	豊根村長
あま市公共下水道管理者	愛北広域事務組合管理者
長久手市長	中部知多衛生組合管理者
長久手市公共下水道管理者	東部知多衛生組合管理者
東郷町長	衣浦衛生組合管理者
東郷町公共下水道管理者	常滑武豊衛生組合管理者
豊山町長	蒲郡市幸田町衛生組合管理者
豊山町公共下水道管理者	逢妻衛生処理組合管理者
大口町長	西知多医療厚生組合管理者
大口町公共下水道管理者	尾張東部衛生組合管理者
扶桑町長	海部地区環境事務組合管理者
小牧岩倉衛生組合管理者	
知多南部衛生組合管理者	
尾張旭市長久手市衛生組合管理者	
刈谷知立環境組合管理者	
江南丹羽環境管理組合管理者	
北設広域事務組合管理者	
北名古屋衛生組合管理者	
尾三衛生組合管理者	
日東衛生組合管理者	
五条広域事務組合管理者	
知多南部広域環境組合管理者	

98 水道災害相互応援に関する覚書（県内水道事業管理者）

（趣旨）

第1条 この覚書は、災害その他非常の場合において日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、愛知県下のその他の上水道事業者並びに三河山間水道整備促進連盟に所属するもの（以下「会員」という。）が、会員相互で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（災害救助法との関係）

第2条 会員相互で行う応援活動に関する事務処理については、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他法律に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、会員が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助又は応援が行われることとなったときは、速やかに法律で定める事務処理に切替るように努めなければならない。

（相互応援義務）

第3条 会員が災害を受け、独自で十分に応急措置等が実施できないときは、他の会員に応援を求めることができる。

2 応援を求められた会員は、速やかに有効な手段でその応援に努めるものとする。

（応援の内容）

第4条 各会員の行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業（原則として仮復旧、第1次応急復旧作業）
- (3) 応急復旧資器材の供出
- (4) 工事業者のあっせん

2 前項第1号及び第2号の作業の期間は、原則として7日以内とする。

（要請の方法）

第5条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

- (1) 会員（名古屋市を除く。）は、県営水道受水団体で構成されている地域水道連絡協議会の長（以下「地域会長」という。）へ応援を要請する。

地域会長は、地域内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会愛知県支部の長（以下「支部長」という。）へ応援を要請する。

支部長は、県内の他の地域会長に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、愛知県衛生部へ応援を要請する。

- (2) 名古屋市は、直接支部長へ応援を要請する。

- (3) 県営水道受水団体は、県営水道の災害により応急給水の応援を必要とするときは、愛知県水道局へ応援を要請し、さらに必要と認めたときは、地域会長へ応援を要請する。

この場合愛知県水道局は、地域会長に対して被災会員への応援について協力を依頼する。

2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話又は電信により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資器材、物資等の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援体制)

第6条 応援を求められた会員が、応援職員を派遣するときは、災害状況に応じて給水用具、作業用工具、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

2 応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した旗、応援会員名入りの腕章等を明示着用するものとする。

(受入れ体制)

第7条 応援を受ける会員は、応援職員の宿舍、寝具、食事等を用意するものとする。ただし、状況によりこれを応援する会員に求めることができる。

(費用の負担)

第8条 第4条各号に規定する応援を要する費用は、応援を受ける会員がこれを負担するものとする。ただし、同条第1項に要する費用については、応援期間が2日以内の場合又は特別の事情がある場合において、応援を受けた会員の要請により応援した会員がやむを得ないと認めるときは、応援した会員がその全部又は一部を負担するものとする。

2 応援に要した費用の請求に関する事務は支部長又は地域会長を経由して、これを行うものとする。

(損害の賠償)

第9条 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援をした会員の負担とする。ただし被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた会員の負担とする。

2 応援会員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該職員の所属する会員がその損害を賠償する責に任ずるものとする。この場合において、当該損害の発生が応援業務中（応援のための往復途中を除く。）に生じたものである場合においては、応援を受けた会員がこれに要した経費を負担するものとする。

(業者への協力要請)

第10条 支部長、又は地域会長は、必要があるときは、水道用資材の製造販売及び水道工事を行っている業者に対して、応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施等について、協力を要請するものとする。

(救援体制表の作成)

第11条 会員は、救援体制表（別表第1）10部を毎年4月末日までに支部長へ提出するものとする。

2 支部長は、前項の体制表を取りまとめ整理して地域会長等関係者に送付するものとする。

(雑則)

第12条 この覚書の実施に関し、必要な事項又はこの覚書に定めのない事項は、その都度協議して定める。

(適用)

第13条 この覚書は、昭和53年3月29日から適用する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印のうえ、各1通を保管する。

昭和53年3月29日

日本水道協会愛知県支部長豊橋市長
名古屋水道事業管理者水道局長
尾張旭市長
日本住宅公団中部支社長

愛知県公営企業管理者水道局長
瀬戸市長
愛知中部水道企業団企業長
半田市長

常滑市長
大府市長
愛知三島水道企業団企業長
東浦町長
美浜町長
一宮水道事業等管理者
津島市長
江南市長
小牧市長
春日村長
木曾川町長
美和町長
佐織町長
稲沢中島水道企業団企業長
海部南部水道企業団企業長
岡崎市長
刈谷市長
安城市長
高浜市長
幸田町長
藤岡村長
足助村長
旭町長
豊橋市水道事業管理者水道局長
蒲郡市長
音羽町長
小坂井町長
田原町長
渥美町長
東栄町長
富山村長
鳳来町長
立会人 愛知県衛生部長

東海市長
知多市長
阿久比町長
南知多町長
武豊町長
春日井市長
犬山市長
尾西市長
岩倉市長
清洲町長
七宝町長
蟹江町長
八開村長
西春日井郡東部水道企業団企業長
尾張北部水道企業団企業長
碧南市長
豊田市長
知立市長
西三河南部水道企業団企業長
額田町長
小原村長
下山村長
稲武町長
豊川市長
新城市長
一宮町長
御津町長
赤羽根町長
設楽町長
豊根村長
津具村長
作手村長

99 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省中部地方整備局）

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、東浦町長（以下「町長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び町長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

第2条 整備局長及び町長との情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

- 一 東浦町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 東浦町災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他整備局長又は町長が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 整備局長及び町長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号いずれかに該当し、町長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から町長が設置する災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び町長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 整備局長及び町長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協議に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び町長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は3通作成し、各自1通を保有する。

平成23年8月9日

国土交通省 中部地方整備局長

東浦町長

（立会人）

愛知県 防災局長

100 愛知県内広域消防相互応援協定（県内市町村及び一部事務組合）

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、愛知県域内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援協定について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定市町等）

第2条 この協定は、県内の消防本部及び消防署をおいている市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定市町等」という。）相互間において締結するものとする。

（対象とする災害）

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- （1）大規模な地震、風水害等の自然災害
- （2）林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- （3）航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故
- （4）その他全各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

（応援要請）

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の消防機関の長が要請市町等の消防力及び近隣市町等の応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が著しく困難と認める場合は、第2条に規定する他の市町等（以下「応援市町等」という。）の消防機関の長に対して行うものとする。ただし、近隣市町等と応援協定を締結していない市町等の境界付近に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故の発生を覚知したときは、当該応援の要請があったものとみなす。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに別記様式を提出するものとする。

- （1）災害発生日時、場所及び状況
- （2）必要とする人員、車両及び資機材等
- （3）終結場所及び連絡担当者
- （4）その他必要事項

（応援隊の派遣）

第5条 応援市町等の消防機関の長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町等の消防機関の長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の消防機関の長に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第6条 要請市町等における応援隊の指揮は、要請市町等の消防機関の長が、応援隊の長に対して行うものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

- （1）機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する経費は、応援市町等の負担とする。
- （2）機械器具の大破損の修理、応援市町等の消防職員及び消防団員の死負による災害補償

等の重要事項に関する経費は、要請市町等の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議の上、決定するものとする。

(情報提供)

第8条 協定市町等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報を相互に通知するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議して定めるものとする。

(協定市町等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

(疑義の協議)

第11条 この協定に規定していない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、協定市町等が協議の上、決定するものとする。

この協定は、平成15年4月1日から施行する。

平成2年3月12日締結の「愛知県広域消防相互応援協定」は、平成15年3月31日付けを持って廃止する。

この協定の証として、本書41通を作成し、各自1通を保管する。

平成15年4月1日

名古屋市長

豊橋市長

岡崎市長

一宮市長

瀬戸市長

知多中部広域事務組合管理者半田市長

春日井市長

豊川市長

津島市長

豊田市長

西尾市長

蒲郡市長

犬山市長

常滑市長

江南市長

尾西市長

小牧市長

稲沢中島広域事務組合管理者

新城市長

東海市長

大府市長

知多市長

尾張旭市長

岩倉市長

豊明市長

長久手町長

木曾川町長

蟹江町長

幸田町長

田原町長

渥美町長

衣浦東部広域連合長

西春日井広域事務組合管理者

海部東部消防組合管理者

尾三消防組合管理者

海部南部消防組合管理者

海部西部広域事務組合管理者

丹羽広域事務組合管理者

幡豆郡消防組合管理者

知多南部消防組合管理者

あすけ地域消防組合管理者

101 知多地域消防相互応援協定(知多地域9市町及び一部事務組合)

消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、知多中部広域事務組合及び知多南部消防組合(以下「協定市町等」という。)は、消防に関する相互応援について次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、協定市町等の区域内において消防業務、救急業務又は救助業務を必要とする災害(以下「災害等」という。)が発生した場合に、協定市町等が相互に応援協力して、その応急対策活動の万全を期することを目的とする。

(応援の種別)

第2条 前条の規定による相互応援の種別は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

(2) 特別応援

2 普通応援とは、協定市町等の区域内において当該市町等の近隣地域等が発生したと認められた場合に、自動的に出動する応援をいう。

3 特別応援とは、災害等発生地の市町等の長からの応援要請に基づいて出動する応援をいう。

(応援の要請)

第3条 協定市町等の長は、災害等が発生し応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにして協定市町等の長に要請するものとする。

なお、応援の要請をした場合には、後日すみやかに要請に係る事項を記載した文書を、応援した市町等の長に提出するものとする。

(1) 災害発生場所及び応援場所

(2) 災害等の状況

(3) 応援要請人員、機械器具、資材等の数量

(4) その他必要事項

(応援消防力の範囲)

第4条 前条の要請により派遣する消防力は、応援市町等において支障の生じない範囲内で行うものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊の指揮は、原則として受援市町等の現場最高責任者が行う。

(報告)

第6条 応援隊の長は、現場に到着したときはその旨を、現場を引き上げるときはその行った応援活動等の状況を、現場最高指揮者に報告しなければならない。

(経費の負担)

第7条 応援隊の派遣に伴う経費の負担は、次の区分によるものとする。

(1) 応援出動に要する経費は、応援を受けた市町等の負担とする。

ただし、消防機械器具(救急及び救助機械器具を含む。以下同じ。)の故障の修理費、燃料費、消防職団員の手当等の通常経費は応援隊の所属する市町等の負担とする。

(2) 応援出動に伴う消防機械器具の重大な破損による修理費、建物、工作物、一般人等の損害に対する補修費又は賠償費、消防職団員の公務災害補償費及び消防賞じゅつ金、その他これらに類する経費の負担については、その都度関係市町等の長が協議して定める。

(雑則)

第8条 この協定の運用について疑義を生じたときは、その都度協定市町等の長が協議して定める。

附 則

この協定は、昭和51年1月1日から実施する。

附 則

この協定は、昭和54年4月1日から実施する。

附 則

この協定は、平成18年12月1日から実施する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書を作成し記名押印のうえ、協定市町等各1通保管する。

平成18年12月1日

半 田 市 長

常 滑 市 長

東 海 市 長

大 府 市 長

知 多 市 長

阿 久 比 町 長

東 浦 町 長

南 知 多 町 長

美 浜 町 長

武 豊 町 長

知多中部広域事務組合

管理者 半田市長

知多南部消防組合

管理者 南知多町長

102 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定

(社会福祉法人 東浦町社会福祉協議会)

東浦町（以下「甲」という。）と社会福祉法人東浦町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は災害時における災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置・運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東浦町内において大規模な災害が発生した場合に、東浦町地域防災計画に基づき、甲が災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するため、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

(連携・協力)

第2条 甲及び乙は、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じるものとする。

(センターの設置)

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、速やかにセンターを設置するものとする。

(センターの設置場所)

第4条 センターの設置場所は、甲又は乙の管理する施設に設置するものとする。ただし、被災状況により当該施設に設置することが困難な場合、甲は、これに代わる場所を確保するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議の上、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

(センターの運営)

第5条 センターの運営は、乙が主体となり、必要に応じて、災害ボランティアコーディネーター、外部からのボランティア、他の社会福祉協議会及び関係機関・団体等の協力の下、行うものとする。

2 甲は、乙のセンター運営に当たり、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。

(協力の要請)

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

(センターの業務)

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援

(9) 東浦町災害対策本部等との以下の情報の共有

- ア 被災状況・避難情報
- イ インフラ等の復旧計画・復旧情報
- ウ ボランティアによる支援活動の状況
- エ 特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
- オ その他、災害ボランティア活動に必要と甲乙が認める情報

(10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等

(11) その他、センターの活動に必要な業務

(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの運営に係る人件費や応援職員旅費、拠点設置費用等について、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。

2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認し、その費用を乙に支払うものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、原則としてボランティア活動保険により対応するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な支援を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から協議・連携し、ボランティア団体、地域住民、防災関係機関等との良好な関係の維持に努め、センターの運営等災害時における協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、相互に協力して災害ボランティア及び災害ボランティアコーディネーターの養成を行うとともに、住民の意識の向上に努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、本協定を1年間更新し、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有

する。

令和4年2月1日

甲 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地

東浦町
代表者 東浦町長

乙 愛知県知多郡東浦町大字石浜字岐路 23 番地の 1

社会福祉法人 東浦町社会福祉協議会
代表者 会長

103 災害時の医療救護に関する協定（知多郡医師会・東浦支部）

災害時において、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）及び東浦町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき東浦町が医療救護の万全を期すため東浦町長（以下「甲」という。）と知多郡医師会長及び東浦支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり災害時の医療救護に関して協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、救助法及び防災計画に基づいて、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、医療に関する救護の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、警察、自衛隊等の関係団体に対し、前項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう必要な調整を行う。

3 本協定に規定される災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件等）を含む。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、救助法及び防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要があると認める場合には、乙に医療救護班の派遣を要請するものとし、乙は、この要請を受けたときは、速やかに医療救護班を編成し、派遣する。

2 乙は、災害等により甲と連絡が取れない場合には、乙は救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班の他の自治体からの受入及び他の自治体への派遣）

第3条 甲は、災害により、町内の医療救護班のみでの救護活動が困難と認めた時は、愛知県に医療救護班の派遣を要請し、乙にその旨を伝え救護活動が円滑にできるように図るものとする。

2 甲は、他の自治体からの支援要請により、乙に対して医療救護班の派遣を要請することができる。

3 乙は、他の自治体の災害に際し、出勤が必要と認められるときは、甲の承認を得て出勤ができるものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、出勤後、速やかに甲の承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮命令）

第4条 医療救護班に係る指揮命令及び救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

（医療救護）

第5条 医療救護は、医療救護班によることを原則とする。

2 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する救護所または避難所、その他甲が指示する場所において、救護活動を実施するものとする。ただし、急迫した事情のある場合で、医療施設に収容して救助を行う必要がある場合は、乙は、その会員の医療施設の利用について協力を得られるよう取り計らうものとする。

（医療救護班の業務）

第6条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 診察（トリアージを含む。）
- (2) 傷病者に対する処置
- (3) 傷病者の医療機関への搬送要否の判断

- (4) 死体の処理（死体検案を含む。）
- (5) その他医療救護班として必要な事項
（医療品等の供給）

第7条 乙の医療救護班が使用する医薬品及び診療資器材等は、原則として甲が調達する。

ただし、緊急の場合は、当該医療救護班の携行するものを含め、乙が供給するものとする。

- 2 甲は、医療品等の補給、また医療救護班の輸送、通信の確保等救護活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（医療）

第8条 救護所及び収容医療施設における医療は、災害のため医療のみちを失ったものに対して、応急的に次の範囲内において行うものとする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤及び治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

（助産）

第9条 救護所及び収容医療施設における助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のために助産のみちを失った者に対して次の範囲内において行うものとする。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

（報告）

第10条 医療救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

- 2 乙または医療救護班の班長は、医療救護班員に業務災害及び物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

（費用）

第11条 甲の要請に基づき、乙より派遣された医療救護班が救護活動を実施した場合に要する次の費用弁償は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の派遣に要する経費は、災害救助法の規定に基づく実費弁償程度を基準とする。
- (2) 乙が供給した医療品等（医療救護班の携行品を含む。）を使用した場合の実費
- (3) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもの

- 2 前項に定める費用弁償の内容については、甲乙協議の上、定めるものとする。

- 3 甲は、第3条第2項において他の自治体からの要請を受けて派遣した医療救護班に係る費用支弁は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払いを行うものとする。

- 4 甲は、第3条第3項において出動した乙の医療救護班に係る費用支弁については、出動先の自治体において負担するよう要請し、出動先の自治体が乙に支払いを行うものとする。

- 5 前2項の場合において、医療救護班に係る費用を派遣先又は出動先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。

（損害補償）

第12条 甲は、救助に関する業務に従事し、又は協力した乙の医療救護班が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなった場合は、救助法に基づき補償する。

- 2 甲は、第3条第2項において他の自治体からの要請を受けて派遣した医療救護班に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に損害を補償するものとする。
- 3 甲は、第3条第3項において出動した乙の医療救護班に係る損害補償については、出動先の自治体において負担するよう要請し、出動先の自治体が乙に損害を補償するものとする。
- 4 前2項の場合において、医療救護班に係る損害補償を派遣先又は出動先の自治体が損害を補償しない場合は、第1項の規定を適用する。

(疑義の解決)

第13条 この協定い定めのない事項及び協定に関して疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

(実施細目)

第14条 医療救助の実施に関し必要な細目は、別添の「災害医療救助実施細目」のとおりとする。

(雑則)

第15条 この協定は、平成21年4月1日から適用する。

- 2 本協定発効と同時に、平成11年4月1日付けで締結した災害救助に関する協定は破棄する。
- 3 この協定の有効期間は、協定の終結の日から平成22年3月31日までとする。
- 4 前項の有効期間を満了する1ヶ月前までに、甲または乙からの何らかの申し出がない場合は、期間満了の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成21年4月1日

甲 東浦町長

乙 知多郡医師会長

東浦支部支部長

104 災害時の歯科医療救護活動に関する協定（半田歯科医師会）

東浦町（以下「甲」という。）と半田歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時の歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙に対して歯科医師、口腔外科医、歯科衛生士及び歯科技工士（以下「歯科医師等」という。）の派遣について、必要な事項を定めるものとする。

2 本協定に規定する災害は、自然災害だけでなく、集団的に傷病者が発生する重大な事故（航空機事故、テロ事件、大規模な車両事故等）を含む。

（歯科医師等の派遣）

第2条 乙は、甲から要請を受けた場合には、速やかに歯科医師等で構成する班（以下「歯科医療救護班」という。）を編成し、甲が設置する救護所、避難所等、甲が指定する場所（以下「指定場所」という。）に派遣する。

2 緊急等やむを得ない事情により甲の要請を受ける時間的余裕がない場合、乙は、自ら医療活動を開始することができる。この場合において、乙はその状況を速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（歯科医療救護班の輸送）

第3条 甲は、乙が歯科医療救護活動を円滑に行えるよう歯科医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（歯科医療救護班の活動場所）

第4条 歯科医療救護班は、指定場所において歯科医療救護活動を行う。

（歯科医療救護班の業務）

第5条 歯科医療救護班は、次に掲げる業務を行う。

- （1）甲が設置する指定場所における歯科診療を必要とする被災者に対する応急処置
- （2）甲が設置する指定場所における口腔領域等の治療を必要とする被災者に対する応急処置
- （3）歯科診療記録等による死体の確認及び検案等に対する協力
- （4）その他歯科医療救護活動に関する必要な処置

（指揮命令及び連絡事項）

第6条 歯科医療救護班に係る指揮命令は、歯科医師会長が行うものとする。ただし、事故等により、歯科医師会長が指揮命令を行えない場合は、これを代理する者が指揮命令を行うものとする。

（医薬品、歯科用器材等）

第7条 乙が使用する医薬品、歯科用器材等は、原則として当該歯科医療救護班が携行するものとする。

（活動記録及び報告）

第8条 乙は、歯科医療救護活動に係わる記録を行うとともに、歯科医療救護活動報告書（様式第1号。以下「報告書」という。）及び歯科用器材等使用簿（様式第2号。以下「使用簿」という。）により、甲に報告する。

（医療費等）

第9条 災害時、救護所での歯科医療救護活動における医療費は、無料とする。

2 救護所閉鎖後、避難所等や歯科医療施設での医療費の負担は、原則として患者負担とし、

乙が患者に請求する。

(扶助費)

第 10 条 甲の要請に基づき、乙の派遣した歯科医療救護班の班員が、医療活動において、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金は、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）に定めるところとし、扶助金支給請求書（様式第 4 号）により請求するものとする。

(費用)

第 11 条 甲の要請により乙が派遣した歯科医療救護班の歯科医療救護活動で要した次の費用は、甲が負担する。

(1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費

(2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

(費用の支払)

第 12 条 甲は、乙からの請求があったときは、報告書及び使用簿に基づき内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(医事紛争の措置)

第 13 条 歯科医療救護班が歯科医療救護活動により傷病者等との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(協議)

第 14 条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙が協議して定める。

(有効期間)

第 15 条 この協定は、協定を締結した日からその効力を生じるものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 24 年 6 月 1 日

甲 東浦町 東浦町長

乙 半田歯科医師会長

《様式省略》

105 災害時の医療救護に必要な医薬品等に関する協定（知多薬剤師会）

東浦町（以下「甲」という。）と知多薬剤師会及び東浦支部（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護に必要な医薬品等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙に対して薬剤師の派遣及び要請する医療品等の調達について、必要な事項を定めるものとする。

2 本協定に規定する災害は、自然災害だけでなく、集団的に傷病者が発生する重大な事故（航空機事故、テロ事件、大規模な車両事故等）を含むものとする。

（薬剤師班の派遣）

第2条 甲は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、調剤、服薬指導、医薬品管理等の医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）を実施する必要がある場合は、乙に対し薬剤師の派遣を要請することができる。

2 乙は、甲から要請を受けた場合には、速やかに薬剤師で構成する班（以下「薬剤師班」という。）を編成し、甲が設置する救護所、避難所等、甲が指定する場所（以下「指定場所」という。）に派遣する。

（薬剤師班の活動場所）

第3条 薬剤師班は、指定場所において医療救護活動を行う。

（薬剤師班の業務）

第4条 薬剤師班は、次に掲げる業務を行う。

- （1）甲が設置する救護所における医療救護活動
- （2）甲が指定する医薬品の集積場所における医薬品の管理及び仕分け並びに救護所等への医薬品の供給
- （3）甲が必要と認めた医薬品の服薬指導及び医薬品等に関する相談業務への協力
- （4）医薬品等の供給への協力

（指揮命令及び連絡事項）

第5条 乙が派遣する薬剤師の医療救護活動に係る指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行う。

（医薬品等の要請）

第6条 甲は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、医薬品等を調達する必要があると認めるときは、乙にその調達又は供給を要請することができる。

（医薬品等の要請方法）

第7条 前条に規定する要請は、医薬品等調達要請書（第1号様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって要請する時間がないときは、口頭その他の方法により要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

（医薬品等の要請に基づく措置）

第8条 乙は、第6条の要請に対し、医薬品等の供給に当たるものとする。

2 乙は、医薬品等の供給を実施したときは、当該供給の終了後、速やかにその実施状況を医薬品等供給実施状況報告書（第2号様式。以下「報告書」という。）により甲に報告するものとする。

（調達医薬品等の範囲）

第9条 甲が乙に供給を要請する医薬品等は、要請時点で乙が調達可能な医薬品等とする。

(扶助費)

第 10 条 甲の要請に基づき、乙の派遣した薬剤師班の班員が、救助に関する業務に従事し、又は協力したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することになった場合は、災害救助法の適用される場合にあつては災害救助法に基づき、それ以外の場合にあつては消防法に基づく損害補償の例により、これを補償する。

(費用)

第 11 条 医薬品等の供給した費用の額は、災害発生前の供給については要請時の価格とし、災害発生後の供給については、災害発生直前の適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。）を基準として、甲、乙が協議して定める。

(引渡し)

第 12 条 医薬品の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、医薬品等を確認のうえ、引き取るものとする。

(費用の支払)

第 13 条 甲は、乙からの請求があつたときは、報告書に基づき内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(協議)

第 14 条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙が協議して定める。

(有効期間)

第 15 条 この協定は、協定を締結した日からその効力を生じるものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 24 年 6 月 1 日

甲 東浦町 東浦町長

乙 知多薬剤師会 会長

知多薬剤師会東浦支部 支部長

《様式省略》

106 災害時に要配慮者等の避難施設として民間社会福祉施設を使用する ことに関する協定（5 社会福祉法人）

東浦町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が高齢者施設及び障害者施設等へ入所するに至らない程度のものであって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（施設使用の要請）

第2条 甲は、福祉避難所として次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、前項の要請があった場合は、甲からの要請をできるかぎり受け入れるよう努めるものとする。

（避難施設）

第3条 福祉避難所とする施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地

（要配慮者等の受入れ等）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、東浦町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）からの福祉避難所開設要請によって行われるものとする。

2 乙は、前項の要請があった場合は、すみやかに受入体制を整え、準備が完了した時点で災害対策本部に福祉避難所を開設した旨を連絡するものとする。

3 乙は、第1項の要請により要配慮者等を受け入れる場合において、可能な範囲で要配慮者等の移送についても協力するよう努めるものとする。

4 福祉避難所に避難する要配慮者等は、甲が判断し、乙はこれを受け入れるものとする。

5 乙は、甲の認めた要配慮者等を介助する者を福祉避難所に避難させることができるものとする。ただし、この場合における処遇は、福祉避難所の対象者として取り扱うものとする。

6 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、災害時に支障をきたさないよう常に確認、改善に努めるものとする。

（管理運営）

第5条 乙は、福祉避難所を開設した場合は、第7条第1項各号に掲げる費用等に関する届出（様式第1号）を甲に提出し、その内容について甲の了承を得るものとする。

2 乙は、福祉避難所に避難した要配慮者等（以下「要配慮避難者」という。）に対して次のことに配慮するものとする。

- (1) 要配慮避難者からの相談等に応じる介助員等の配置
- (2) 要配慮避難者の日常生活上の支援
- (3) 要配慮避難者の状況の急変等に対応できる体制の確保

(4) 必要な当直者の配置

3 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。

(開設期間)

第6条 第2条の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、延長が必要な場合は甲乙協議の上、7日以内で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に扱うものとする。

(費用等)

第7条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払をするものとする。

(1) 生活に関する相談等に当たる職員を要配慮避難者10人につき1人配置するための経費(夜勤、宿直等に要する費用を含む。)

(2) 高齢者・障害者等に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物の費用

(3) 紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗材の費用

(4) 食品の供与(高齢者等の心身の状況に配慮した食事の提供を含む。)に係る経費等

2 乙は、前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲の了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

3 前2項の費用の請求は、領収書等関係書類を添付して月ごとに行うものとする。

(協力体制)

第8条 乙は、甲が乙以外の「災害時に要配慮者等の避難施設として民間社会福祉施設を使用することに関する協定」(以下「協定」という。)を締結している法人(以下「協定締結法人」という。)から協力要請があった場合には福祉避難所の運営に支障のない範囲で当該協力要請に応えるものとする。

(実績報告)

第9条 第6条の開設期間が終了した場合は、実績報告書(様式第2号)をすみやかに甲へ提出するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第12条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業完了後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第13条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第14条 この協定の締結期間は、協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第15条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 東浦町
 東浦町長

(乙)

《様式省略》

協定締結先

協定の相手方 名 称	該当施設の名称及び所在地		締結日
	名 称	所在地	
社会福祉法人 相和福祉会	ひがしうらの家	藤江字カガリ 118	当初 H24. 12. 18 変更 H27. 5. 11
	トイBOX	藤江字ガガリ 129- 1	当初 H25. 4. 12 変更 H27. 5. 11
	くすの樹	藤江字カガリ 119	H29. 12. 1
社会福祉法人 愛光園	ひかりのさとのぞみの家	緒川字東米田 56	H26. 2. 4
	まどか	緒川字東米田 23	
	介護老人保健施設 相生	緒川字東米田 16	
	障がい者活動センター愛光園	緒川字下米田 37- 8	
	ひかりのさとファーム	緒川字下米田 37- 4	
社会福祉法人 成仁会	特別養護老人ホーム メドック東浦	緒川字猪伏釜 110	H27. 9. 24
社会福祉法人 八起社	特別養護老人ホーム東和荘	石浜字飛山池上 41	H27. 10. 1
社会福祉法人 あかね会	うのさと茜邸	緒川字雁狭間山 1 -21	H29. 12. 1

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい防止及び事故防止)

第2 乙は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第5 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(提供資料の返還義務)

第6 乙は、この協定による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この協定の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第7 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者への周知)

第8 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

107 災害発生時等における避難施設に関する協定（町内7自治会）

東浦町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、東浦町内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがあるときに、乙の管理する施設を避難施設（以下「避難所」という。）として一時的に使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（避難所として使用する施設）

第1条 災害時に避難所として使用する施設は、次のとおりとする。

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 構造

（避難所の使用要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに避難所として使用する必要があるときは、乙に対し期間、使用場所等を明らかにして、使用要請をするものとする。

2 乙は、前項の規定による使用要請があったときは、特別の理由がない限り、これに協力するものとする。

（要請等の手続）

第3条 甲は、乙に前条の使用要請を行うときは、口頭、電話又はファックスをもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、事後速やかに報告するものとする。

（使用料及び補償）

第4条 避難所の使用料は、無償とする。ただし、乙の施設に損負等を与えたときは、甲の責任で原形復旧を行うこととする。

（鍵の借受）

第5条 甲は、あらかじめ乙から施設の鍵を借り受けるものとする。

2 甲は、乙から借り受けた鍵を善良な管理者の注意をもって管理し、乙の承認を受けずに第三者に転貸してはならない。

（協定の有効期間）

第6条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以後、甲、乙いずれかから文書による申出がない限り、継続するものとする。

（協議）

第7条 甲と乙は、この協定を円滑に施行するため、災害時における連絡先及び連絡方法など必要な事項をあらかじめ協議するものとする。

2 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 東浦町
 代表者 東浦町長

乙

協定書締結相手先

相手方	対 象 施 設			協定締結日
	名 称	所 在 地	構 造	
東ヶ丘自治会	東ヶ丘自治会 集会所	東浦町大字緒川字東仙 台 9 番地の 2	鉄骨 2 階建	平成 17 年 2 月 1 日
東浦葵ノ荘自治会	東浦葵ノ荘自 治会集会所	東浦町大字緒川字中米 田 1 番地の 7 1	木造平屋建	平成 17 年 2 月 1 日
石浜中自治会	石浜中自治会 集会所	東浦町大字石浜字白山 1 番地の 3	木造平屋建	平成 17 年 2 月 1 日
平池台自治会	平池台自治会 集会所	東浦町大字石浜字平池 上 7 8 番地の 1 5 3	木造 2 階建	平成 17 年 2 月 1 日
森岡台自治会	森岡台自治会 集会所	東浦町大字森岡字下今 池 1 番地の 1 3 2	鉄骨平屋建	平成 20 年 2 月 20 日
午池自治会	午池自治会集 会所	東浦町大字石浜字午池 156 番地	木造平屋建	平成 24 年 4 月 2 日
南ヶ丘自治会	南ヶ丘自治会 集会所	東浦町大字石浜字南ヶ 丘 26 番地の 1	木造平屋建	平成 30 年 5 月 22 日

108 災害発生時等における避難施設に関する協定

(愛知県立東浦高等学校)

東浦町（以下「甲」という。）と愛知県立東浦高等学校（以下「乙」という。）は、次のとおり災害発生時等における避難施設に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、乙が管理する愛知県立東浦高等学校を地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがあるときに、指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難所等」という。）として使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(避難所等の使用要請)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに避難所として使用する必要があるときは、乙に対し期間、使用施設等を明らかにして、使用要請をするものとする。
2 乙は、前項の規定による使用要請があったときは、特別の理由がない限り、これに協力するものとする。

(要請等の手続)

第3条 甲は、乙に前条の使用要請を行うときは、口頭、電話又はファックスをもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、事後速やかに報告するものとする。

(使用施設等)

第4条 甲が災害時に避難所等として使用する施設は、次のとおりとする。

(1) 名称

愛知県立東浦高等学校

(2) 所在地

愛知県知多郡東浦町大字生路字富士塚 20 番地

(3) 使用施設

体育館 1,330 m²

武道場 81 m²

グラウンド 17,779 m²

※グラウンドについては、緊急ヘリポートのため、ヘリコプター離着陸時には、使用しないものとする。

(避難所配備職員の派遣)

第5条 甲は、施設の使用等を行う場合には、避難所等に避難所配備職員を派遣するものとする。

(避難所等の開設)

第6条 避難所等の開設は、甲の派遣した避難所配備職員等が行うものとする。

(避難所等の管理及び運営)

第7条 避難所等の管理及び運営は、甲の派遣した避難所配備職員、自主防災会等で組織さ

れた避難所運営委員会が行うものとする。

- 2 甲は、甲の負担で施設の敷地内に防災資機材用倉庫等を設置し、使用することができるものとする。この場合、愛知県の手続きを経るものとする。

(施設等の返還)

第8条 甲は、施設を避難所等に利用した場合でも、乙が早期に学校運営を再開できるように速やかに返還するものとする。

- 2 甲は、避難者の減少等により施設等の使用範囲を縮小するときは、避難所等の集約を図り、段階的に施設等を乙に返還するものとする。
- 3 甲は、避難所等を閉鎖するときは、速やかに、施設等の全部を使用する前の状態に復元し、乙に返還するものとする。
- 4 施設等の返還に関しては、甲、乙は、誠実に協議し、必要な事項を決定するものとする。

(防災訓練等への協力)

第9条 乙は、災害時における避難所運営が円滑にできるよう、甲が行う防災訓練、事前調整等に、学校運営に支障のない範囲で協力するものとする。

(使用料及び補償)

第10条 避難所等の使用料は無償とする。ただし、乙の施設に損傷等を与えたときは、甲の責任で原形復旧を行うものとする。

(鍵の借受)

第11条 甲は、あらかじめ乙から体育館及び武道場の鍵を借り受けるものとする。

- 2 甲は、乙から借り受けた鍵を厳重に管理するとともに、乙の承認を受けずに第三者に転貸してはならない。

(施設変更時の連絡)

第12条 乙は、使用施設等の改築、その他の事由により変更を行う場合は、甲に対し事前に連絡するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了の日の1か月前までに、甲、乙のいずれからもこの協定を解除する旨の申し出がないときは、この協定の有効期間終了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

(補則)

第14条 この協定に定めがない事項、この協定に疑義が生じた事項等は、甲、乙が協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が押印の上、各自1通を保有する。

令和3年2月4日

- 甲 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地
東浦町
代表者 東浦町長

- 乙 愛知県知多郡東浦町大字生路字富士塚 20 番地
愛知県立東浦高等学校
代表者 校長

109 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定

(イオンモール株式会社、イオンリテール株式会社)

東浦町（以下「甲」という。）とイオンモール株式会社イオンモール東浦（以下「乙」という。）及びイオンリテール株式会社ジャスコ東浦店（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東浦町で地震等による大規模災害が発生した場合において、被災者に対する応急救助に係る防災活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（防災活動協力の内容）

第2条 甲は、乙及び丙に対し、次の事項について、防災活動協力を要請することができる。

- （1）乙及び丙の店舗において、被災者に対し、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- （2）乙及び丙の店舗において、被災者に対し、テレビ、ラジオ、同報無線等で知り得た災害情報を可能な範囲で提供すること。
- （3）乙の店舗敷地において、被災者に対し、一時的な避難場所を可能な範囲で提供すること。

2 甲、乙及び丙は、前項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

（要請手続き）

第3条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者等）

第4条 前条に掲げる要請を円滑に実施するため、甲、乙及び丙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者を置いた場合又は変更があった場合は、その都度相手方に文書で連絡するものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項に規定する防災活動協力の実施に要した費用は、乙及び丙が負担するものとする。

2 第2条第2項に規定する防災活動協力の実施に要した費用は、甲、乙及び丙が協議して決定するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲、乙及び丙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以後、甲、乙又は丙のいずれかから文書をもって申出がない限り、継続するものとする。

（協議）

第8条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙は記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年7月25日

- 甲 東浦町
代表者 東浦町長

- 乙 イオンモール株式会社
イオンモール東浦
ゼネラルマネージャー

- 丙 イオンリテール株式会社
ジャスコ東浦店
店長

110 災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定

(愛知県行政書士会知多支部)

半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町（以下「甲」という。）と愛知県行政書士会 知多支部（以下「乙」という。）は、知多地域に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において、甲のうち被災者支援を必要とする市町の要請に基づき乙が実施する行政書士業務について、必要な事項を定める。

(要請)

第2条 甲が、災害時に災害対策本部を設置し、行政書士業務の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

(行政書士業務の範囲)

第3条 甲の要請により乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法第1条の2及び第1条の3の業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災者支援相談センターの開設
- (2) 甲への乙の会員の派遣
- (3) その他甲が必要と認める業務

(要請手続等)

第4条 第2条の要請は、別添の災害時協力要請書により行うものとする。ただし、災害時協力要請書をもって要請するいとまがないときは電話等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を提出するものとする。

- 2 乙は、第1項の要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。
- 3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、行政書士業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

(費用負担)

第5条 第3条の行政書士業務で必要となった費用は、乙が負担するものとする。

(相談者の負担)

第6条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わない。

(損害の賠償)

第7条 甲の要請による行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、乙の負担とする。

(協議)

第8条 この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成28年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例に

よる。

この協定を証するため、本書 1 1 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 28 年 2 月 10 日

甲

半田市
市長

阿久比町
町長

常滑市
市長

東浦町
町長

東海市
市長

南知多町
町長

大府市
市長

美浜町
町長

知多市
市長

武豊町
町長

乙

愛知県行政書士会 知多支部
支部長

《様式省略》

111 災害時における被災者等に対する応急対策活動の支援協力に 関する協定（東浦カリモク株式会社、トーエイ株式会社）

東浦町（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東浦町で地震等による大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合における被災者等に対する応急対策活動の支援協力について、必要な事項を定めるものとする。

（応急対策活動の支援協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について、応急対策活動の支援協力を要請することができる。

- （1）乙の事業所等において、被災者等に対し、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- （2）乙の事業所等において、被災者等に対し、テレビ、ラジオ、同報無線等で知り得た災害情報を可能な範囲で提供すること。
- （3）乙の事業所等において、被災者等に対し、一時的な避難場所を可能な範囲で提供すること。
- （4）大津波警報及び津波警報が発令された際は、被災者等に対し、乙の事業所等を津波避難場所として可能な範囲で提供すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

（要請手続き）

第3条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障のない範囲内で積極的に協力するものとする。ただし、緊急を要するときは、自らの判断で応急対策活動の支援協力を実施することができる。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項に規定する応急対策活動の支援協力の実施に要した費用は、乙が負担するものとする。

2 第2条第2項に規定する応急対策活動の支援協力の実施に要した費用は、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以後、甲及び乙のいずれかから文書をもって申出がない限り、継続するものとする。

（協議）

第8条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年4月1日

甲 東浦町 代表者

乙

協定締結先

協定締結者名	所在地	締結日
東浦カリモク株式会社	藤江字南栄町1-14	平成27年4月1日
トーエイ株式会社	藤江字ヤンチャ28-1	平成27年4月1日

112 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定

(町内7石油製品販売業者)

(趣旨)

第1条 東浦町(以下「甲」という。)と(以下「乙」という。)とは、東海地震の警戒宣言発令時及び突発地震時等(以下「災害時」という。)により交通が途絶したため、帰宅することが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者(以下「徒歩帰宅者」という。)を支援するために必要となる徒歩帰宅支援ステーション(以下「支援ステーション」という。)の設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(支援ステーションの設置)

第2条 甲は、乙の所有する次の給油所(以下「給油所」という。)に対してこの協定に基づき、支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 前項に規定する給油所は、支援ステーションの設置に賛同する給油所であり、第3条に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な給油所とする。

(支援の内容)

第3条 甲は、乙に対し、災害時に次の事項について、支援ステーションとしての協力を要請するものとする。

(1) 乙の給油所において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供

(2) 乙の給油所において、徒歩帰宅者に対し、ラジオ等のメディアを通じた情報及び甲から提供を受けた地図等による帰宅可能な道路に関する情報の提供

(支援の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、支援を実施することができる。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第5条 支援ステーションは、広く住民へ取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する支援ステーション・ステッカーを掲出するものとする。

2 給油所へ掲出中の支援ステーション・ステッカーが劣化した場合の取扱い、定期更新の方法等、支援ステーション・ステッカーの継続的な供給方法及び運用については、別途、協議するものとする。

(経費の負担)

第6条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、乙が負担するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各 1 通を保管する。

平成 18 年 1 月 17 日

甲 東浦町
 代表者 東浦町長

乙

協定書締結先

相手方	所在地	備考
浜島興業株式会社	東浦町大字森岡字上山之上 65 番地	
有限会社水野石油店	東浦町大字森岡字取手 66 番地	森岡給油所（森岡字取手 66 番地） 緒川給油所（緒川字三角 14 番地の 1）
新山カ石油株式会社	東浦町大字緒川字上家左川 125 番地の 6	東浦緒川給油所（緒川字上家左川 125 番地の 6） 生路給油所（生路字生片山 52 番地の 3）
泉石油株式会社	刈谷市南桜町 1 丁目 25 番地	きらきらプラザ給油所（緒川字辰新田 32 番地の 1）
有限会社笠松石油店	東浦町大字緒川字平成 100 番地	
山石石油株式会社	東浦町大字石浜字岐路 57 番地の 1	
原田油店	東浦町大字生路字門田 101 番地の 1	

113 愛知県震度情報ネットワークシステムの管理・運営に関する覚書

(愛知県)

(目的)

- 1 この覚書は、愛知県（以下「甲」という。）が整備する愛知県震度情報ネットワークシステムのうち、東浦町役場に設置する施設（計測震度及びその付属施設）の管理並びに甲と東浦町（以下「乙」という。）とのシステムの運営に関する必要な事項について定めるものとする。

(施設の管理・運営)

- 2 この施設の管理は甲が行うものとする。
また、乙は、甲がこの施設を用いて行う震度の観測に協力するものとし、施設の保全に努めるものとする。
- 3 乙は、施設の周囲で工事等の観測に障害のある恐れのある行為を行うときは、事前に甲に連絡するものとする。
- 4 甲の事情によりこの施設を移設する場合は、事前に乙の了解を得るものとし、乙の事情によりこの施設を移設する場合は、事前に甲の了解を得るものとする。

(情報の取扱い)

- 5 この施設から得た情報は甲に帰属するものとする。
- 6 乙は、この施設から得られる全ての情報を利用することができるものとする。
ただし、施設からの分岐工事を要する場合は、事前に甲に連絡するものとする。
- 7 甲は、愛知県震度情報ネットワークシステムの震度情報をすみやかに乙に提供するものとする。

(経費の負担)

- 8 この施設の設置、改良及び修繕に要する費用は、甲の負担とする。
ただし、乙が行う施設からの分岐工事に要する費用は、乙の負担とする。
- 9 この施設の運営に要する電気料及び消耗品の費用は、乙の負担とする。
- 10 9に要する費用を除く、この施設の管理・運営及び保守に要する費用は、甲の負担とする。
- 11 この施設の情報の伝達に要する費用は、電話回線の設置者の負担とする。
- 12 この施設の移設に要する費用は、甲の事情による移設は甲の負担、乙の事情による移設は乙の負担とする。

(その他)

- 13 甲は、この施設の設置及び運営にあたり、乙の行う事業等の円滑な遂行を妨げないよう努めるものとする。
- 14 この覚書にない事項及びこの覚書に関して疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、別に決定する。
- 15 この覚書の開始は、締結の日とし、終了は、甲、乙協議の上、決定した日とする。
この覚書の証として、本書2通を作成し、それぞれ1通を保管するものとする。

平成8年12月27日

甲 愛知県
代表者 愛知県知事
乙 東浦町
代表者 東浦町長

114 同報無線設備遠隔制御装置に関する協定（知多中部広域事務組合）

東浦町（以下「甲」という。）と知多中部広域事務組合（以下「乙」という。）は、同報無線設備遠隔制御装置（以下「遠隔制御装置」という。）の設置及び運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、火災、地震その他の災害情報（以下「災害情報等」という。）を住民に迅速かつ正確に伝達するため、甲は乙の所管する施設に遠隔制御装置を設置し、乙がこれを運用するための必要な事項を定めるものとする。

（設置場所）

第2条 遠隔制御装置は、次の場所に設置する。

住 所	東浦町大字石浜字中央8番地の1
施設名	半田消防署東浦支署

（業務）

第3条 乙は、町内において建物火災が発生した場合は速やかにその内容を遠隔制御装置を用いて放送するものとする。

2 甲の業務時間外（平日の午後5時15分から翌日の午前8時30分まで、及び東浦町の休日定める条例に規定する休日）に、次に定める災害情報等の連絡があった場合は、速やかにその内容を遠隔制御装置を用いて放送するものとする。ただし、甲が非常配備の体制を敷いている場合を除く。

- (1) 東海地震観測情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報並びに警戒宣言
- (2) 「伊勢・三河湾」津波予報区に発表された津波及び大津波の津波警報
- (3) 小学校児童及び中学校生徒の緊急下校及び自宅待機並びに保育園児の緊急降園及び自宅待機に関することで、甲が要請した場合
- (4) その他災害に関し緊急を要することで、甲が要請した場合

（経費の負担）

第4条 遠隔制御装置の設置、保守及び維持管理に係る経費は、全て甲の負担とする。

（協定の有効期間）

第5条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以後、甲、乙いずれかから文書をもって申出がない限り、継続するものとする。

（雑則）

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に際し疑義が生じた事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

平成17年4月1日

甲 東浦町
代表者 東浦町長

乙 知多中部広域事務組合
管理者

115 災害時の放送等伝達に関する協定

(知多メディアネットワーク株式会社)

(趣旨)

第1条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、東浦町（以下「甲」という。）が、知多メディアネットワーク株式会社（以下「乙」という。）に放送等伝達の依頼をするときの手続きを定めるものとする。

(放送等伝達の依頼)

第2条 甲は、災害の発生の抑制又は応急対策を実施する上で、乙の放送等の伝達手段が、有効なものと判断する場合に、乙に対し放送等伝達の依頼をするものとする。

2 乙は、甲に対し前項の放送等伝達に必要な資料の提供を求めることができる。

(依頼の手続き)

第3条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送等伝達の依頼をするものとする。

- (1) 放送等伝達の内容
- (2) 希望する放送等伝達の日時
- (3) その他必要な事項

(放送等伝達の実施)

第4条 乙は甲から依頼された事項に関し、自主判断に基づき、形式、内容及び時刻を決定して放送等により伝達するものとする。

(連絡責任者等)

第5条 第3条に掲げる放送等伝達依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

(契約期間)

第6条 この協定の期間は1年間とし、平成16年11月14日から適用する。

2 この協定は、甲乙双方に意義がない場合には、1年を単位として毎年自動的に継続するものとする。

(雑則)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

平成16年11月14日

甲 東浦町
代表者 東浦町長

乙 知多メディアネットワーク株式会社
代表取締役

116 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）

東浦町（以下「甲」という。）及びヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、東浦町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が東浦町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、甲及び乙の両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- （1）乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- （2）甲が、東浦町内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （3）甲が、東浦町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （4）甲が、災害発生時の東浦町内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （5）甲が、東浦町内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （6）乙が、乙の提供するブログサービスにおいて甲が運営するブログ（以下「災害ブログ」という。）にアクセスするためのウェブリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
- （7）甲が、東浦町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法

及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年12月22日

(甲) 東浦町
東浦町長

(乙) ヤフー株式会社
代表取締役

117 アマチュア無線による災害時の情報収集等に関する協定

(東浦アマチュア無線クラブ)

東浦町（以下「甲」という。）と東浦アマチュア無線クラブ（東浦災害救援通信協力会）（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）における災害情報の収集、報告及び伝達（以下「災害情報通信」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が行う災害情報通信に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害の定義）

第2条 この協定における災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力活動の性格）

第3条 第1条における乙が行う協力は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に規定する非常通信の範囲内で行うアマチュア無線通信で、ボランティア精神に基づく活動とする。

（協力要請等）

第4条 甲は、災害時において、災害情報通信に関し、乙の協力が必要であると認めたときは、乙に協力を要請する。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲の災害情報通信に協力する。

3 乙は、災害情報通信を行うときは、東浦町災害対策本部と連携して活動する。

（構成員）

第5条 この協定の情報の収集伝達は、乙の構成員（以下「構成員」という。）が行うものとする。但し、町内開局中のアマチュア無線局の協力申出が有り、乙が認めた場合、乙の臨時構成員として活動できるものとする。

2 乙は、この協定による業務を行う構成員について、名簿を作成し、甲に提出するものとし、内容に変更があったときは改訂版を提出する。

（無線局の開設）

第6条 甲は、乙がこの協定による業務を行うためアマチュア無線局を開設する場合には、施設の提供及び必要な資機材等について、調整を図るものとする。

（情報の収集伝達の共同訓練の実施）

第7条 甲と乙は、災害時における情報の収集伝達を迅速かつ的確に行うため、共同訓練を適宜行うものとする。

（疑義）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上各自1通を保有する。

令和3年11月8日

- 甲 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20
東浦町
代表者 東浦町長

- 乙 愛知県知多郡東浦町大字森岡字祖母懐 6-82
東浦アマチュア無線クラブ
会 長

118 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

(西日本電信電話株式会社名古屋支店)

東浦町（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社名古屋支店（以下「乙」という。）は、災害発生時に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用に関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、災害発生時において、甲乙協力の下、被災者若しくは帰宅困難者等（以下「被災者等」という。）の通信を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、地震及び風水害等の発生により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

(通信機器の管理)

第3条 甲は、本覚書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

(屋内設備の管理及び破損)

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線や引き込み線等（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 乙が設置する屋内配線や引き込み線等の設備が、甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、一切を甲が負担するものとする。ただし、当該破損が乙の故意又は過失に基づく場合は、乙が負担するものとする。

(特設公衆電話の設置)

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報については「特設公衆電話設置一覧（東浦町）」（別紙1）を作成し甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を「情報管理責任者（変更）通知書」（別紙2）をもって相互に通知することとする。

(特設公衆電話設置場所の閉鎖、移転等)

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

(定期試験の実施)

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、「特設公衆電話 定期試験仕様書」（別紙3）に定める接続試験を実施することとする。

定期試験については、避難所開設訓練等での利用により接続確認とすることができる。

利用方法として、接続は東浦町内の固定電話への接続とし、携帯電話及び国際通話への接続はしないこととする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の利用開始)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については、甲乙協議の上乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、後日、甲は乙に対し利用開始の連絡を行うこととする。

(特設公衆電話の利用開始案内)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲は、速やかに特設公衆電話を撤去し、後日、乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第12条 乙は、災害発生時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のウェブサイト上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験並びに第9条に規定する利用を除き、特設公衆電話を利用してはならない。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、甲乙協議の上、抜本的な措置を講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(表明保証)

第14条 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

(1) 甲又は乙の役員等が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。)であること

(2) 甲又は乙の行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること

(3) 甲又は乙の行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること

- (4) 甲又は乙が暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
- (5) 本覚書の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること
- 2 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本覚書を解除することができる。
- (1) 前項に違反したとき
- (2) 自ら次に掲げる行為をし、又は第三者をして次に掲げる行為をさせたとき
- ア 相手方に対する暴力的な要求行為
- イ 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
- ウ 相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為
- エ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- オ その他前各号に準ずる行為
- 3 甲及び乙は、前項の規定により本覚書を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとする。
- (協議事項)
- 第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。
- (有効期限)
- 第16条 本覚書は、乙が設置する屋内配線や引き込み線等の設備引渡し完了日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が相手方に対して文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成30年7月1日

甲 愛知県東浦町
東浦町長

乙 西日本電信電話株式会社 名古屋支店
取締役名古屋支店長

特設公衆電話設置一覧（東浦町）

平成 30 年 7 月 1 日現在

No.	施設名	設置場所※ 1	住所	設置 回線数
1	森岡コミュニティセンター	既設公衆電話付近	森岡字杉之内 15-3	1
2	緒川コミュニティセンター	既設公衆電話付近	緒川字屋敷二区 58-1	1
3	卯ノ里コミュニティセンター	既設公衆電話付近	緒川字雁狭間山 11-8	1
4	石浜コミュニティセンター	西側外壁BOX内	石浜字下庚申坊 61	1
5	生路コミュニティセンター	事務室外コンセント付近	生路字森腰 1-1	1
6	藤江コミュニティセンター	北西MDF付近	藤江字仏 132-1	1
7	北部ふれあいセンター	事務室外受付下付近	森岡字森の里 97	1
8	西部ふれあいセンター	事務室外受付下付近	緒川字東仙台 8-7	1
9	東浦中学校	体育館西側内壁	石浜字障戸 19	4
10	北部中学校	体育館北側外壁	緒川字寿二区 80	4
11	西部中学校	体育館 2 階屋根踊場	緒川字西高根 1-5	4
12	森岡小学校	体育館北側屋外屋根下	森岡字天王西 23	2
13	緒川小学校	体育館北側屋外屋根下	緒川字八幡 7	2
14	卯ノ里小学校	校舎屋上	緒川字雁狭間山 18	2
15	片葩小学校	体育館準備室	石浜字坊ヶ谷 2	2
16	石浜西小学校	体育館準備室	石浜字三ツ池 30	2
17	生路小学校	体育館準備室	生路字傍示松 15	2
18	藤江小学校	体育館南側屋外入口付近	藤江字仏 131	2
19	森岡保育園	遊戯室内	森岡字岡田 74	1
20	森岡西保育園	遊戯室外下駄箱付近	森岡字森の里 84	1
21	緒川保育園	調理室前廊下	緒川字笠松 50-1	1
22	緒川新田保育園	遊戯室内	緒川字肥後原 1-28	1
23	石浜保育園	遊戯室内	石浜字白山 1-3	2
24	石浜西保育園	遊戯室内	石浜字三本松 1-1	1
25	生路保育園	遊戯室内	生路字梨ノ木 62-2	1
26	藤江保育園	2 階遊戯室屋外ベランダ	藤江字仏 131	1
27	緒川新田児童館	遊戯室内	緒川字寿久茂 34	1
28	森岡台集会所	事務室内受付下付近	森岡字下今池 1-132	1
29	相生老人憩の家	炊事場既設公衆電話付近	緒川字相生 41-5	1
30	東ヶ丘集会所	事務室外玄関下駄箱付近	緒川字東仙台 9-2	1
31	東浦葵ノ荘集会所	和室内	緒川字中米田 1-71	1
32	石浜中集会所	事務室内	石浜字白山 1-3	1
33	平池台自治集会所	事務室外受付下付近	石浜字平池上 78-77	1

34	午池自治会集会所	集会所内	石浜字午池 156	1
35	南ヶ丘自治会集会所	事務室内	石浜字南ヶ丘 26-1	1
36	体育館	小体育館入口付近	生路字狭間 80	3
37	勤労福社会館	事務室内MDF付近	石浜字岐路 28-2	2

※1：設置場所とは、特設公衆電話機を接続する電話線モジュージャックの設置場所をいう。

電話端子盤内、MDF（EPS）内にケーブルがまとめて収容されている場合は、所定の位置まで延長し、電話機を接続して使用する。

特記事項：設置回線については、回線設置時において設置場所の状況変化や接地場所変更等があった場合には、回線数の変更若しくは設置できない場合があります。

情報管理責任者（変更）届

平成 30 年 7 月 1 日

西日本電信電話株式会社名古屋支店
取締役支店長 様

東浦町長

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」第 5 条に基づき情報管理責任者（正）及び（副）
を下記のとおり報告します。

記

施設名	情報管理責任者氏名	連絡先電話番号
全施設	（正）防災担当課長	Tel 0562-83-3111
	（副）防災担当係長	FAX 0562-83-9756 E-mail bosai@town.aichi-higashiura.lg.jp

情報管理責任者（変更）通知書

平成 30 年 7 月 1 日

東浦町長 様

西日本電信電話株式会社名古屋支店
取締役支店長

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」第 5 条に基づき情報管理責任者（正）及び（副）
を下記のとおり報告します。

記

施設名	情報管理責任者氏名	連絡先電話番号
全施設	（正）防災対策担当課長	Tel 052-291-2225
	（副）防災対策担当係長	FAX 052-262-9057 E-mail Nagoya_saitai@west.ntt.co.jp

特設公衆電話 定期試験仕様書

試験名	実施手順
1 西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）による回線試験	① NTT西日本から特設公衆電話の電気通信回線（モジュージャックまで）の回線試験を実施します。 ② 回線に異常が確認された場合は、NTT西日本が修理を実施します。
2 東浦町による通話試験	① 各避難所にて、モジュージャックに電話機を接続し、東浦町内の部署等に電話をかけ、正常に接続ができるかの確認を実施します。 ② 通話ができない、または雑音が入る等、異常が確認された場合は、NTT西日本故障受付部門（113）へ連絡します。

119 災害時等における霊柩自動車輸送の協力に関する協定

(社団法人全国霊柩自動車協会)

東浦町（以下「甲」という。）と社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）とは、甲の地域内で地震、風水害その他の災害が発生したとき、又は武力攻撃による災害が発生したとき（以下「災害時等」という。）において、甲が東浦町災害対策本部又は東浦町国民保護対策本部（以下「対策本部等」という。）を設置した場合における霊柩自動車による輸送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時等に対策本部等を設置した場合において、多数の死者が発生した場合における霊柩自動車による輸送等について、甲が乙に協力を要請できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

(要請の内容)

第2条 甲が乙に要請する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 遺体の搬送及び搬送に必要な資機材の提供
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に甲から要請があり、乙が応じられる事項

(要請手続)

第3条 前条の規定による甲の要請は、対策本部等が行う。

2 甲が乙に前条の規定による協力を要請する場合は、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって連絡するものとし、事後速やかに災害時等における霊柩自動車輸送の協力要請書(様式1)を乙に提出するものとする。

- (1) 要請する理由
- (2) 要請する霊柩自動車の台数
- (3) 必要な資機材名
- (4) 参集場所
- (5) 協力要請期間
- (5) その他必要な事項

(要請に基づく措置)

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、第2条の規定による協力を実施するものとする。

2 乙は、第2条の規定による協力の実施に当たり、優先的に霊柩自動車及び資機材等を確保し、迅速に対応するものとする。

(報告)

第5条 乙は、第2条の規定による協力を実施したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告し、事後速やかに災害時等における霊柩自動車輸送の協力実施報告書(様式2)を甲に提出するものとする。

- (1) 霊柩自動車の台数
- (2) 搬送回数及び遺体搬送数
- (3) 総走行距離
- (4) 従事者数
- (5) 履行の期間
- (6) 使用した資機材・消耗品等

(7) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 第2条の規定による協力に要した経費は、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 前条の経費について、乙は乙の会員の協力実績を集計し、積算根拠を添えて甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害時等の発生直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく基準額を参考として、甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、第2条の規定による協力が実施できるよう、乙の中部支部連合会及び各支部その他乙の組織の広域応援体制及び情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、第2条の規定による協力の円滑な実施を図るため、それぞれ連絡責任者を置く。

2 連絡責任者は、甲にあつては東浦町総務部防災交通課長、乙にあつては社団法人全国霊柩自動車協会愛知県支部長とする。

(会員の名簿)

第12条 乙は、第2条の規定による協力を実施するため、乙の愛知県支部会員名簿を甲に届け出るものとする。

(協力の活動拠点)

第13条 第2条の規定による協力を実施する場合の乙の活動拠点は、対策本部等の指示する場所とする。

(災害時等の情報提供)

第14条 乙は、第2条の規定による協力を実施中に現認した災害情報を、積極的に甲に提供しよう努めるものとする。

(職員の同乗等)

第15条 甲は、必要に応じ、乙の搬送車両に甲の職員を同乗させることができるものとする。

2 乙は、搬送業務を実施しようとするときは、必要に応じ、甲に甲の職員の同乗を要請することができるものとする。

(通知)

第16条 甲は、災害時等において乙の円滑な協力が実施できるよう、要請内容に関して重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとする。

(協定実施の円滑化)

第17条 甲及び乙は、協定に基づく協力が円滑に行われるよう、また協定の実効性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。

(協定の有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の2月前までに甲又は乙から書面による解除の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ各自

1 通を保有する。

平成 19 年 4 月 1 日

- 甲 東浦町
代表者 東浦町長

- 乙 社団法人 全国霊柩自動車協会
会長

120 災害時における緊急物資輸送等に関する協定（ヤマト運輸株式会社）

東浦町（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援・支援物資の避難所等への配送（以下「緊急輸送」という。）等の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害」という。）において、甲が乙に対して要請する緊急輸送等の支援協力に関し、その手続等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができ、乙は、甲の要請に可能な限り、対応するように努めるものとする。

- （1）甲が管理する備蓄品等の避難所への配送
- （2）甲が管理する物資集積拠点等から避難所への配送
- （3）前2号に掲げるもののほか、甲及び乙が本協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの

（要請手続き）

第3条 前条に規定する甲の要請は、「緊急物資輸送等に関する要請書」（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに「緊急物資輸送等に関する要請書」を提出するものとする。

（協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障のない範囲内で積極的に協力するものとする。

2 乙は、前条の要請により実施した協力内容について、「緊急物資輸送等に関する実績報告書」（様式第2号）により速やかに甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請により乙が協力に要した費用は、災害発生直前における次の価格を基準とし、甲と乙が協議の上決定し、甲が負担するものとする。

- （1）輸送費用については、実勢相場相当又は国土交通省届出料金
- （2）資機材の使用料については、時価相場相当
- （3）荷役作業の人件費については、日当費相当

（費用の支払い）

第6条 前条に定める費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第7条 甲と乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後、「緊急物資輸送等に関する担当者連絡票」（様式第3号）により速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合はその都度相手方に報告するものとする。

（免除）

第8条 乙が被災した場合、甲及び乙は協議の上、被害の程度に応じ第2条に規定する事項の一部又は全部を免除できるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年2月24日

(甲) 東浦町
東浦町長

(乙) ヤマト運輸株式会社
名古屋主管支店長

《様式省略》

121 災害時における自動車等の提供に関する協定

(株式会社ナンバーワン)

東浦町（以下「甲」という。）と株式会社ナンバーワン（以下「乙」という。）は次の条項により、地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における自動車等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時に相互に協力して住民生活の早期安定を図るため、乗用自動車、貨物自動車、マイクロバス等（以下「自動車等」という。）の提供に関する事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時に、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し自動車等の提供を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、協力するものとする。

(要請手続等)

第3条 前条の要請は、様式第1号により、自動車等の種類、台数、提供期間及び場所を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(業務の内容)

第4条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、災害応急対策実施のために必要な自動車等の提供とする。なお、甲は、乙から自動車等の提供を受けるときは、当該自動車等を運転する者の運転免許証を乙に提示するものとする。

(業務報告)

第5条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに様式第2号によりその状況を報告する。ただし、特別の事情により、文書で報告することができないときは、電話又は口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 第4条の規定により、乙が実施した業務に要した費用については、甲が負担するものとし、その費用の額については、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して決定する。

2 甲は、前項で決定した費用について、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第8条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以後、甲及び乙のいずれかから文書をもって申出がない限り、継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成27年7月1日

甲 東浦町
代表者 東浦町長

乙 株式会社ナンバーワン
代表取締役社長

《様式省略》

122 災害時における廃棄物の処理等に関する協定

(一般社団法人愛知県産業廃棄物協会)

東浦町（以下「甲」という。）と一般社団法人愛知県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、地震、水害等の大規模災害が発生したとき（以下「災害時」という。）における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、東浦町内において、災害時に生じた廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 大規模災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。
- (2) 災害廃棄物 がれき（災害時に損壊又は焼失した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物）、災害時に一時的に大量に発生する生活ごみ及び粗大ごみ（廃家具類、廃家電製品等）並びに適正処理困難物（アスベストを含有する廃棄物、ポリ塩化ビフェニル廃棄物、消火器等適正処理が困難な廃棄物）をいう。
- (3) 災害廃棄物処理 災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別及び処分のことをいう。

(協力要請)

第3条 甲は、災害時に、乙に対して災害廃棄物処理について協力を要請することができるものとする。

- 2 甲が乙に対して行う協力要請は、様式第1号により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に対して要請し、その後、速やかに様式第1号を提出するものとする。

(情報提供等)

第4条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、適宜、乙に町内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

- 2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物処理が図られるように、乙の会員等における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。
- 3 乙は、災害廃棄物処理が円滑に行われるように、災害時に出勤可能な乙の会員等が保有する要員、車両、資機材等の数量を把握し、予め甲に報告するものとする。

(災害廃棄物処理の実施)

第5条 乙は、第3条の要請を受けたときは、必要な要員、車両、資機材等を調達し、甲の指示に従い、可能な限り災害廃棄物処理を実施するものとする。

- 2 乙は、災害廃棄物処理を実施したときは、様式第2号により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第6条 第3条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物処理に要した費用は、甲及び乙が協議の上決定し、甲が負担するものとする。

(協定の優先)

第7条 甲が、災害廃棄物の処理に関し、別に乙以外の者と個別に締結した協定等がある場

合は、この協定の規定にかかわらず、個別の協定等の規定を適用するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力が発生するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年12月1日

甲 東浦町
代表者 東浦町長

乙 一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会
代表者 会 長

《様式省略》

123 災害時における廃棄物の処理等に関する協定

(トーエイ株式会社・オオブユニティ株式会社)

東浦町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、地震、水害等の大規模災害が発生したとき（以下「災害時」という。）における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、東浦町内において、災害時に生じた廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1)「大規模災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものとする。
- (2)「災害廃棄物」とは、がれき（災害時に損壊又は焼失した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物）、災害時に一時的に大量発生する生活ごみ及び粗大ごみ（家具、家電製品等）、適正処理困難物（アスベストを含有する廃棄物、消火器等適正処理が困難な廃棄物）並びにし尿・浄化槽汚泥とする。
- (3)「災害廃棄物処理」とは、災害廃棄物の撤去、収集運搬、分別及び処分のことをいう。

(協力要請)

第3条 甲は、災害時における災害廃棄物処理に関し、乙に協力を要請することができるものとする。

- 2 甲は、前項の協力要請に当たっては、災害時における廃棄物の処理等の協力要請書で乙に通知する。ただし、緊急を要する場合は、口頭又はファクシミリで要請し、事後速やかに当該要請書で通知するものとする。

(災害廃棄物処理の実施)

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、甲の指示に従い、災害廃棄物処理を実施するものとする。

- 2 乙は、災害廃棄物処理に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること。
 - (2) 災害廃棄物の再利用及び資源化に配慮し、その分別に努めること。

(情報提供等)

第5条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、適宜、乙に町内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

- 2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物処理が図れるように、出動可能な乙が保有する人員、車両、資機材等の数量を把握し、予め甲に報告するものとする。また、災害時における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。
- 3 乙は、災害廃棄物処理の進捗状況を甲へ報告するものとする。

(実施報告)

第6条 乙は、災害廃棄物処理を実施したときは、災害時における廃棄物の処理等の協力実績報告書により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第7条 第3条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物処理に要した費用は、甲及び乙が協議の上決定し、甲が支払うものとする。

(協定の優先)

第8条 甲が、災害廃棄物処理に関し、甲と一般社団法人愛知県産業廃棄物協会が締結する災害時における廃棄物の処理等に関する協定とこの協定が競合する場合には、この協定を優先するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力が発生するものとし、以後、甲、乙いずれかから文書をもって申出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議し定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年4月1日

甲 東浦町
代表者 東浦町長

乙

《様式省略》

協定締結先

協定締結者名	所在地	締結日
トーエイ株式会社	東浦町藤江字ヤンチャ28	平成27年4月1日
オオブユニティ株式会社	大府市北崎町駒場88	平成27年4月1日

124 災害救助に必要な物資の調達に関する協定（町内 10 販売業者）

東浦町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、甲が物資を調達する必要があると認める場合における、甲の乙に対する物資の供給の要請に必要な事項を定めるものとする。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請する時点で乙が調達することが可能な物資とする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他甲が指定する物資

（要請手続き）

第3条 物資の要請は、物資供給要請書（様式第1。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要し、文書によることができない場合は、口頭又はファクシミリで要請し、事後すみやかに要請書を提出するものとする。

（要請に基づく措置）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、直ちに物資の供給を実施するための措置を講ずるものとする。

（引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲の指定する場所で甲、乙の立会いのうえ、実施するものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その実施状況を物資供給実施状況報告書（様式第2）により甲に報告するものとする。

（費用）

第6条 乙が物資の供給に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額は、災害発生前の供給については要請時の、災害発生後の供給については災害発生前のそれぞれ適正な価格を基準として、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以後、甲、乙いずれかから文書をもって申出が無い限り、継続するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東浦町
代表者 東浦町長

乙

《様式省略》

協定締結先

協定締結者名	協定締結日	住所・電話番号	取り扱い品目
イクヂ天心堂薬局	平成15年3月31日	藤江字大坪48-18 83-6069	医薬品
株式会社愛知商会	平成15年3月31日	森岡山ノ神44-1 83-0141	洗濯パック（洗濯用袋及び洗剤のパック）、 プラスチック製水袋（4 ℓ）
たばこや呉服店	平成15年3月31日	生路字門田32 83-2214	衣類、寝具、日用品
有限会社水谷金物店	平成15年3月31日	緒川字下出口2-2 83-2502	簡易トイレ、発電機、防 水シート、土のう袋
ワークマン半田東浦店	平成15年3月31日	藤江字荒子48-4 85-0155	衣類
イオンリテール株式 会社ジャスコ東浦店	平成18年7月25日	緒川字申新田二区 67-8	食糧、物品等（食器類、 日用品等）
マルスフードショッ プ株式会社	平成24年6月1日	石浜字八ツ針1-26	食糧、物品等（食器類、 日用品等）
株式会社スギ薬局	平成30年3月16日	大府市横根町新江 62-1	食糧、物品等（食器類、 日用品、医薬品等）
中部薬品株式会社	平成30年8月1日	岐阜県多治見市高嶺町 4丁目29	食糧、物品等（食器類、 日用品、医薬品等）
株式会社コノミヤ 東海事業本部	令和2年12月1日	名古屋市緑区滝ノ水三 丁目301番地	食糧、物品等（食器類、 日用品、医薬品等）

別表（第2条関係）

物資の範囲

期 間	発 災 後 2 日 まで		発 災 後 3 日 以 降	
想 定	ライフライン停止		徐々に、ライフライン復旧	
食 糧	[調理不要な食品] おにぎり、弁当、 パン、缶詰、飲物、 牛乳、粉ミルク		左欄の〔調理不要な食品〕に加え、 カップ麺、カップ味噌汁、レトルト食品、果物	
			更に、自炊が可能になった場合は、上段の食品に 加え、米、野菜、食肉、魚類、漬物、塩、味噌、 しょう油	
物 品 等	食 器 類	ガス調理器、鍋、釜、やかん、包丁、まな板、茶碗、皿、 コップ、はし、スプーン、ほ乳びん		
	衣類、寝具	普段着、下着、靴下、靴、防寒着（冬季）、毛布、布団		
	日 用 品	洗面具、タオル、おむつ、石けん、洗剤、ちり紙、生理用 品、懐中電灯、マッチ、ライター、乾電池		
	医 薬 品 等	包帯、ガーゼ、救急用ばんそうこう、止血剤、鎮痛剤、消 毒剤、鎮静剤、三角巾		
	燃 料	ガソリン、軽油、灯油、LP ガス		
	そ の 他	簡易トイレ、テント、発電機、防水シート		

125 災害時における石油類燃料の優先供給等に関する協定

(8 石油製品販売業者)

東浦町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における石油類燃料の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙に対して要請する石油類燃料の優先供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（石油類燃料の優先供給）

第2条 甲は、災害時において、乙に対し、次に掲げる車両、施設等に対する石油類燃料の優先供給及び運搬を要請する。

- (1) 甲が所有する車両
- (2) 甲が災害対策上必要と認める車両で、乙に通知したもの
- (3) 甲の庁舎
- (4) 甲が指定した避難所施設及び避難場所
- (5) 甲が所有又は管理する施設
- (6) その他甲が災害対策上必要と認める施設又は場所で、乙に通知したもの

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に優先供給を要請する石油類燃料は、次に掲げるもののうち、要請する時点で乙が供給することが可能なものとする。

- (1) ガソリン
- (2) 軽油
- (3) 灯油
- (4) LPガス
- (5) その他甲が指定するもの

（費用）

第4条 乙が第2条の規定により供給した石油類燃料の対価及び運搬に要する費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額は、災害時直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

（要請方法）

第5条 石油類燃料の供給の要請は、石油類燃料供給要請書（様式第1）（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要し、文書によることができない場合は、口頭又はファクシミリで要請し、事後すみやかに要請書を提出するものとする。

（要請に基づく措置）

第6条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、直ちに石油類燃料の供給を実施するための措置を講ずるものとする。

（引渡し）

第7条 石油類燃料の引渡しは、甲の指定する場所で、甲、乙の立会いの上、実施するものとする。

2 乙は、石油類燃料の供給を実施したときは、その実施状況を石油類燃料供給実施状況報

告書（様式第2）により甲に報告するものとする。

（適正価格での販売）

第8条 乙は、災害時において石油類燃料を適正な価格で販売するよう努めるものとする。

（緊急車両の表示）

第9条 災害時に石油類燃料の供給を受ける車両は、町の緊急対応車両と分かるように、表示をすることとする。

（協定の有効期間）

第10条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以後、甲、乙いずれかから文書をもって申出がない限り、継続するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上各自1通を保有する。

平成26年 月 日

甲 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20
 東浦町
 代表者 東浦町長

乙

《様式省略》

協定締結先

協定締結者名	協定締結日	住所・電話番号
新山カ石油株式会社	平成26年12月1日	緒川字上家左川125-6 TEL83-4175
有限会社笠松石油店	平成26年12月1日	緒川字平成100 TEL83-2749
山石建材工業株式会社	平成26年12月1日	石浜字中央13-1 TEL83-4806
原田油店	平成26年12月1日	生路字門田101-1 TEL83-4173
社団法人愛知県エルピーガス協会 中央支部知多北分会	平成26年12月1日	大府市横根町坊主山1-133 TEL46-2147
バロン・パーク株式会社	平成26年12月1日	半田市稲穂町9-1 TEL0569-29-1131
有限会社水野石油店（緒川支店）	平成26年12月1日	東浦町緒川字三角14-1 TEL83-5805
浜島興業株式会社	平成26年12月1日	東浦町森岡字松原75-1 TEL83-2971

126 災害支援協力に関する協定（生活協同組合コープあいち）

東浦町（以下「甲」という。）と生活協同組合コープあいち（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、町民生活の早期安定を図るため、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、かつ、甲の区域に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合又は、甲が特に必要と認める場合に、甲が乙に対して要請を行ったときに発動するものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができるものとし、乙は、要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

なお、緊急時の物資要請等が重なった場合は、愛知県や他の市町村からの要請を踏まえ、甲乙相談の上、調整し進めるものとする。

- （1）食料及び飲料水その他乙が用意することができる応急生活物資の供給
- （2）甲及び乙が用意した応急生活物資の運搬
- （3）啓発活動等の実施
- （4）その他甲が必要と認める事項

（応急生活物資の運搬）

第3条 甲は、乙に対して、応急生活物資の運搬について、その供給者にかかわらず、乙の所有する車両にて行うよう協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定について、乙の連合組織である生活協同組合連合会東海コープ事業連合及び日本生活協同組合連合会と協力・連携し、要請のあった応急生活物資の運搬を実施することができるものとする。

（応急生活物資の運搬に係る車両の運行）

第4条 甲は、乙が甲からの要請に基づいて行う応急生活物資の運搬に際しては、乙が使用する車両について緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（要請手続等）

第5条 甲の乙に対する協力の要請は、甲が別に定める文書をもって行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは電話その他の方法で協力を要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

2 乙は、前項の協力の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、要請により実施した協力内容について、甲に報告するものとする。

（被災した他市町村への応援）

第6条 甲が、被災した他の市町村に対する応急生活物資の供給の応援を行うために、乙に協力の要請を行った場合、乙は、この協定に準じて可能な限り甲に協力をするものとする。

（啓発活動等の実施）

第7条 乙は、災害時に備え、平素から地域住民に対して自らの人的資源及び組織力を活用し、啓発活動、防災訓練等への参加協力を呼びかけるものとする。

2 乙は、甲と協議の上、甲において実施する啓発活動、防災訓練等に協力して取り組むことができるものとする。

（生活物資の安定供給）

第8条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限活用し、事業の継続並びに再開を

もって生活物資の高騰等の防止及び安定供給を図り、町民生活の早期安定に寄与するよう努め、甲はそれに協力するものとする。

(費用負担)

第9条 第2条及び第3条の規定により、乙が供給した応急生活物資の費用及び乙又は乙が指定する者が行った応急生活物資の運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害の発生の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定する。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定の締結後、速やかに別に定める担当者連絡票により相手方に報告するものとし、変更のあった場合はその都度相手方に報告するものとする。

2 甲と乙は、被災地域及び被災者の状況並びに地域の生活物資に関する情報交換を行うものとする。

(災害対策本部への派遣)

第11条 乙は、甲から協力の要請があった場合、甲が設置する災害対策本部に職員を派遣することができるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、本協定書の締結日から平成27年3月31日までとする。

2 有効期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から文書をもって協定終了を通知しない限り、有効期間は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項があるとき又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年5月26日

甲 東浦町
代表者 東浦町長

乙 生活協同組合コープあいち
理事長

127 名古屋市近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時 応急生活物資供給等の協力に関する協定（生活協同組合コー プあいち）

（趣旨）

第1条 この協定は、愛西市、阿久比町、あま市、一宮市、稲沢市、犬山市、岩倉市、大口町、大治町、大府市、尾張旭市、春日井市、蟹江町、刈谷市、北名古屋市、清須市、江南市、小牧市、瀬戸市、武豊町、知多市、津島市、東海市、東郷町、常滑市、飛島村、豊明市、豊田市、豊山町、長久手市、名古屋市、日進市、半田市、東浦町、扶桑町、南知多町、美浜町、みよし市及び弥富市（以下「市町村」という。）において、地震、風水害等による広域的かつ大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、応急生活物資供給を必要とする市町村に迅速かつ円滑に供給が行えるよう必要な事項を定めることを目的とする。

（協定当事者）

第2条 この協定は、市町村（以下「甲」という。）と生活協同組合コープあいち（以下「乙」という。）との間において締結するものとする。

（協力事項の発動）

第3条 この協定に定める協力事項は、甲の全部又は一部が災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に基づく救助の対象となった場合において、甲が乙に対し応急生活物資の供給の要請を行ったときをもって発動する。

2 前項の要請は、災害救助法第2条の規定に基づく救助の対象如何にかかわらず、甲がそれぞれに行うことができるものとする。

第4条 甲は、前条の要請を行う場合には、愛知県を通じて行うものとする。

2 甲は、前条の要請を行うときは、愛知県に対し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第70条第1項の規定に基づく応急措置として、乙に対して応急生活物資の供給の要請を行うよう、求めるものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第5条 乙は、第3条の規定に基づく要請を受けたときは、応急生活物資の供給に係る協力を積極的に努めるものとする。

（応急生活物資の運搬）

第6条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

2 甲は、乙に対し、必要に応じて応急生活物資の運搬の協力を求めることができる。

（費用負担）

第7条 乙が供給した応急生活物資の対価及びその運搬の費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の額は、運搬終了後において、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して決定する。

（その他）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成26年7月22日から施行する。

この協定を証するため本書40通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成26年7月22日

甲	愛西市	愛西市長	阿久比町	阿久比町長
	あま市	あま市長	大口町	大口町長
	一宮市	一宮市長	大治町	大治町長
	稲沢市	稲沢市長	蟹江町	蟹江町長
	犬山市	犬山市長	武豊町	武豊町長
	岩倉市	岩倉市長	飛島村	飛島村長
	大府市	大府市長	東浦町	東浦町長
	尾張旭市	尾張旭市長	扶桑町	扶桑町長
	春日井市	春日井市長	豊山町	豊山町長
	刈谷市	刈谷市長	南知多町	南知多町長
	北名古屋市	北名古屋市長	美浜町	美浜町長
	清須市	清須市長		
	江南市	江南市長		
	小牧市	小牧市長		
	瀬戸市	瀬戸市長		
	知多市	知多市長		
	津島市	津島市長		
	東海市	東海市長		
	東郷町	東郷町長		
	常滑市	常滑市長		
	豊明市	豊明市長		
	豊田市	豊田市長		
	長久手市	長久手市長		
	名古屋市	名古屋市長		
	日進市	日進市長		
	半田市	半田市長		
	みよし市	みよし市長		
	弥富市	弥富市長		

- 乙 愛知県名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀25番地の1
生協法人 生活協同組合コープあいち
理事長

128 災害時における物資の供給協力に関する協定

(セツカートン株式会社)

東浦町（以下「甲」という。）と、セツカートン株式会社（以下「乙」という。）は、東浦町において地震、風水害その他の大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）において、被災者等の支援のために乙の取り扱う物資を甲に対して供給することに関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して要請する物資の優先供給等に関し必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請及び手続)

第2条 甲は、乙に対して前条に定める物資の供給を要請するときは、物資供給要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請することができるものとし、事後に遅滞なく物資供給要請書を提出する。

(物資の品目)

第3条 甲が乙に対して供給を要請することのできる物資は、次の各号に定める段ボール製品とする。

- (1) 簡易ベッド、間仕切り等ダンボール製品
- (2) その他乙の取扱製品

(協力の実施)

第4条 乙は、前2条の規定により甲の要請を受けたときは、通常業務に優先し甲の要請事項を実施するよう努めるものとする。なお、前2条の要請に応じることが困難な場合は、その旨を申し出るとともに、要請のあった物資の供給見込みについて、甲に通知するものとする。

(物資の引渡)

第5条 乙は、第2条により甲が指定した場所に物資を運搬するものとし、甲は、供給された物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定による物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。
- 3 乙は、物資の引渡し終了後、遅滞なく、供給物資の品目、数量等を記載した物資供給完了書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

(費用負担等)

第6条 第2条の規定による要請に基づき物資の供給及び運搬に係る費用は、災害発生の直前における販売価格を基準として、甲と乙が協議の上決定するものとする。

- 2 乙は、物資を供給したときは、甲に対し、速やかに文書により費用を請求する。
- 3 甲は、前項の請求を受けたときは、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(平常時の協力)

第7条 平常時においても、甲が防災訓練を実施するにあたり、協力を要請した場合、乙は業務に支障をきたさない範囲で参加するものとする。

(連絡手段等)

第8条 甲及び乙は、協定締結時及び毎年度当初に、本協定を実行するために必要な連絡手段及び担当者を確認するため、相互に届け出るものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、疑義が生じた事項等は、甲及び乙が協議し、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了の日の30日前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは、この協定の有効期間終了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以降においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年6月1日

甲 東浦町

東浦町長

乙 セッツカートン株式会社

代表取締役社長

《様式省略》

129 災害時等における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定(有限会社 花秀葬祭、株式会社出雲殿、株式会社ジェイエイやすらぎセンター)

東浦町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、東浦町内において災害等が発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東浦町内において、災害時に多数の死者が一時的・集中的に発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の円滑な実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、必要があると認めるときは、乙に対し次の業務について、協力を要請することができるものとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給
- (2) 遺体安置施設等の提供
- (3) 遺体搬送等の役務の提供
- (4) 火葬に至るまでの業務
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

2 棺及び葬祭用品は、次のとおりとする。

- (1) 内張り棺（衣装、納棺セット等を含む。）
- (2) ドライアイス、防腐剤等遺体の安置に必要な用品
- (3) 骨壺その他の必要な用品

（要請手続き）

第3条 前条に規定する甲の要請は、「協力要請書」（様式第1号）をもって行うものとする。

ただし、緊急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに「協力要請書」を提出するものとする。

（協力の実施及び報告）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限り、通常業務に優先して協力し、要請を受けた業務を実施するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けた業務を実施したときは、速やかに「業務実績報告書」（様式第2号）により甲に報告するものとする。ただし、やむを得ない状況により速やかに報告することができないときは、電話又はその他の方法をもって報告し、当該状況の解消後、速やかに「業務実績報告書」を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 前条第1項の規定により実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用は、災害発生直前の適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（守秘義務）

第6条 乙は、この協定に基づく業務において、甲より知り得た個人情報をも本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に漏らしてはならない。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、

協定期間満了日前にこの協定の解除又は変更について、甲又は乙のいずれかから、なんら意思表示がないときは、この協定はさらに1年間延長されるものとし、以後この例による。

(協議)

第8条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年9月21日

甲 東浦町
代表者 東浦町長

乙

《様式省略》

協定締結先

協定締結者名	所在地	締結日
有限会社花秀葬祭	東浦町緒川字上家左川3-6	平成29年9月21日
株式会社出雲殿	豊田市小坂本町2-43-1	平成29年9月21日
株式会社ジェイエイ やすらぎセンター	大府市吉田町六枚畑15	平成29年9月21日

130 災害時における協力に関する協定

(一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会)

東浦町(以下「甲」という。)と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会(以下「乙」という。)は災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲において地震、風水害その他災害の発生により、甲に災害対策本部が設置される災害時(以下「災害時」という。)に多数の死者及び被災者が一時的または集中的に発生する場合の迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な手続き等について定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体を安置する施設(葬儀式場等)の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- (4) 帰宅困難者に対する避難場所の提供(結婚式場等)
- (5) 甲が設置した一時避難所及び、乙が提供する避難場所における、被災者に対する炊き出しや継続的な食事等(弁当等)の提供
- (6) その他甲の要請により乙が応じられる事項

(要請手続)

第3条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害協力要請書(第1号様式)を乙に送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名及び担当者氏名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請の内容
- (4) 協力を要請する期間
- (5) その他要請に必要な事項

(協力の方法)

第4条 乙は前条による甲の要請があった場合、乙のできる範囲において、甲の指示に従い、第2条各号の協力を行うものとする。

(報告)

第5条 乙は、第2条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を災害時要請業務実施報告書(第2号様式)をもって甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
- (2) 遺体を安置した施設(葬儀式場等)の使用した部屋の数及び使用した日数
- (3) 避難所に供給した食事等の数量
- (4) 生活支援等の各種サービスの内容
- (5) その他甲が乙に指示した事項

(経費の負担)

第6条 甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その経費は当該要請を行った遺族等に請求する。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合は、1か月以内に乙が指定する支払先に支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては防災交通課長又は災害対策本部長の指名する者を、乙にあっては一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会中部ブロック長を当該責任者とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、この協定に基づく業務において、甲より知り得た情報を本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に漏らしてはならない。

(通知)

第14条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年3月までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による変更又は解約の申し出がないときは、本協定を1年間更新し、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年3月1日

甲 東浦町
代表者 東浦町長

乙 一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
代表者 会長

《様式省略》

131 災害時における家屋被害認定業務に関する協定書 (公益社団法人愛知県建築士事務所協会他3社)

東浦町（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県建築士事務所協会、公益社団法人愛知県建築士会、愛知県土地家屋調査士会及び公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定業務の迅速かつ円滑な実施に向けて、愛知県と乙が締結した「災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定書」第3条に基づき、次のとおり協定を締結する。

(被害認定業務への協力)

第1条 甲は、甲の地域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に実施する家屋の被害認定業務（以下「業務」という。）について、乙の協力が必要と認めるときは、愛知県又は乙に対して応援を要請することができる。

2 乙は、愛知県又は甲から応援要請があった場合には、乙の会員を甲に派遣し、甲が実施する業務に協力する。

(業務の内容)

第2条 第1条第2項の規定により乙が行う業務の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 災害に係る住家の被害認定基準（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び内閣府の定める運用指針に基づき、甲の職員と連携して被害認定調査を行うこと。または調査の補助及び助言を行うこと。

(2) その他、甲と乙との間で個別に協議の上決定した業務を行うこと。

(応援要請等の手続)

第3条 甲が愛知県又は乙に応援要請するときは、書面（様式第1号）によるものとする。

ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

(費用の負担)

第4条 甲は、第2条に規定する業務を行ったことにより発生した乙の人件費、交通費等の費用を負担する。

甲が負担する費用の額は、別記「費用負担額積算基準」のとおりとする。ただし、特段の事情等により、甲乙双方の合意に基づく場合はこの限りでない。

(秘密の保持)

第5条 乙及び乙の会員は、業務により知り得た甲の秘密や被害認定調査対象者の個人情報等の秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も、また同様とする。

(従事者の災害補償)

第6条 乙は、業務に従事した乙の会員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

(定めのない事項等の処理)

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（甲の条例、規則等を含む。）に定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何ら意思表示がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書5通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年 5月 29日

甲 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地
東浦町長 神谷 明彦

乙 名古屋市中区錦一丁目18番24号
公益社団法人愛知県建築士事務所協会
会 長 松岡 由紀夫

名古屋市中区栄二丁目10番19号
公益社団法人愛知建築士会
会 長 柳澤 講次

名古屋市西区新道一丁目2番25号
愛知県土地家屋調査士会
会 長 伊藤 直樹

名古屋市中区栄四丁目3番26号

公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会

会 長 安 田 商 基

別記「費用負担額積算基準」(第4条関係)

甲が負担する費用については、以下の積算基準により決定する。

(積算基準)

費用負担額 = (派遣人員数 × 派遣日数) × 業務従事単価※ (交通費及び事務的経費等を含む)

※業務従事単価は、被害認定業務の専門性等の性質を踏まえ、国土交通省が毎年定める設計業務委託等技術者単価のうち、「測量補助員」の基準日額とする。

132 地震災害時の応急対策活動の支援協力に関する協定

(公益社団法人愛知建築士会)

東浦町（以下「甲」という。）と公益社団法人 愛知建築士会（以下「乙」という。）は、地震災害時における応急対策活動の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、知多地域5市5町で統一した内容とし、地震災害が東浦町内で発生した場合に、甲が乙の半田支部（以下「丙」という。）の支援協力を得て行う被災建築物に対する応急対策活動について、必要な事項を定めるものとする。

(支援協力を要請する応急対策活動)

第2条 この協定により、甲が丙に支援協力を要請する応急対策活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 甲が別に指定する避難施設及び防災上重要な施設への応急危険度判定士による安全確認
- (2) 震度6弱以上での応急危険度判定士の自動参集及び住宅等の応急危険度判定
- (3) 建築物の復旧に関する相談業務

(安全確認の基準等)

第3条 安全確認の基準は、「応急危険度判定士業務マニュアル」の基準により行う。

2 安全確認は、「愛知県被災建築物応急危険度判定士登録要綱」第4条の規定に基づき登録された応急危険度判定士が、前項の基準に従い行うものとする。

(支援協力の要請)

第4条 甲は、丙の支援が必要と認めるときは、丙に対し次に掲げる事項を明らかにし、支援協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 安全確認、応急危険度判定及び建築物の復旧に関する相談業務の実施内容
- (3) その他必要な事項

2 前項の規定による要請は、別に定める様式により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により要請し、事後において当該様式を提出するものとする。

(支援協力要請の発動)

第5条 東浦町内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、丙は甲から支援協力の要請があったものとみなし、支援協力を行うものとする。また、震度5強以下の地震が発生した場合であっても、甲の要請があったときは、支援協力を行うものとする。

(安全確認の報告)

第6条 丙は応急危険度判定士による安全確認を行ったときは、施設管理者等に対し確認結果を報告するものとする。

(補償等)

第7条 甲は、第2条の規定による支援協力に対し必要な補償を行う。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか、必要事項について甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協定期間及び更新)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、

期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は協定内容の変更の申し出がないときは、協定の期間を1年間更新するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年 2月21日

甲 東浦町長

乙 公益社団法人 愛知建築士会
会長

133 地震災害時の応急対策活動の支援協力に関する協定

(公益社団法人愛知県建築士事務所協会)

東浦町（以下「甲」という。）と公益社団法人 愛知県建築士事務所協会（以下「乙」という。）は、地震災害時における応急対策活動の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、知多地域5市5町で統一した内容とし、地震災害が東浦町内で発生した場合に、甲が乙の知多支部（以下「丙」という。）の支援協力を得て行う被災建築物に対する応急対策活動について、必要な事項を定めるものとする。

(支援協力を要請する応急対策活動)

第2条 この協定により、甲が丙に支援協力を要請する応急対策活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 甲が別に指定する避難施設及び防災上重要な施設への応急危険度判定士による安全確認
- (2) 震度6弱以上での応急危険度判定士の自動参集及び住宅等の応急危険度判定
- (3) 建築物の復旧に関する相談業務

(安全確認の基準等)

第3条 安全確認の基準は、「応急危険度判定士業務マニュアル」の基準により行う。

2 安全確認は、「愛知県被災建築物応急危険度判定士登録要綱」第4条の規定に基づき登録された応急危険度判定士が、前項の基準に従い行うものとする。

(支援協力の要請)

第4条 甲は、丙の支援が必要と認めるときは、丙に対し次に掲げる事項を明らかにし、支援協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 安全確認、応急危険度判定及び建築物の復旧に関する相談業務の実施内容
- (3) その他必要な事項

2 前項の規定による要請は、別に定める様式により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により要請し、事後において当該様式を提出するものとする。

(支援協力要請の発動)

第5条 東浦町内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、丙は甲から支援協力の要請があったものとみなし、支援協力を行うものとする。また、震度5強以下の地震が発生した場合であっても、甲の要請があったときは、支援協力を行うものとする。

(安全確認の報告)

第6条 丙は応急危険度判定士による安全確認を行ったときは、施設管理者等に対し確認結果を報告するものとする。

(補償等)

第7条 甲は、第2条の規定による支援協力に対し必要な補償を行う。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか、必要事項について甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協定期間及び更新)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、

期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は協定内容の変更の申し出がないときは、協定の期間を1年間更新するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年 2月21日

甲 東浦町長

乙 公益社団法人 愛知県建築士事務所協会
会長

134 災害時の応急対策の協力に関する基本協定

(社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会)

東浦町(以下「甲」という。)と社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「乙」という。)とは、災害の予防並びに災害時の応急復旧及びその他応急処置(以下「応急対策」という。)の協力に関する基本協定を、次のとおり定める。

(目的)

第1条 この協定は、東浦町地域防災計画に基づき、東浦町の地域における応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項に定めるものをいう。

2 その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力を必要であると認めた場合。

(協力要請)

第3条 甲及び乙は、あらかじめ応急対策業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(1) 甲の連絡担当者 東浦町総務部防災交通課長

(2) 乙の連絡担当者 知多統轄支所長

(応急対策等の内容)

第4条 応急対策の内容は次のとおりとする。

(1) 東浦町管理の公共施設等の被災状況調査

(2) 東浦町管理の公共施設被災等の応急対策及び災害復旧のための筆界点情報の収集若しくは復元

(3) 登記、境界関係相談所の開設

(4) 平常時における東浦町管理の公共施設等の筆界に関する災害予防対策の策定等

(5) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応急対策業務

(協力要請の方法)

第5条 甲は、乙に応援の要請を行うに当たっては応急対策の内容、日時、場所、その他必要事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を付するものとする。

(協力)

第6条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員するものとする。ただし、乙の社員のみで対応できないときは、甲乙協議の上、乙と協定している中部ブロック各県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員を動員するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙の社員が応急対策業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(名簿等の提出)

第8条 乙は、毎年1回次の書類を甲に提出するものとする。

(1) 応急対策業務に関する乙の組織図

- (2) 応急対策業務に関する連絡担当者
- (3) 応急対策業務に従事できる社員名簿
- (4) その他、必要と認められる事項
(人道的支援)

第9条 乙は災害発生時に、乙の社員や乙と協定している中部ブロック各県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員に対し、被災者に対する人道的支援をするよう呼びかけるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、この効力は継続する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年6月1日

甲 東浦町長

乙 社団法人 愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長

135 災害時における応援出動に関する協定（町内 20 土木等業者）

東浦町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、甲の地域内で大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が東浦町地域防災計画に基づいて行う応急活動に関する応援出動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において甲が応急活動を必要と判断した場合、乙に対する応援出動の要請について、必要な事項を定めるものとする。

（応援出動）

第2条 甲が乙に要請する応援出動は、要請する時点で乙が出動することが可能な建設機械及び作業員（以下「建設機械等」という。）とする。

（要請手続）

第3条 甲は、乙に対し建設機械等の応援出動を要請するときは、出動要請書（様式1。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要し、文書によることができない場合は、口頭又はファクシミリで要請し、事後速やかに要請書を送付するものとする。

（要請に基づく措置）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な限り応諾するものとする。

2 応援出動に当たり、乙は優先的に建設機械等の確保を行い、迅速に対応できる体制の確立を図るものとする。

（報告）

第5条 乙は、応援出動した場合は、速やかに甲に対しその実施状況を応援出動報告書（様式2）により報告するものとする。

（費用）

第6条 乙が応援出動に要した費用は、甲、乙協議のうえ定める料金とし、乙の請求に基づき甲が支払うものとする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以後、甲、乙いずれかから文書をもって申出がない限り、継続するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成22年9月1日

甲 東浦町
代表者 東浦町長

乙

協定締結先

会 社 名 等	住 所	電 話 番 号
株式会社ヒューテック	東浦町大字藤江字柳牛28-1	TEL 83-4184 FAX 83-9134
有限会社鈴木組	東浦町大字藤江字山敷101-2	TEL 83-2403 FAX 84-0278
衣浦水道工事株式会社	東浦町大字藤江字上廻間150-4	TEL 83-2674 FAX 83-2728
有限会社平林組	東浦町大字石浜字三ツ池15-2	TEL 83-2680 FAX 83-8678
有限会社カジサン商会	東浦町大字緒川字竹塚8-13	TEL 83-3220 FAX 83-2252
株式会社戸田組	東浦町大字緒川字寿久茂165	TEL 34-8001 FAX 35-0999
有限会社長坂建材	東浦町大字石浜字黒鳥38	TEL 83-1906 FAX 83-1927
鍛冶森株式会社	東浦町大字石浜字川尻1-5	TEL 83-3151 FAX 83-3152
有限会社新美総合建材	東浦町大字藤江字荒子33	TEL 83-3015 FAX 83-2132
高木建設株式会社	東浦町大字緒川字旭14-6	TEL 83-2690 FAX 83-5281
株式会社竹内組	東浦町大字藤江字上之山122-2	TEL 83-4706 FAX 83-4716
トーエイ株式会社	東浦町大字藤江字ヤンチャ28-1	TEL 83-3880 FAX 84-6181
株式会社東浦ガス商会	東浦町大字石浜字岐路60-2	TEL 83-4910 FAX 84-1511
株式会社東和工務店	東浦町大字森岡字田面150	TEL 83-8434 FAX 84-1311
株式会社日東土木東浦事業所	東浦町大字緒川字八巻20	TEL 34-2895 FAX 34-2938
水野設備	東浦町大字森岡字祖母懐6-8	TEL 84-0485 FAX 84-4731
中川設備工業株式会社	東浦町大字緒川字西釜池5-15	TEL 34-9232 FAX 34-5669
有限会社カドタ水道	東浦町大字生路字門田106	TEL 83-4065 FAX 83-0116
有限会社セイワ設備工業	東浦町大字生路字西畑13-1	TEL 84-4807 FAX 84-4803
アイペイブ株式会社	東浦町大字森岡字藤後27-2	TEL 85-8353

136 災害時等における活動拠点に関する協定（知多中部広域事務組合）

東浦町（以下「甲」という。）、東浦町教育委員会（以下「乙」という。）及び知多中部広域事務組合（以下「丙」という。）は、災害時等における活動の拠点に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東浦町内に地震、風水害、津波その他の災害が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）で、半田消防署東浦支署（以下「東浦支署」という。）の機能に障害が発生した、又は発生するおそれがある場合において、東浦支署に代わり東浦町郷土資料館及び片葩の里公園（以下「災害活動拠点」という。）を活動の拠点として利用し、災害対策の万全を期するために必要な事項を定めるものとする。

（災害活動拠点）

第2条 前条の規定による災害活動拠点は、次のとおりとする。

- （1）名称 東浦町郷土資料館
所在 東浦町大字石浜字桜見台 18 番地の 4
- （2）名称 片葩の里公園
所在 東浦町大字石浜字桜見台 18 番地の 5

（利用の要請）

第3条 丙は、災害時等において、前条に規定する災害活動拠点を利用する必要があるときは、原則として甲にその旨を書面で要請するものとする。ただし、災害その他の状況により緊急に対応することが必要であるときは、口頭により要請し、後日、当該書面を提出するものとする。この場合において、甲及び乙は災害活動拠点を開放し、丙に協力するものとする。

- 2 前項の要請があった場合、甲は速やかに乙に連絡するものとする。この場合において、書面の提出があった場合は、町長部局において収受し、教育委員会に合議をするものとする。

（災害活動拠点からの撤退）

第4条 甲、乙及び丙が協議の上、災害活動拠点から移動することが妥当と判断した場合は、丙は災害活動拠点から撤退するものとする。

- 2 前項の規定により災害活動拠点から撤退した場合、丙は甲に対し書面で報告するものとする。
- 3 前項の報告があった場合、甲は速やかに乙に連絡するものとする。この場合において、書面の提出があった場合は、前条第2項の例によるものとする。

（責任の範囲）

第5条 甲及び乙は、災害活動拠点において甲及び乙の責任外で発生した事故、天災、火災、盗難等による直接的又は間接的損害についての責任は一切負わないものとする。

- 2 丙は、故意又は過失により甲及び乙の施設及び展示物等に損害を与えたときは、丙の責任において原形復旧等を行うものとする。

（経費の負担）

第6条 災害活動拠点としての利用に係る経費は、丙がこれを負担する。

（報告及び受諾）

第7条 要請及び撤退等の報告並びにこれの受諾は代理者が行うものとし、甲の代理者は東浦町防災交通課長とし、丙の代理者は半田消防署東浦支署長とする。

(有効期間)

第8条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以後、甲、乙又は丙いずれかから文書をもって協定終了の通知がない限り、継続するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

本協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ1通を保管する。

平成26年4月1日

甲 東浦町
代表者 東浦町長

乙 東浦町教育委員会
代表者 教育長

丙 知多中部広域事務組合
代表者 消防長

137 災害発生時における資機材置場に関する協定（株式会社豊田自動織機、カリモク家具株式会社、東浦カリモク株式会社、株式会社ジャパンディスプレイ）

東浦町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、東浦町内に地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の一時的な資機材の置場（以下「資機材置場」という。）の設置・使用について、次のとおり協定を締結する。

第1条（資機材置場）

災害時の資機材置場は、乙の管理するとする。

第2条（資機材置場の要請）

甲は、災害の復旧に資機材置場が必要なときは、乙に対し期間、場所、内容等（以下「協力内容」という。）を明らかにして、資機材置場の提供について協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、特別の理由がない限り、要請に協力するものとする。

第3条（資機材置場の使用条件）

1 前条第1項で定める甲の協力内容は、必要に応じて変更することができるものとする。

2 資機材置場は甲が甲の責任で使用するものとし、資機材置場の使用に関して生じる紛争について乙は責任を負わないものとする。

3 甲は、資機材置場を使用するにあたり、乙の業務を阻害しないよう努めるものとする。

4 甲は、使用期間終了時に、甲の責任と費用において資機材を撤去するものとする。

第4条（要請等の手続）

1 甲は、乙に第2条の協力要請を行うときは、口頭、電話又はファックスをもって要請するものとする。

2 甲は、前項に基づき口頭又は電話をもって乙に協力要請を行う場合は、事後速やかに協力内容を文書にして乙に交付するものとする。

第5条（使用料及び補償）

1 資機材置場の使用料は、無料とする。ただし、資機材置場の使用に要する光熱水費等の費用については、甲が負担するものとする。

2 甲が資機材置場を使用する際に、乙の施設に損負等を与えたときは、原因の如何を問わず甲の責任と費用で原形復旧を行うこととする。

第6条（協定の有効期間）

この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以後、甲、乙いずれかから文書による申出がない限り、継続するものとする。

第7条（協議）

1 甲と乙は、この協定を円滑に施行するために、災害時における協力内容、連絡先及び連絡方法など必要な事項をあらかじめ協議するものとする。

2 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1

通を保有する。

平成 15 年 10 月 28 日

甲 東浦町
 代表者 東浦町長
 乙

災害発生時における資機材置場に関する協定締結先

協定の相手方		該当施設の所在地等	協定締結年月日
名称	所在地		
株式会社豊田自動織機	刈谷市豊田町 2-1	東浦町大字緒川字下婦夫坂 1-1 豊田自動織機東浦工場	平成 15 年 10 月 28 日
カリモク家具株式会社	東浦町大字藤江字皆栄町 108 番地	東浦町大字藤江字南栄町地内及び 半田市洲の崎町地内の一部	令和元年 12 月 2 日
東浦カリモク株式会社	東浦町大字藤江字南栄町 1 番地の 14	東浦町大字藤江字南栄町地内及び 半田市洲の崎町地内の一部	令和元年 12 月 2 日
株式会社ジャパンディスプレイ東浦工場	東浦町大字緒川字上舟木 50	東浦町大字緒川字上舟木地内	平成 30 年 8 月 1 日

138 災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定

(中部電力株式会社)

東浦町（以下「甲」という。）と中部電力株式会社（以下「乙」という。）は、自然災害（地震・台風等）により電力設備に被害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときに、中部電力管轄区域の電力を迅速に復旧するために必要な作業員の参集及び待機する場所、資機材置場等となる基地（以下「災害復旧用オープンスペース」という。）として、甲の施設を一時的に使用することについて、次のとおり協定を締結する。

(使用する施設)

第1条 使用する施設は、次のとおりとする。

名称	所在地	使用面積
三丁公園（多目的広場）	東浦町大字藤江字三丁 108 番地	1,000 m ² 程度
東浦町営第2グラウンド	東浦町大字石浜字平地 25 番地	1,000 m ² 程度

(災害復旧用オープンスペースの使用手続)

第2条 乙は、災害復旧用オープンスペースを使用する必要がある場合は、甲に対し、被害状況、復旧計画等を明らかにして、口頭、電話又はファクシミリにより甲に申出をするものとし、甲は、特別な理由がない限り、これを承諾するものとする。

2 乙は、使用にあたって、前項の承諾後、速やかに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項に基づく行政財産の特別使用許可及び都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 6 条第 1 項の必要な手続を行うものとする。

3 甲は、第 1 項の場合において、復旧活動で災害復旧用オープンスペースを使用する必要があるときなどの特別の事情により、全部又は一部を乙に使用させることができない場合は、乙と使用範囲等について協議するものとする。

(使用期間)

第3条 災害復旧用オープンスペースの使用期間は、乙が使用許可を受けた日から、乙の電力設備の復旧が完了する日までとする。

(遵守事項)

第4条 乙は、災害復旧用オープンスペースを善良な使用者の注意をもって使用し、火災、盗難及び破損等の防止に努めるものとする。

(施設の使用方法等)

第5条 乙は、原則として、甲の所有する施設内の建物を使用せず、仮設事務所、仮設宿泊所、仮設トイレ等を設置するなどして使用するものとする。

ただし、甲の建物を使用する必要がある場合は、甲乙協議して使用内容を定めるものとする。

2 乙が、電気、水道、電話等を設置する場合は、乙の責任と負担において設置し、使用期間終了後、原状回復を行うものとする。

(使用料)

第6条 乙が、第 2 条の規定に基づき第 1 条の施設を使用する場合の使用料は、東浦町行政財産の特別使用に係る使用料条例第 3 条第 3 号及び東浦町都市公園条例施行規則第 11 条第 4 号の規定により免除する。

(損害賠償)

第7条 乙は、災害復旧用オープンスペースの使用にあたり、自らの責めに帰すべき事由に

より甲の所有する施設に損傷を与えた場合は、自らの責任と負担においてすべて処理するものとする。ただし、天災地変等の不可抗力により甲の所有する施設が損傷した場合は、その責を負わないものとする。

(連絡体制)

第8条 甲及び乙は、この協定を円滑に施行するため、災害時における連絡先、連絡方法等をあらかじめ相手方に報告し、連絡体制の確立を図るものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡先、連絡方法等に変更があった場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(協定期間及び更新)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は協定内容の変更の申し出がないときは、協定の期間を1年間更新するものとし、以後この例によるものとする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年5月1日

(甲) 東浦町
東浦町長

(乙) 中部電力株式会社
半田営業所長

139 災害時における相互連携に関する協定

(中部電力パワーグリッド株式会社)

東浦町（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社（以下、「乙」という。）は、災害時に相互に連携して対応にあたることとし、次のとおり連携に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東浦町内で地震、洪水等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合（以下、「災害」という。）又は発生するおそれがある場合に、甲乙が連携し、対応することにより、町民生活の早期復旧に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この協定の適用範囲は、東浦町内とする。

(連携事項)

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の事項について連携するものとする。

- (1) 甲及び乙は、災害発生時又は発生が予想される場合には、相互に連絡体制を確立し、連携して停電情報等必要な情報の共有に努めるものとする。
- (2) 甲及び乙は、災害発生時に、乙の所有する設備が甲の管理する道路の通行に支障を来たした場合は、甲乙が連携して通行の確保に努めるとともに、甲が管理する緊急輸送道路等については、これを可能な限り優先的に実施するものとする。
- (3) 乙は、早期の停電復旧のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、緊急の業務に支障のない範囲において、協力するものとする。
- (4) 乙は、停電復旧作業に必要な活動拠点について、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。
- (5) 甲及び乙は、甲乙が保有する連絡・通信手段等を利用し、東浦町民に対して停電情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。
- (6) 甲及び乙は、病院、避難所等の優先的に停電復旧すべき重要施設について、平時から確認・調整等情報を共有するとともに、甲は重要施設に対して自家発電設備の設置等の停電対策の促進に努めるものとする。
- (7) 甲及び乙は、災害時における道路の寸断及び停電を未然に防止するため、被害を及ぼす恐れのある樹木の除去等、事前対策に取り組むものとする。
- (8) 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、甲乙が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

(連携方法)

第4条 前条の連携に関する詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(費用負担)

第5条 この協定に基づいて甲及び乙が実施した事項に要した費用負担等については、甲乙協議の上、別途決定する。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定の実施を通じて知り得た相手方に関する秘密情報及び第三者の個人情報を、他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第7条 この協定の実施にあたっては、甲及び乙が相互に協力し、甲乙の従事者並びに第三者の安全確保には万全を期すものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(期間)

第9条 この協定は、協定締結日から、令和3年3月31日まで効力を有するものとする。ただし、期間満了日までに甲乙いずれからも、書面による変更又は廃止の申し出がないときは、期間満了日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年9月28日

愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地

甲 東浦町長

愛知県半田市東洋町一丁目3-3

乙 中部電力パワーグリッド株式会社
半田営業所長

140 災害時における相互連携に関する協定（西日本電信電話株式会社）

東浦町（以下「甲」という。）、及び西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の大規模な通信障害に対して、連携して対応にあたることとし、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東浦町内で災害による大規模な通信障害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、甲乙が連携し対応することにより、迅速な災害復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は、東浦町内とする。

（連携事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の事項について連携するものとする。

- （1）甲及び乙は、大規模な通信障害が発生した場合若しくはそのおそれがある場合には、必要に応じて甲乙が連携し、通信障害情報等の共有に努めるものとする。
- （2）甲及び乙は、乙の設備が甲の管理する道路等に支障を及ぼした場合、連携して通行の確保にあたるとともに、甲の管理する緊急輸送道路等については、これを可能な限り優先的に実施するものとする。
- （3）乙は、早期の通信障害復旧のため、甲に対して必要な箇所の啓開作業を要請できるものとし、甲は、緊急の業務に支障のない範囲において、これに協力するものとする。
- （4）乙は、通信障害復旧作業に必要となる活動拠点について、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。
- （5）甲及び乙は、双方が保有する連絡・通信手段等を利用し、東浦町民に対して通信障害の情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。
- （6）甲は、優先的に通信障害の仮復旧のための機器を配置すべき重要施設について確認し、乙と情報共有しておくとともに、情報に変更が生じた場合は、随時共有するものとする。
- （7）乙は、通信障害の仮復旧のための機器を配置する場合は、復旧見通し及び仮復旧箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案し配備するものとする。
- （8）甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

（連携方法）

第4条 前条の連携に関する詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（費用負担）

第5条 この協定に基づいて甲及び乙が実施した事項に要した費用は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報等を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第7条 この協定の実施にあたっては、甲乙相互に協力し、甲及び乙の従事者並びに第三者の安全確保に万全を期すものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(期間)

第9条 この協定は、協定締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了日までに甲及び乙のいずれからも書面による変更又は廃止の申し出がないときには、期間満了日の翌日から1年間延長することとし、以降も同様とする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和4年1月7日

甲 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地
東浦町
東浦町長

乙 愛知県名古屋市中区大須4丁目9番60号
西日本電信電話株式会社 東海支店
執行役員 東海支店長

141 災害支援協力に関する覚書（東浦郵便局）

東浦町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社東浦郵便局（別表の郵便局を含む。以下「乙」という。）は、東浦町内に発生した地震その他による災害時において、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、東浦町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができるものとする。

- (1) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設情報
 - (2) 被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
 - (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
 - (4) 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における次の郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除
 - (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
 - (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項^(注)
 - (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
- （注）「避難者情報確認シート（避難先届）」又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を甲乙協議の上決定し、要請した者が負担するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

- 甲 東浦町総務部防災交通課長
- 乙 日本郵便株式会社 東浦郵便局長

(協議)

第8条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期限は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から書面による協定の終了の申し出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(旧覚書の効力)

第10条 この協定の締結をもって、平成10年2月4日付けで締結した「災害支援協力に関する覚書」については、無効とする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年4月16日

甲 知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地
 東浦町長 神谷明彦

乙 知多郡東浦町大字緒川字家下 32 番地の 1
 日本郵便株式会社
 東浦郵便局長 櫛田 敦

「別表」

郵便局名	所在地	電話番号
東浦森岡郵便局	〒470-2101 知多郡東浦町大字森岡字山之神 56 番地の 3	0562-83-7715
東浦東ヶ丘郵便局	〒470-2102 知多郡東浦町大字緒川字丸池台 1 番地の 13	0562-84-3911
東浦石浜郵便局	〒470-2103 知多郡東浦町大字石浜字白山 13 番地の 9	0562-83-2314
東浦生路郵便局	〒470-2104 知多郡東浦町大字生路字池下 7 番地の 12	0562-83-4241

142 道路破損についての情報提供に関する覚書（東浦郵便局）

東浦町と東浦郵便局は、相互に協力して、道路を常時良好な状態に維持し、町民生活の安全を守り、地域社会の発展を目指すこととする。

そこで、東浦郵便局においては、職員が集配業務等の途上で道路の損傷等を発見した場合、速やかに東浦町に通報する。東浦町は、早期に対応することとする。

以上を合意し、次のとおり覚書を締結する。

- 1 道路の種類
公道（国・県・町道）とする。
- 2 通報範囲
町内におけるすべての公道とする。
- 3 通報内容
道路の陥没、溝蓋の破損、土砂崩れ、道路案内板、ガードレール、カーブミラー、街路樹、橋の異常とする。
- 4 通報方法
東浦郵便局において緊急性の可否を判断し、緊急の場合は電話（又はFAX）で東浦町産業建設部管理課へ通報する。緊急を要しないものは、文書で連絡する。
- 5 補修工事等
東浦町は、前項の連絡を受けた時は、補修工事等の必要性を検討し、速やかに対応するものとする。
なお、東浦町管理以外の道路等については、東浦町から関係機関に連絡することとする。
- 6 実施時期
本覚書の締結日からとする。
- 7 その他
覚書に記載された内容に疑義が生じ、内容を変更する場合及び細部の検討を要する場合は、東浦町及び東浦郵便局間で別途協議することとする。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、両者が署名の上、各自その1通を保有する。

平成10年2月4日

甲 東 浦 町 長

乙 東浦郵便局長

143 災害時における地図製品等の供給等に関する協定

(株式会社ゼンリン)

半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第1号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討することにより、住民生活における防災力の向上に努めること。

(定義)

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、各市町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、各市町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

(地図製品等の供給の要請等)

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

2 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

4 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

5 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、

善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第1号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

この協定を証するため、本書11通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年3月15日

甲	半田市	市長	阿久比町	町長
	常滑市	市長	東浦町	町長
	東海市	市長	南知多町	町長
	大府市	市長	美浜町	町長
	知多市	市長	武豊町	町長

乙 株式会社ゼンリン

144 広告付き避難場所看板の設置に関する協定

(中電興業株式会社、テルウェル西日本株式会社)

東浦町（以下「甲」という。）、中電興業株式会社（以下「乙」という。）及びテルウェル西日本株式会社（以下「丙」という。）は、東浦町における広告付き避難場所看板（以下「看板」という。）の設置について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東浦町地域防災計画に基づき、避難場所の案内標識となる看板を設置することにより、平常時から町民に対し避難場所の周知を行うとともに、速やかに避難ができるようにするため、看板の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 看板 乙及び丙の実施している広告事業のうち、電柱へ設置する看板（巻き付け、突出し）に、災害時の避難場所と民間企業などの広告を併せて記載するものをいう。
- (2) 広告主 本協定の趣旨に賛同する企業等をいう。
- (3) 避難場所 甲が定める指定緊急避難場所及び指定避難所をいう。
- (4) 電柱 中部電力株式会社及びN T T西日本株式会社が所有する電柱をいう。

(情報の提供)

第3条 甲は、看板の設置のために必要な情報を乙及び丙に提供し、本協定の目的の実現に必要な指導、協力を行うものとする。

(乙及び丙の業務)

第4条 乙及び丙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- (1) この協定の目的に適う広告主を募り、看板の設置に必要な手続きを行うこと。
- (2) 設置された看板に関する維持管理及び町民からの申し出等に対して対応を行うこと。
- (3) 看板の設置状況につき、甲が求めるとき、新規設置のあったときに報告を行うこと。
- (4) 避難場所の変更等により、看板の表示を修正する必要があるときは、甲の情報に基づき速やかに必要な修正を行うこと。

(看板の仕様及び設置場所)

第5条 看板の仕様及び設置場所については、甲乙丙が協議の上、決定するものとする。

2 看板に記載する避難場所は、看板設置場所から最も近い距離の避難場所を表示することとする。ただし、必要に応じて、甲乙丙が協議の上、決定するものとする。

(経費等)

第6条 看板の設置にあたり、必要な経費等は、乙及び丙並びに広告主が負担し、甲は負担しないものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた事項は、甲乙丙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年8月2日

- 甲 東浦町
代表者 東浦町長

- 乙 中電興業株式会社
半田営業所長

- 丙 テルウェル西日本株式会社
取締役東海支店長

145 災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定

(公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部)

愛知県（以下「甲」という。）及び市町（乙1から乙49まで）（以下、乙1から乙49までを総称して「乙」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部（以下「丙」という。）は、甲及び乙の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が自然災害等により被災した場合（以下「災害時」という。）における丙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、下水道施設に対する災害時被害の拡大防止と、被災した下水道施設の早期復旧を図ることを目的として、甲及び乙に対する丙の技術支援協力に関する基本的事項を定める。

(技術支援協力の定義)

第2条 この協定における丙の技術支援協力とは、丙による支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）の紹介と、支援協力者の中から甲又は乙より選任された会員（以下「業務実施者」という。）が実施する災害査定資料の作成、災害時における応急復旧方法の検討等の業務と定義する。

(技術支援協力の要請)

第3条 甲又は乙の丙に対する技術支援協力の要請は、第8条に規定する甲の事務局を經由して書面（様式第1）により行うこととし、甲の事務局は、甲又は乙の技術支援協力の要請をとりまとめたうえで、書面（様式第2）により、第8条に規定する丙の事務局に要請する。ただし、緊急時等でこれによりがたい場合は、甲の事務局を經由せずに丙に要請することができる。

2 丙は、前項による要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から、支援協力者を書面（様式第3）により甲又は乙に通知する。甲の事務局を經由せずに丙に要請があった場合は、要請した者に通知する。但し、災害の状況等やむを得ない事情により、会員が技術支援協力を実施できない場合においては、この限りではない。

3 甲又は乙は、前項による通知を受けた後、支援協力者の中から業務実施者を選任し、甲の事務局を經由して書面（様式第4）により丙に通知することとし、甲の事務局は、甲又は乙が選任した業務実施者を取りまとめたうえで、書面（様式第5）により丙の事務局に通知する。甲の事務局を經由せずに丙から通知を受けた場合は、通知を受けた者が丙に通知する。

(委託契約の締結及び費用)

第4条 甲又は乙は、業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

2 技術支援協力に係る費用は、支援を受ける甲又は乙の個々による負担とし、それぞれが個々に業務実施者と協議する。

3 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を甲又は乙に請求する。甲又は乙は業務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。

4 第1項の業務委託契約締結後に、契約変更が必要な事項が生じた場合には、甲又は乙と業務実施者は協議して業務委託契約を変更することができる。

(業務の実施)

第5条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

(労災及び損害補償など)

第6条 支援業務において、労働災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用する。

2 技術支援協力の実施に伴い、甲、乙又は業務実施者の責めに帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施者等に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲又は乙に報告しなければならない。その措置について、甲又は乙及び業務実施者は協議して定める。

(広域の被災)

第7条 甲及び丙は、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、当該下水道対策本部に関わる支援活動への対応方針について協議し、決定する。

(事務局及び連絡体制)

第8条 技術支援協力の要請及び支援協力者並びに業務実施者に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲、乙及び丙はそれぞれ連絡体制を定めておくものとする。甲及び丙の技術支援協力に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、愛知県建設局下水道課とする。
- (2) 丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部事務局とする。
- (3) 連絡体制に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は乙及び丙に伝える。

(情報の保護)

第9条 甲、乙、丙及び業務実施者は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(合同訓練)

第10条 甲、乙及び丙は、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行う。

2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

(協定の有効期間)

第11条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和6年3月31日までとする。

2 期間満了の30日前までに甲、乙又は丙から、書面による協定終了の意思表示がない限り、さらに1年間その効力を継続するものとし、その後も同様とする。

3 前2項にかかわらず、甲、乙又は丙は、締結相手方それぞれとの事前協議を経て、協定

を破棄することができる。

(補則)

第12条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙による協議のうえ定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。また、乙は、甲に提出する同意書をもって本協定の締結を証する。丙は同意書の写しを保有し、乙は本書の写しを保有する。

令和5年11月1日

甲	愛知県知事
乙1	豊橋市上下水道局長
乙2	岡崎市水道事業及び下水道事業管理者
乙3	一宮市水道事業等管理者
乙4	瀬戸市長
乙5	半田市長
乙6	春日井市長
乙7	豊川市長
乙8	津島市長
乙9	碧南市長
乙10	刈谷市長
乙11	豊田市事業管理者
乙12	安城市長
乙13	西尾市長
乙14	蒲郡市長
乙15	犬山市長
乙16	常滑市長
乙17	江南市長
乙18	小牧市長
乙19	稲沢市長
乙20	新城市長
乙21	東海市長
乙22	大府市長
乙23	知多市長
乙24	知立市長
乙25	尾張旭市長
乙26	高浜市長
乙27	岩倉市長
乙28	豊明市長
乙29	日進市長
乙30	田原市長

乙31 愛西市長
乙32 清須市長
乙33 北名古屋市長
乙34 弥富市長
乙35 みよし市長

乙36 あま市長
乙37 長久手市長
乙38 東郷町長
乙39 豊山町長
乙40 大口町長
乙41 扶桑町長
乙42 大治町長
乙43 蟹江町長
乙44 阿久比町長
乙45 東浦町長
乙46 武豊町長
乙47 幸田町長
乙48 設楽町長
乙49 東栄町長

丙 公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部
支部長

146 災害時等における人員輸送等に関する協定書

(バス・タクシー会社8社)

東浦町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれのある場合（以下「災害時等」という。）における車両による人員輸送等の要請に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙に対し協力を要請する車両による人員輸送等業務（以下「業務」という。）を適切かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において、乙の協力を必要と認めるときは、協力要請書（別記様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書により要請する時間がないときは、電話その他の方法により要請し、事後において速やかに協力要請書を提出するものとする。

（業務の引受）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務引受けの可否を速やかに連絡するものとする。

（業務の内容等）

第4条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

（1）要配慮者等の輸送

（2）災害応急対策等に必要の人員の輸送

（3）電源の供給

（4）前各号に定めるもののほか、甲が必要とする車両による支援

2 前項の業務は、運行管理者が安全に輸送できること等を確認したうえで、実施するものとする。

（業務の報告）

第5条 乙は、甲から要請のあった業務を実施したときは、速やかに終了報告書（別記様式第2号）によりその状況を甲に報告するものとする。ただし、文書により報告する時間がないときは、電話その他の方法により報告し、事後において速やかに報告書を提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の規定により要請のあった人員輸送等に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による認可運賃および料金等を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

3 乙は、第1項の費用を甲に請求するものとし、甲は、乙より請求があった場合は速やかに支払うものとする。

（事故等）

第7条 乙は、車両の故障やその他の事由により運行を中断したときは、速やかに代替車両を手配してその運行を継続するように努めるものとする。

2 乙は、車両の運行に際し事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の補償等)

第8条

- 1 甲は、第3条の規定により従事した者が、その責に帰することができない事由により死亡し、負傷し、疾病にかかり、または障害の状態となった場合は、東浦町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年9月29日条例第19号）の例により、甲はその損害を補償するものとする。また、第3条の規定により使用する車両等が損傷したときは、甲乙協議の上、災害補償等の内容を決定するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れるものとする。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平常時から情報交換を行い、災害発生時等に備えるものとする。

- 2 甲及び乙は、担当者に変更があった場合は速やかに報告しなければならない。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日とする。ただし、協定の有効期間が満了する3か月前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示がない場合は1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、甲および乙は協議の上、別途定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年8月2日

甲 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20
知多郡東浦町
代表 東浦町長

乙

災害時等における人員輸送等に関する協定締結先

会社名	本社所在地	電話番号
知多乗合株式会社	愛知県半田市住吉町二丁目 163-7	0569-21-5233
名鉄観光バス株式会社	名古屋市中川区西日置 2-3-5	052-228-8000
名鉄知多タクシー株式会社	愛知県半田市南末広町 124-12	0569-21-1320
大興タクシー株式会社	愛知県刈谷市神田町 1-57	0566-21-3419
安全タクシー株式会社	愛知県半田市山崎町 30-1	0569-21-1939
サンレー交通株式会社	愛知県常滑市大谷字猿喰 110	0569-37-1234
株式会社知多つばめタクシー	愛知県東海市名和町東岨 38-1	052-482-0641
鯨第一交通株式会社	愛知県名古屋市北区中切町 1-63	052-913-1112

《様式省略》